

医政指発0308第2号  
平成22年3月8日

日本赤十字社長 殿  
社会福祉法人恩賜財団済生会理事長 殿  
全国厚生農業協同組合連合会代表理事理事長 殿  
社会福祉法人北海道社会事業協会理事長 殿  
社団法人日本医師会会長 殿  
社団法人日本病院会会長 殿  
社団法人全日本病院協会会長 殿  
社団法人日本精神科病院協会会長 殿  
社団法人日本医療法人協会会長 殿  
社団法人全国自治体病院協議会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



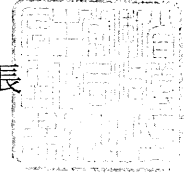
救急医療対策事業、へき地保健医療対策事業等に係る  
事業計画書及び交付申請書の提出について

平成22年度における標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）あて通知しましたので、御了知のうえよろしくお取り計らい願います。

医政指発0308第1号  
平成22年3月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



救急医療対策事業、へき地保健医療対策事業等に係る  
事業計画書及び交付申請書の提出について（依頼）

平成22年度における標記対策事業に係る国庫補助金の執行に当たっては、各都道府県に対し、提出された事業計画に基づく効果的・効率的な配分及び迅速な執行を行うこととしております。

つきましては、下記に留意の上、事業計画書及び交付申請書の提出について、準備方よろしくご配慮願います。なお、平成22年度の事業計画及び交付申請に係る説明聴取を行う予定はありません。

また、医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る事業に関して、当課所管以外の事業計画書の提出については、各所管課から依頼することとし、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金並びに医療施設運営費等補助金に係る事業については、当課が取りまとめこの通知により提出を依頼しています（各事業の内容等のご質問については、各所管課担当者までご照会ください。）。

なお、平成22年度においては、別紙のスケジュールで執行を行うこととしているので、提出期限までに事業計画書及び交付申請書の提出がない場合には、交付の対象とならないことも有り得ることをご承知おき願います。

本通知については、関係各課とは協議済であることを申し添えます。

## 記

- 1 事業計画書の提出を依頼する事業
  - (1) 医療施設等施設整備費補助金のうち当課所管の各事業
  - (2) 医療施設等設備整備費補助金のうち当課所管の各事業
  - (3) 医療提供体制施設整備交付金の各事業
  - (4) 医療提供体制推進事業費補助金の各事業
  
- 2 交付申請書の提出を依頼する事業  
医療施設運営費等補助金の各事業

### 3 提出期限 (必着)

- (1) 1 (1) ~ (3) について 平成22年3月19日 (金)  
ただし、1 (3) の平成22年度新規の事業については、平成22年3月31日 (水) までとする。
- (2) 1 (4) について 平成22年3月31日 (水)  
ただし、平成22年度新規の事業については、平成22年6月10日 (木) までとする。
- (3) 2について 平成22年4月30日 (金)  
ただし、平成22年度新規の事業については、平成22年6月30日 (水) までとする。
- (注) 実施要綱等で補助対象事業の選定を別途行うとしている事業については、交付申請の前に、事業計画書の提出を依頼することとしている (各担当より別途連絡)。

### 4 提出資料

- (1) 医療施設等施設整備費補助金関係 (事業計画書)
- ア 平成22年度医療施設等施設整備事業計画総括表  
(注) 優先順位の高いものから順に入力すること。
  - イ 施設整備事業計画書 (様式1-1~6)
  - ウ 施設整備事業費内訳書 (様式2)
- (2) 医療施設等設備整備費補助金関係 (事業計画書)
- ア 平成22年度医療施設等設備整備事業計画総括表  
(注) 優先順位の高いものから順に入力すること。
  - イ 設備整備事業計画書 (様式3-1~11)
- (3) 医療提供体制施設整備交付金関係 (事業計画書)
- ア 医療提供体制施設整備交付金交付要綱 (案) に規定する提出書類
  - イ 医療提供体制施設整備事業計画書 (様式4-1~4-39)
  - ウ 施設整備事業費内訳書 (様式2)
  - エ 各都道府県における医療計画のうち事業計画該当部分の写し
- (4) 医療提供体制推進事業費補助金関係 (事業計画書)
- ア 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (案) に規定する提出書類  
(注) その他参考となるべき書類については、必要に応じて各所管課から連絡されること。
  - イ 各都道府県における医療計画のうち事業計画該当部分の写し
- (5) 医療施設運営費等補助金関係 (交付申請書)
- 医療施設運営費等補助金交付要綱 (案) に規定する提出書類

注1) 事業計画書及び交付申請書は、別添の医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表 (案)、医療施設等設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

(案)、医療提供体制施設整備交付金交付要綱比較表(案)、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱比較表(案)並びに医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱新旧対照表(案)、各実施要綱(案)並びに現在の交付要綱及び実施要綱を参考に作成すること。

注2) 提出資料は、個別の事業の資料については事業ごとに編綴(縦長横綴じ、A4判厳守)し、その他の資料を別途添付すること。

## 5 留意事項

- (1) 事業計画策定及び交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問点については、事前に各所管課担当者に協議すること。
- (2) 医療施設等施設整備費補助金の事業計画の協議に当たっては、「医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について」(平成9年4月30日健政発第427号関係部局長通知)の内容を十分踏まえ、事業計画書を提出すること。
- (3) 平成22年度の事業計画の変更等については、原則として提出期限後は受け付けない方針であるので、市町村等と十分協議の上、事業計画書等を作成すること。
- (4) 事業の実施に当たり財産処分を要するものについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日医政発第0417001号厚生労働省医政局通知)に基づき所要の手続を行うこと。
- (5) 事業費の算出に当たっては、適切に算出し、根拠となる資料を必ず添付すること。  
なお、内示後に事業費が増加した場合、増加分については内示があるとは限らないので留意すること。
- (6) 医療施設等施設整備費補助金関係事業、医療施設等設備整備費補助金関係事業、医療提供体制施設整備交付金関係事業及び医療提供体制推進事業費補助金(医療提供体制設備整備事業に限る。)関係事業を行う施設について、医療計画に記載されている内容を記載すること(様式5)。
- (7) 建築構造が従来の鉄筋コンクリート、ブロック、木造に該当しない構造において国庫補助基準単価の適用については、次のように取り扱うこととするので留意されたい。
  - ア 鉄骨鉄筋コンクリート造については「鉄筋コンクリート」単価を適用する。
  - イ 鉄骨構造、その他の構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等の工法である場合には、「鉄筋コンクリート」単価を用い、その他は「ブロック」単価を適用する。  
なお、「鉄筋コンクリート」単価を用いる場合は、強度・耐久性が鉄筋コンクリート造と同等であることを証明する書類(都道府県等の建築課又は一級建築士等による証明)を添付すること。
- (8) なお、平成22年度については、特に以下の点に留意して事業計画策定及び交付申請をお願いする。
  - ア 平成22年度「救急医療対策実施要綱」(案)において、救命救急センター

運営事業、救命救急センター施設整備事業及び救命救急センター設備整備事業の加算対象である小児救急専門病床の要件緩和を行っていること。

イ 医療連携体制推進事業については、平成22年度「地域医療対策事業実施要綱」（案）において、従来より補助対象であった「セミオープンシステムの導入」について、より積極的に取り組んで頂きたいことから、各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業として追加をしたこと。

ウ 患者・家族対話推進事業については、NPO法人等が行う医療の公共性等に関する現状認識の普及や患者・家族等地域住民の医療への参加を促進するための啓発事業も補助対象となること。

## 平成22年度国庫補助金執行スケジュール

補助金等	時 期	手 続
医療施設等設備整備費補助金	平成22年3月19日	事業計画書提出締切
医療施設等施設整備費補助金	平成22年4月上旬	交付決定の内示
医療提供体制施設整備交付金	平成22年4月30日	交付申請書提出締切
	平成22年6月末まで	交付決定
医療提供体制推進事業費補助金	平成22年3月31日	事業計画書提出締切
	平成22年4月下旬	交付決定の内示
	平成22年5月17日	交付申請書提出締切
	平成22年6月末まで	交付決定
	平成22年5月17日	※救命救急センター・救急医療情報センター現況調提出締切
	平成22年6月10日	※事業計画書提出締切
	平成22年6月下旬	※救命救急センター評価、救急医療情報センター基準額設定
	平成22年7月上旬	※交付決定の内示
	平成22年7月30日	※交付申請書提出締切
	平成22年9月末まで	※交付決定
医療施設運営費等補助金	平成22年4月30日	交付申請書提出締切
	平成22年6月末まで	交付決定
	平成22年6月30日	※交付申請書提出締切
	平成22年9月末まで	※交付決定

注1) 提出期限までに提出された事業計画書及び交付申請書のみについて審査を行い、交付決定（の内示）の手続を行うこととしているので、準備が整った事業だけでも提出すること。

注2) 1回目の交付決定（の内示）を行っても予算に残額があった場合には、追加募集を行い、2回目の交付決定（の内示）を行うことを予定している。

注3) 手続欄に※印が付されているものは、提出期限を別に設定した平成22年度より新たに創設される事業等に係る手続である。

医療施設等施設整備費補助金概要（平成22年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
	独法	公立	公的	民間					
(1) へき地診療所施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	0	診療所 （診療部門）次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ （医師住宅）80㎡ （看護師住宅）80㎡	へき地診療所の新築、増改築、改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費等	
									ヘリポート
(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/2	1/4	— （診療部門）160㎡ （医師住宅）80㎡ （看護師住宅）80㎡	過疎地域等特定診療所の新築、増改築、改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費等	
(3) へき地保健指導所施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/3（沖縄県は1/2）	0	— （指導部門）70㎡ （住宅部門）50㎡	へき地保健指導所の新築に要する工事費等	
(4) 研修医のための研修施設整備事業 (医政局医事課医師臨床研修推進室臨床研修係)	×	×	×	○	1/2	—	— 研修医数×30㎡（1,000㎡を限度）	研修棟の新築、増改築に要する工事費等	
(5) 臨床研修病院施設整備事業 (医政局医事課医師臨床研修推進室臨床研修係)	×	×	×	○	1/2	—	— 500㎡	外来診療棟（臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。）の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等	
(6) へき地医療拠点病院施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2	— （診療部門）1,000㎡ （医師住宅）1戸当たり 80㎡（2戸を限度）	へき地医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業 (医政局医事課医師臨床研修推進室臨床研修係)	×	×	×	○	1/3	1/3	— 研修医数×20㎡	臨床研修医の宿舎の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/3	1/3	— 室数（8室を限度）×40㎡×226千円（改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額）	離島等患者宿泊施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(9) 産科医療機関施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/3	1/3	— （診療部門）30㎡ （宿泊施設）室数（2室を限度）×40㎡	産科医療機関の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業（新規） (医政局医事課総務係)	△	○	○	○	1/2	1/2	— 60㎡	死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）補助事業者となり得るが、総務大臣の同意が必要

×

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。「—」は間接補助となる場合がないことを示している。

医療施設等設備整備費補助金概要（平成22年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間					
(1) へき地診療所設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2 (沖縄 県は3/4)	0	医療機 器整備	15,750千円	へき地診療所として必要な 医療機器購入費
(2) へき地患者輸送車(艇)整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/2	0	患者輸 送車	(マイクロバスの場合) 1台当たり 2,701千円 (ワゴン車の場合) 1台当たり 1,407千円	患者輸送用マイクロバス、 ワゴン車等の購入費
							患者輸 送艇	1隻当たり 9,735千円	患者輸送艇購入費
							患者輸 送用雪 上車	1台当たり 8,155千円	患者輸送用雪上車購入費
(3) へき地巡回診療車(船)整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2(0)	医師往 診用雪 上車	1台当たり 420千円	医師往診用小型雪上車購入 費
							巡回診 療車	1台当たり 1,361千円	巡回診療用自動車及び積載 する医療機器購入費
							巡回診 療用雪 上車	1台当たり 4,048千円	巡回診療用雪上車及び積載 する医療機器購入費
							巡回診 療船	1隻当たり 8,668千円 (中型は23,847千円)	巡回診療用船舶建造費及び 積載する医療機器購入費
(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業 (医政局歯科保健課総務係)	×	○	×	×	1/2	-	歯科巡 回診療 用自動 車	1台当たり 3,568千円	歯科巡回診療用自動車及び 積載する機器購入費
							遠隔型 離島用 近接型 離島用	1班当たり 1,785千円 1班当たり 1,050千円	離島歯科巡回診療に必要な 歯科医療機器購入費
(5) 過疎地域等特定診療所設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/2	1/4	医療機 器整備	15,750千円	過疎地域等特定診療所として 必要な医療機器購入費
(6) 沖縄医療施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	○	×	3/4	-	医療機 器整備	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器 購入費
(7) 奄美群島医療施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/2	-	医療機 器整備	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器 購入費
(8) へき地保健指導所設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/3 (沖縄 県は1/2)	0	保健師 用自動 車	1台当たり 456千円	保健師用自動車購入費
(9) へき地医療拠点病院設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2	医療機 器整備	52,500千円	へき地医療拠点病院として 必要な医療機器購入費
							歯科医 療機器 等整備	26,250千円	へき地医療拠点病院として 必要な歯科医療機器等購入 費
(10) 遠隔医療設備整備事業 (医政局政策医療課医療技術情報推進室管理係)	△	○	○	○	1/2	0	遠隔医 療設備 整備費	(遠隔画像診断装置) 支援側医療機関 テレパソロジー 4,389千円 テレラジオロジー 15,645千円 依頼側医療機関 テレパソロジー 13,553千円 テレラジオロジー 14,180千円 (在宅患者用遠隔医療装置) 7,875千円	遠隔医療の実施に必要なコン ピュータ及び付属機器等 の購入費



医療施設等設備整備費補助金概要（平成22年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
	独法	公立	公的	民間					
(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業 (医政局医事課医師臨床研修推進室臨床研修係)	×	×	○	○	1/2	—	情報通 信機器	(支援側医療機関) 7,500千円 (依頼側医療機関) 7,500千円	臨床病理検討会の適切な開 催に必要な画像伝送・受信 システム、テレビ会議シス テム及び附属機器等の購入 費
(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	0	情報通 信機器	(支援側医療機関) 7,500千円 (依頼側医療機関) 7,500千円	へき地・離島における診療 支援に必要な画像伝送・受 信システム、テレビ会議シ ステム及び附属機器等の購 入費
(13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/3	1/3	初度設 備費	1室当たり 223千円(8室を限度)	離島等患者宿泊施設の初度 設備に必要な備品購入費
(14) 産科医療機関設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2	医療機 器整備	8,673千円	産科医療機関として必要な 医療機器購入費
(15) 死亡時画像診断システム設備整備事業(新規) (医政局医事課総務係)	△	○	○	○	1/2	1/2	医療機 器整備	20,000千円	死亡時画像診断の実施に必 要な医療機器購入費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…(間接)補助事業者となり得る

△…(間接)補助事業者となり得るが、総務大臣の同意が必要

×…(間接)補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率(持ち出しとなる率)である。「—」は間接補助となる場合がないことを示している。

医療提供体制施設整備交付金概要（平成22年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	（1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	-	次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150㎡ (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡	休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等
	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	-	150㎡	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等
							CCU	15㎡×心臓病専用病床数(2床を限度)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(2床を限度)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
	(3) 救急ヘリポート施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	-	36,909千円	ヘリポート整備に要する工事費等
	(4) 救命救急センター施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	-	2,300㎡	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等
							ヘリポート	58,808千円	ヘリポート整備に要する工事費等
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(4床を限度)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
							小児救急専門病床	15㎡×小児救急専門病床数(6床を限度)	小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等
							CCU	15㎡×心臓病専門病床数(4床を限度)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等
重症外傷専門病床							15㎡×重症外傷専門病床数(4床を限度)	重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
補強	2,300㎡×32,700円	救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等							
(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	-	150㎡	小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
(6) 小児初期救急センター施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	-	300㎡	小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等	
(7) 小児集中治療室施設整備事業(新規) (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	-	20㎡×小児集中治療室病床数	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
(8) 小児医療施設施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係)	△	×	○	○	0.33	-	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 1,300㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 800㎡ (小児総合病院) 4,000㎡	小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	

医療提供体制施設整備交付金概要（平成22年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	
		独法	公立	公的	民間					
A 医療計画等の推進に関する事業	(9) 周産期医療施設施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係)	△	×	○	○	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 500㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 300㎡	母胎・胎児集中管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	(10) 地域療育支援施設施設整備事業(新規) (医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係)	△	×	○	○	0.5	—	130㎡×床数(10床を限度)	地域療育支援施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	(11) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	○	○	0.33	—	2,935千円×廃止・削減病床数	小児科・産科連携病院等の病床転換整備に係る改修に要する工事費等	
	(12) 共同利用施設施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	0.33	—	(特殊診療棟) 300㎡ (開放型病棟) 一般病床(50床を限度)×13.88(12.56)㎡	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事	
	(13) 医療施設近代化施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係) (健康局結核感染症課結核対策係) (社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課精神医療施設係)	病院	△	×	○	○	0.33	(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (加算条件) 25(15)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (電子カルテ) 588千円×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等に係る新築、増改築、改修に要する工事費等	
								改修により療養病床を整備する病院		2,935千円×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度)
								結核病棟改修等整備事業		(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数 (陰圧化等空調整備を併せて行う場合) 15㎡×整備後の整備区域の病床数
								承継に伴う診療所		次のいずれかの面積 (無床の場合) 160㎡ (有床で5床以下の場合) 240㎡ (有床で6床以上の場合) 760㎡
								改修等により療養病床を整備する診療所		2,935千円×整備後の療養病床の病床数
								療養病床療養環境改善事業		(機能訓練室) 40㎡ (患者食堂) 1㎡×療養病床数 (浴室) 浴室1か所当たり 8,581千円
介護老人保健施設及び診療所	(介護老人保健施設) 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病床数を限度)×3,031(3,637、1,516)千円 (併設診療所) 160㎡									

医療提供体制施設整備交付金概要（平成22年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
A 医療計画等の 推進に関する 事業	(14) 不足病床地区病院施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	×	0.33	—	療養病床数及び一般病床数（100床又は50床を限度）×21.00(18.84)㎡	不足病床地区病院の新築、増改築に要する工事費等
	(15) 基幹災害医療センター施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	○	0.33	補強	2,300㎡×32,700円	基幹災害医療センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等
							備蓄倉庫	120,814千円	備蓄倉庫整備に要する工事費等
							自家発電装置	145,381千円	自家発電装置整備に要する工事費等
							受水槽	133,974千円	受水槽整備に要する工事費等
							研修部門	92,935千円	研修部門整備に要する工事費等
	(16) 地域災害医療センター施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	○	0.33	ヘリポート	108,954千円	ヘリポート整備に要する工事費等
							補強	2,300㎡×32,700円	地域災害医療センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等
							備蓄倉庫	34,076千円	備蓄倉庫整備に要する工事費等
							自家発電装置	145,381千円	自家発電装置整備に要する工事費等
	(17) 院内助産所・助産師外来施設整備事業 (医政局看護課予算係)	△	×	○	○	0.33	—	30㎡	院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築、改修に要する工事費等
							受水槽	133,974千円	受水槽整備に要する工事費等
(18) がん診療施設施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	○	0.33	—	1,300㎡	がん診療施設の新築、増改築に要する工事費等	
(19) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	×	0.33	—	450㎡	医学的リハビリテーション施設の新築、増改築に要する工事費等	
(20) 腎移植施設施設整備事業 (健康局疾病対策課臓器移植対策室移植普及係)	△	×	○	○	0.33	—	100㎡	腎移植施設の新築、増改築に要する工事費等	
(21) 特殊病室施設整備事業 (健康局疾病対策課臓器移植対策室移植普及係)	△	×	○	○	0.33	—	1室当たり 50,570千円	特殊病室（無菌室）整備に要する工事費等	
(22) 肝移植施設施設整備事業 (健康局疾病対策課臓器移植対策室移植普及係)	△	×	○	○	0.33	—	100㎡	肝移植施設の新築、増改築に要する工事費等	

医療提供体制施設整備交付金概要（平成22年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
推A 進に医療 する画等 事業の	(23) 治験施設施設整備事業 (医政局研究開発振興課総務係)	△	×	×	○	0.33	治験専門外来	100㎡	治験施設の新築、増改築、 改修に要する工事費等
							治験管理部門	75㎡	
B 施設環境等 の改善に 関する事業	(24) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (雇用均等・児童家庭局保育課予算係)	△	×	○	○	0.33	—	利用(増加)定員×7.2㎡(改修の場合は、厚生 労働大臣が必要と認めた額)	病児・病後児保育施設の新 築、増改築、改修に要する 工事費等
	(25) 特定地域病院施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	×	0.33	改築	(病棟)既存病床数×30%×13.88㎡ (診療棟)改築部分に係る既存診療棟面積で厚生 労働大臣が認める面積	特定地域病院の改築、改修 (補強)に要する工事費等
							補強	(病棟)既存病床数×30%×13.88㎡×32,700円 (診療棟)改築部分に係る既存診療棟面積で厚生 労働大臣が認める面積×32,700円	
	(26) 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	○	0.5	補強	2,300㎡×32,700円	耐震化を必要とする医療機 関の新築、増改築に伴う補 強及び既存建物の補強に要 する工事費等
						0.33	土砂災 害危険 か所	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所当たり 25,742千円	土砂災害危険か所に所在す る医療機関の新築、増改築 に伴う補強、既存建物の補 強及び防護壁の設置等に要 する工事費等
	(27) 医療施設耐震整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	0.5	—	2,300㎡×32,700円	医療施設耐震整備として必 要な新築、増改築に伴う補 強及び既存建物の補強に要 する工事費等
	(28) アスベスト除去等整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	○	0.33	—	アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積× 34,300円	アスベスト等の除去等に要 する工事費等
	(29) 看護師勤務環境改善施設整備事業 (医政局看護課予算係)	△	×	×	○	0.33	—	1看護単位につき 50㎡ (ナースコールを更新付設する場合) 1㎡当たり114,200円を加算	看護職員が働きやすく離職 防止につながる新築、増改 築、改修に要する工事費等
(30) 看護師宿舎施設整備事業 (医政局看護課予算係)	△	×	×	○	0.33	—	看護師1人当たり 33㎡	病院の看護師宿舎の個室整 備に伴う新築、増改築、改 修に要する工事費等	
(31) 病院内保育所施設整備事業 (医政局看護課予算係)	△	×	○	○	0.33	—	収容定員(30人を限度)×5㎡	病院内保育所の新築、増改 築、改修に要する工事費等	

医療提供体制施設整備交付金概要（平成22年度）

事業分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費
		独法	公立	公的	民間				
B 改善に 関する 事業等 の 業C 医療従 事者の 養育力 の充実 等に 関する 事	(32) 院内感染対策施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	0.33	—	1室当たり 10,644千円 (空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備 する場合) 24,225千円を加算	病院の感染者のための個室 整備に要する工事費等
	(33) 医療機器管理室施設整備事業 (医政局研究開発振興課医療機器・情報室)	△	×	×	○	0.33	—	80㎡	医療機器管理室の新築、増 改築、改修に要する工事費 等
	(34) 地球温暖化対策施設整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	○	○	0.33	—	94,000千円	地球温暖化対策に資する施 設整備に要する工事費等
	(35) 内視鏡訓練施設施設整備事業 (医政局総務課医療係)	△	×	×	○	0.50	—	訓練者×30㎡(1,000㎡を限度)	内視鏡訓練施設の新築、増 改築、改修に要する工事費 等
	(36) 看護師等養成所施設整備事業 (医政局看護課予算係)	×	×	×	○	0.50	—	(保健師、助産師、看護師の学校又は養成所) 学生定員×20㎡(2年課程(通信制)は3㎡) (准看護師の学校又は養成所) 学生定員×17㎡ (増改築で男子学生の受入れに必要な更衣室等を 整備する場合) 16.2㎡を限度として加算	学校又は養成所(寄宿舎を 含む。)の新築、増改築に 要する工事費等
	(37) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業(新規) (医政局看護課予算係)	×	×	○	○	0.50	—	1学年定員×20㎡	看護師養成所の新築、増改 築、改修に要する工事費等
	(38) 看護教員養成講習会施設整備事業(新規) (医政局看護課予算係)	×	×	○	○	0.50	—	80㎡	看護教員養成講習会の定員 の増加等に必要の新築、増 改築、改修に要する工事費 等
	(39) 歯科衛生士養成所施設整備事業 (医政局歯科保健課総務係)	×	×	×	○	0.50	—	施設整備後の第3学年の定員×20㎡	学校又は養成所の新築、増 改築に要する工事費等

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「交付金事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会  
(12)、(17)及び(23)に限り国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を含む。

「民間」…上記以外の者

○…交付金事業者となり得る

△…交付金事業者となり得るが、総務大臣の同意が必要

×

※すべての事業区分について都道府県の負担は任意となっている。

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分調整分類	事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	都道府県	公立	公的	民間					
A 救急医療等対策（運営費）	救急医療対策事業	小児救急電話相談事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	×	○	×	×	×	1/2	—	—	(活動費) 午後6時から翌日午前8時までの間 54,200円×実施日数(8時間以上実施) 午前8時から午後6時までの間 54,200円×実施日数(8時間以上実施) (運営経費)1,984千円×運営月数/12 (協議会経費)334千円	小児救急電話相談事業・協議会に必要な経費
		小児救急地域医師研修事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	×	○	×	×	×	1/2	—	—	(研修経費)1地区当たり 273千円 (協議会経費)1,014千円	小児救急地域医師研修事業・協議会に必要な経費
		小児初期救急センター運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	1/3	—	1,700千円	小児初期救急センターの運営に必要な経費
		共同利用型病院運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	1/3	—	1地区当たり 71,450(35,720)円×診療日数	共同利用型病院運営事業に必要な給与費
		小児救急医療支援事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	1/3	—	(常勤の体制) 休日・夜間 1地区当たり 26,310(13,150)円× 診療日数 夜間加算 1地区当たり 19,782円×診療日数 小児救急電話相談実施加算 1地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) 1地区当たり 13,570円×診療日数	小児救急医療支援事業に必要な給与費、報償費
		ヘリコプター等添乗医師等確保事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	×	○	○	×	×	1/3	1/3	—	添乗者1人当たり 8,190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費
		小児救急医療拠点病院運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	—	(常勤の体制) 35,926千円×運営月数/12 夜間加算 3,520千円×運営月数/12 小児救急電話相談実施加算 6,781千円×運営月数/12 (オンコール体制) 12,403千円×運営月数/12	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費、報償費
		救急医療専門領域医師研修事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	×	○	×	×	×	1/2	—	—	研修1分野当たり 1,594千円	救急医療専門領域医師研修事業に必要な経費
		管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	1/3	管制塔病院 30,746千円 支援医療機関 (空床確保経費)1日1床当たり 29,110円 (地域で1日8床を限度) (医師派遣経費)1人1回当たり 13,570円 支援診療所 (医師派遣経費)1人1回当たり 13,570円	管制塔病院の運営に必要な経費 支援医療機関の運営に必要な経費 支援診療所の運営に必要な経費	
		消防法一部改正に伴う受入困難事案患者受入医療機関支援事業（新規） (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	(医療機関を固定する場合)1日1床当たり 29,110円 (医療機関を固定しない場合)受入1件当たり 8,870円	事業に必要な空床確保等にかかる経費
		診療所の二次救急医療機関に対する診療協力（新規） (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	1人1回当たり 13,570円	診療協力事業に必要な医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分調整分類	事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	都道府県	公立	公的	民間					
A 救急医療等対策（運営費）	救急医療対策事業	救命救急センター運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	救命救急センター	174,279(125,155)千円×運営月数/12 (ドクターカーの運転手を確保する場合) 4,701千円×確保月数/12 (心臓病専門医を確保する場合) 13,265千円×確保月数/12 (脳卒中専門医を確保する場合) 13,265千円×確保月数/12 (小児救急専門病床の医師、看護師を確保する場合) 55,967千円×確保月数/12 (重症外傷専門医を確保する場合) 13,265千円×確保月数/12 ※以上の合計に充実段階に基づく率を乗じる (在日外国人にかかる前年度の未収金) 1か月1人当たり20万円超の20万円を超える額	救命救急センター運営事業に必要な経費
		地域救命救急センター								98,919千円×運営月数/12 (ドクターカーの運転手を確保する場合) 4,701千円×確保月数/12 (心臓病専門医を確保する場合) 13,265千円×確保月数/12 (脳卒中専門医を確保する場合) 13,265千円×確保月数/12 (小児救急専門病床の医師、看護師を確保する場合) 55,967千円×確保月数/12 (重症外傷専門医を確保する場合) 13,265千円×確保月数/12 ※以上の合計に充実段階に基づく率を乗じる (在日外国人にかかる前年度の未収金) 1か月1人当たり20万円超の20万円を超える額	地域救命救急センターの運営に必要な経費	
		ドクターヘリ導入促進事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	-	(ドクターヘリ運航経費) 188,886千円×運営月数/12 (搭乗医師・看護師確保経費) 17,422千円×運営月数/12 (ドクターヘリ運航調整委員会経費) 3,522千円	ドクターヘリの運航に必要な委託費、ドクターヘリ搭乗医師・看護師の確保に必要な給与費、ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な経費
		救急勤務医支援事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	-	1人1回当たり 休日昼間 13,570円 夜間 18,659円	救急勤務医支援事業に必要な職員手当等
		救急救命士病院実習受入促進事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	-	1,369千円	救急救命士病院実習受入促進事業に必要なコーディネーター医給与費、賃金、報償費
		小児救命救急運営事業（新規） (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	-	213,118千円×運営月数/12 (研修事業を行っている場合) 1か所当たり 9,007千円	小児救命救急センター運営事業に必要な経費



医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分調整分類	事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	
			独法	都道府県	公立	公的	民間						
A	救急医療対策事業	小児集中治療室医療従事者研修事業（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係）	△	○	○	○	○	1/2	1/2以内	—	1か所当たり 12,612千円	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な経費	
		自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業 （医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係）	×	○	×	×	×	1/2	—	—	（協議会経費）406千円 （指導者の養成経費）174千円 （講習会等経費）1,886（初年度は10,963）千円 （消耗品交換普及啓発会議）800千円 （消耗品交換推進事業）600千円	AED協議会に必要な経費、AED指導者の養成に必要な経費、AEDの普及のための講習等に必要な経費、AED消耗品交換普及啓発会議に必要な経費、消耗品交換推進事業に必要な経費	
		救急医療情報センター運営事業 （医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係）	×	○	×	×	×	1/3	—	—	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）の運営に必要な経費	
		救急患者受入コーディネーター事業 （医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係）	×	○	×	×	×	1/2	—	—	29,625千円	救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費、委託料	
		救急患者退院コーディネーター事業（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係）	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	1か所当たり 9,724×事業月数/12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費、委託料	
	周産期医療対策事業	周産期医療対策事業 （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	周産期医療対策事業 （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	○	×	×	×	1/3	—	周産期医療協議会	637千円	周産期医療対策事業に必要な経費
											周産期医療ネットワーク事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	
											相談事業	（専門相談設置費）264千円×実施月数 （啓発普及費）193千円	
											周産期医療関係者の研修事業	874千円	
											周産期医療調査・研究事業	1,005千円	
1/2	—	NICU入院児支援事業	5,510千円										
1/3	2/3以内	搬送コーディネーター事業	29,625千円	運営費	（特別交付税措置の対象となる公立病院の場合） 2,008千円×病床数×事業月数/12 （それ以外の民間病院等の場合） 5,883千円×病床数×事業月数/12	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な経費							

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分調整分類	事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	
			独法	都道府県	公立	公的	民間						
A	救急医療等対策（運営費）	周産期医療対策事業	総合周産期母子医療センター運営事業（NICU）（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	×	×	○	○	1/3	2/3以内	運営費	（特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合） 3,419千円×病床数×事業月数/12	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な経費
			総合周産期母子医療センター運営事業（GCU）（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	×	×	○	○	1/3	2/3以内	運営費	（特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合） 1,584千円×病床数×事業月数/12	
			総合周産期母子医療センター運営事業（搬送受入促進事業） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	1日につき1人当たり13,570千円	
			総合周産期母子医療センター運営事業（母体救命強化加算）（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	○	○	○	○	1/3	2/3以内	運営費	17,917千円×事業月数/12	
			地域周産期母子医療センター運営事業（MFICU） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	○	○	○	○	1/3	2/3以内	運営費	（特別交付税措置の対象となる公立病院の場合） 8,658千円×病床数×事業月数/12 （それ以外の民間病院等の場合） 12,533千円×病床数×事業月数/12	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費
			地域周産期母子医療センター運営事業（NICU）（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	○	○	○	○	1/3	2/3以内	運営費	（特別交付税措置の対象となる公立病院の場合） 4,887千円×病床数×事業月数/12 （それ以外の民間病院等の場合） 8,762千円×病床数×事業月数/12	
			地域周産期母子医療センター運営事業（GCU）（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	×	×	○	○	1/3	2/3以内	運営費	（特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合） 2,408千円×病床数×事業月数/12	
			地域周産期母子医療センター運営事業（搬送受入促進事業） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	1日につき1人当たり13,570千円	
			地域周産期母子医療センター運営事業（母体救命強化加算）（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	×	○	○	○	○	1/3	2/3以内	運営費	17,917千円×事業月数/12	
			新生児医療担当医確保支援事業（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	新生児1人当たり10,000円 （NICU入院初日のみ）	
地域療育支援施設運営事業（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	△	○	○	○	○	1/2	1/2以内	運営費	23,655千円×事業月数/12 （4床以上整備する場合、10床を限度として7,885千円を増額）	地域療育支援施設運営事業に必要な経費			
日中一時支援事業（新規） （医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係）	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	運営費	（病床確保経費） 1日1床あたり29,110円 （看護師等確保経費） 1日6,350円	日中一時支援事業に必要な経費			

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分調整分類	事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	都道府県	公立	公的	民間					
B 看護職員等確保対策（運営費）	看護職員確保対策事業	看護職員資質向上推進事業 (医政局看護課予算係)	×	○	×	×	×	定額	—	—	看護教員継続研修事業 1,219千円 実習指導者講習会 2,178千円 中堅看護職員実務研修 (短期研修) 1実施単位当たり 604千円 (中期研修) 1か所当たり 3,192千円 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業 (がん) 1,966千円 (糖尿病) 1,966千円 協働推進研修事業 1か所当たり6,398千円 潜在看護職員復職研修事業 1か所当たり 1,481千円	中堅看護職員実務研修の実施に必要な経費 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業の実施に必要な経費 看護教員継続研修事業の実施に必要な経費 実習指導者講習会事業の実施に必要な経費 協働推進研修事業の実施に必要な経費 潜在看護職員復職研修事業の実施に必要な経費
			△	○	○	○	○	定額	—	—	看護教員養成講習会事業 (看護教員養成講習会) 定員30名まで7,056千円、 定員30人以上1名増毎に230千円 (教務主任養成講習会) 404千円/定員1名毎 (保健師・助産師教員養成講習会) 280千円/定員1名毎 (他県受入加算) 20千円/1名毎 看護職員専門分野研修 105千円/定員1名毎	看護教員養成講習会事業の実施に必要な経費 看護職員専門分野研修の実施に必要な経費
		新人看護職員研修事業(新規) (医政局看護課予算係)	△	○	○	○	○	1/2	1/2以内	—	新人看護職員研修事業 (研修経費) 440千円(630千円) (教育担当者経費) 215千円/新人看護職員5人毎 (他施設職員受入実施加算) 1名~4名 113千円 5名~9名 226千円 10名~14名 566千円 15名~19名 849千円 20名以上 1,132千円 20名以上1名増す毎に45千円	新人看護職員研修事業の実施に必要な経費 医療機関受入研修事業の実施に必要な経費
			×	○	×	×	×	1/2	1/2	—	多施設合同研修事業 2,019千円 研修責任者研修事業 2,343千円 新人看護職員研修推進事業 (協議会経費) 4,615千円 (アドバイザー派遣経費) 340千円/1か所	多施設合同研修事業の実施に必要な経費 研修責任者研修事業の実施に必要な経費 新人看護職員研修推進事業の実施に必要な経費
		病院内保育所運営事業 (医政局看護課予算係)	△	×	×	×	○	1/3	1/3	—	(基本額-保育料収入相当額) × 負担能力指数による調整率 基本額 1(2、4、6)人 × 180,800円 × 運営月数 (加算額) 24時間保育 20,080円 × 運営日数 病児等保育 193,070円 × 運営月数 緊急一時保育 20,080円 × 運営日数 児童保育加算 10,930円 × 運営日数	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分 調整 分類	事業 分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	都道府 県	公立	公的	民間					
B 看護職員等確保対策（運営費）	看護職員確保対策事業	看護職員確保対策特別事業 (医政局看護課予算係)	×	○	×	×	×	定額	—	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な経費
		訪問看護推進事業 (医政局看護課予算係)	×	○	○	×	×	1/2	1/2	—	訪問看護推進協議会 (訪問看護推進協議会経費) 531千円 (事務局経費) 2,581千円 (実態調査費) 1,834千円 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 (訪問看護ステーションの看護師の研修) 1,258千円 (医療機関の看護師の研修) 319千円 在宅ターミナルケア研修 247千円 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業 665千円 在宅ターミナルケア等普及事業 (フォーラム等開催経費) 1,172千円 (普及啓発パンフレット) 2,668千円 在宅ターミナルケア等地域連携会議 661千円 訪問看護管理者研修事業 796千円 高度在宅看護技術実務研修事業 2,436千円 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討 5,415千円 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業 2,406千円	訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な経費、実態調査に必要な経費 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な経費 在宅ターミナルケア研修の実施に必要な経費 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な経費 在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な経費 在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な経費 訪問看護管理者研修の実施に必要な経費 高度在宅看護技術実務研修の実施に必要な経費 訪問看護充実の検討の実施に必要な経費 訪問看護・訪問介護一体型事業の実施に必要な経費
		助産師活用推進事業 (医政局看護課予算係)	×	○	×	×	×	1/2	1/2	—	(助産師活用推進協議会) 1,728千円 (院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業) 2,161千円 (助産所管理者研修事業) 599千円 (潜在助産師復職研修事業) 3,061千円	助産師活用協議会の運営に必要な経費 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業の実施に必要な経費 助産師管理者研修事業の実施に必要な経費 潜在助産師復職研修事業の実施に必要な経費
		短時間正規雇用等看護職員多様な勤務形態導入支援事業 (新規) (医政局看護課予算係)	×	○	×	×	×	1/2	1/2	—	(多様な勤務形態導入研修事業) 825千円 (多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業) 相談窓口設置経費 1,798千円 アドバイザー派遣経費 258千円	多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な経費 多様な勤務形態導入相談・指導者派遣事業の実施に必要な経費
			△	○	○	○	○	1/2	1/2	—	(就労環境改善支援事業) 2,331千円	就労環境改善支援事業の実施に必要な経費
外国人看護師候補者就労支援対策事業（新規） (医政局看護課予算係)	△	○	○	○	○	定額	—	—	日本語習得支援事業 (候補者1人当たり) 117千円 就労研修支援事業 295千円	日本語習得支援事業の実施に必要な経費 就労研修支援事業の実施に必要な経費		

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分 分類	事業 分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	都道府 県	公立	公的	民間					
B 対策（看護職員等確保 運営費）	業 歯科保健医療対策事	8020運動推進特別事業 (医政局歯科保健課総務係)	×	○	×	×	×	1/2	—	一般	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020運動推進特別事業に 必要な経費
			×	○	×	×	×	10/10	—	特別		
		歯科医療安全管理体制推進特別事業 (医政局歯科保健課総務係)	×	○	×	×	×	定額	—	—	2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別 事業に必要な経費
		在宅歯科医療連携室整備事業（新規） (医政局歯科保健課総務係)	×	○	×	×	×	定額	—	—	8,167千円	在宅歯科医療において職種間 の連携を行うために必要な経
C 地域医療確保等対策（運営費）	公的病院等特殊診療部門運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	×	×	○	×	1/3	1/3	公的病院 特殊診療 部門	(小児医療施設) 13,546千円 (在宅医療) 13,546千円	—	
		△	×	×	×	○			民間病院 特殊診療 部門	(在宅医療) 9,809千円	在宅医療を行うために必要な 給与費	
	院内感染地域支援ネットワーク相談事業 (医政局指導課医療法人係)	×	○	×	×	×	1/2	—	—	1地域当たり 1,257千円	院内感染地域支援ネットワー ク相談事業に必要な経費	
	小児科・産科連携病院等協力体制促進事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	—	削減病床数 1床当たり 1,112千円	削減病床にもつばら従事して いた職員の給与費	
	在宅医療推進支援センター事業 (医政局政策医療課)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	—	8,697千円	在宅医療推進支援センター事 業に必要な経費	
	在宅医療推進連絡協議会 (医政局政策医療課)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	—	762千円	在宅医療推進連絡協議会の実 施に必要な経費	
	在宅医療従事者研修 (医政局政策医療課)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	—	673千円	在宅医療従事者研修の実施に 必要な経費	
	医療連携体制推進事業 (医政局指導課医師確保等地域医療対策室指導係)	×	○	×	×	×	1/2	—	—	5,170千円	医療連携体制推進事業に必要 な経費	
	地域医療対策事業	医師派遣等推進事業（新規） (医政局指導課医師確保等地域医療対策室指導係)	×	○	×	×	×	1/2	—	医師派遣 調整等経 費	3,000千円	都道府県医療対策協議会が医 師派遣の調整等を行う場合に 必要となる経費
			△	○	○	○	○		派遣医師 受入準備 経費	受入医師 1人当たり 150千円	派遣先医療機関が派遣医師を 受け入れるための準備に必要 となる経費	
医師派遣 促進経費									派遣医師 1人当たり 1,250千円×派遣月数	当該医療機関における直近の 決算数値により算出される医 師 1人 1月当たりの経常利益 相当額に派遣医師ごとに派遣 月数を乗じて得た額		
海外研修 等経費									派遣医師 1人当たり 2,064千円	派遣医師が派遣後に海外研修 等に参加する自己研鑽に必要 となる経費		
患者・家族対話推進事業 (医政局総務課医療係)	△	○	○	○	○	1/2	1/2以内	患者・家 族対話推 進懇談会 等事業	1,170千円	患者・家族対話推進懇談会等 事業に必要な経費		
								院内相談 員養成研 修事業	1,329千円	院内相談員養成研修事業に必 要な経費		

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分 調整 分類	事業 分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	都道 府県	公立	公的	民間					
C 地域医療確保 等対策（運 営費）		女性医師等就労支援事業 (医政局医事課総務係)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	—	(相談窓口経費) 6,484千円 (病院研修経費) 8,029千円 (就労環境改善経費) 12,000千円	研修受入及び出産・育児等への相談に係る受付・相談窓口業務に必要な経費、研修受入病院において研修を行うために必要な経費、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境整備を行うために必要な経費
	産科医等育成・ 確保支援事業	産科医等確保支援事業 (医政局総務課医療係)	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	1分娩当たり 10千円	分娩手当等
		産科医等育成支援事業 (医政局総務課医療係)	△	○	○	○	○	1/3	2/3以内	—	1人1月当たり 50千円	研修医手当等
D 地域医療確保等対策（設備費）	医療提供体制設備整備事業	休日夜間急患センター設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	次のいずれかの額 (人口10万人以上の場合) 4,200(10,500)千円 (人口5万人以上10万人未満の場合) 3,150(7,875)千円	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費
		小児初期救急センター設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	10,500千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費
		病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(医療機器) 21,000千円 (心臓病専用医療機器) 6,000千円 (脳卒中専用医療機器) 6,000千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器の備品購入費
										心電図受信装置	2,650千円	心電図受信装置の購入費
		救命救急センター設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	(医療機器) 244,650千円 (重症熱傷治療を行う場合の加算) 42,000千円 (心臓病専用医療機器) 60,000千円 (脳卒中専用医療機器) 60,000千円 (小児救急専用医療機器) 60,000千円 (重症外傷専用医療機器) 60,000千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費
										ドクターカー	56,068千円	ドクターカー及び搭載する医療機器等の備品購入費
										心電図受信装置	2,650千円	心電図受信装置の購入費
高度救命救急センター設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	無線装置	1,050千円	ドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費		
								広範囲熱傷用医療機器	84,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊病患者用医療機器購入費		
								指肢切断用医療機器	8,155千円			
								急性中毒用医療機器	30,583千円			
		小児救急医療拠点病院設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	21,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分調整分類	事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費
			独法	都道府県	公立	公的	民間					
D 地域医療確保等対策（設備費）	医療提供体制設備整備事業	小児救急遠隔医療設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/2	1/4	小児救急遠隔医療設備	(支援側医療機関) 23,934千円 (依頼側医療機関) 病院 27,835千円 診療所 22,055千円	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費
		小児医療施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	次のいずれかの額 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 31,500千円 (都道府県人口規模400万人未満の場合) 25,200千円  (NICUに必要な医療機器を整備する場合の加算) 9,450千円+ (1,575千円×NICU病床数) (15,750千円を限度)	小児医療施設として必要な医療機器等(NICUに必要な医療機器を含む。)の備品購入費
		小児集中治療室設備整備事業(新規) (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	11,025千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費
		周産期医療施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	次のいずれかの額 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 44,793千円 (都道府県人口規模400万人未満の場合) 30,523千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(MFICUに必要な医療機器を含む。)の備品購入費
										ドクターカー	30,583千円	ドクターカー及び搭載する医療機器等の備品購入費
		共同利用施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	○	1/3	0(1/3)	共同利用高額医療機器	210,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費
		基幹災害医療センター設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	30,583千円	基幹災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費
		地域災害医療センター設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	18,350千円	地域災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費
		NBC災害・テロ対策設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	○	1/2	1/2	NBC災害・テロ対策用医療機器等	32,228千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費
		がん診療施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	○	1/3	0	医療機器等	31,500千円	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費
		医学的リハビリテーション施設設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	×	×	○	×	1/3	0	医療機器	10,500千円	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費
人工腎臓装置不足地域設備整備事業 (健康局疾病対策課難病医療係)	△	×	×	○	○	1/3	0	人工腎臓装置	(多人数用) 13,440千円 (単身用) 6,825千円	人工腎臓装置の購入費		
HLA検査センター設備整備事業 (健康局疾病対策課臓器移植対策室移植普及係)	△	×	×	○	○	1/2	0	医療機器	21,000千円	組織適合検査に必要な備品購入費		

医療提供体制推進事業費補助金概要（平成22年度）

配分調整分類	事業分類	事業区分 (担当係)	事業者					補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	
			独法	都道府県	公立	公的	民間						
D 地域医療確保等対策（設備費）	医療提供体制設備整備事業	院内感染対策設備整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	初度設備	1,019(1,325、2,141、3,262、4,383)千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	
		環境調整室設備整備事業 (健康局生活衛生課管理係)	×	○	○	×	×	1/3	0	検査機器	37,000千円	環境調整室に必要な検査機器の備品購入費	
		小児科・産科連携病院等病床転換整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器	10,500千円	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な医療機器の備品購入費	
		院内助産所・助産師外来設備整備事業 (医政局看護課予算係)	△	×	×	○	○	1/3	1/3	医療機器等	3,811千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	
		医療機関アクセス支援車整備事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	マイクロバス	×	○	○	×	×	1/3	1/3	1台当たり	2,701千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費
			ワゴン車等								1台当たり	1,407千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費
		在宅歯科診療設備整備事業 (医政局歯科保健課総務係)	△	○	○	○	○	1/3	1/3	初度設備	3,638千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	
		地域療育支援施設設備整備事業(新規) (医政局指導課救急・周産期医療等対策室小児・周産期医療)	△	×	○	○	○	1/2	1/2以内	医療機器	3,150千円×病床数 (ただし10床分を限度とする)	地域療育支援施設に必要な医療機器等の購入費	
		看護師等養成所初度設備整備事業 (医政局看護課予算係)	×	×	×	○	○	1/2	0	初度設備	13,335(21,735)千円	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	
		理学療法士等養成所初度設備整備事業 (医政局医事課医事係)	×	×	×	○	○	1/2	0	初度設備	14,175(7,087)千円	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	
看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 (医政局看護課予算係)	×	×	×	○	○	1/2	0	教育環境改善設備	2,650千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費			
E 看護職員等確保対策	医療提供体制設備整備事業	歯科衛生士養成所初度設備整備事業 (医政局歯科保健課総務係)	×	×	×	○	○	1/2	0	初度設備	11,000千円	施設の新設やカリキュラム変更等に伴い必要となる標本、模型及び教育用機械器具の購入費	
		内視鏡訓練施設設備整備事業 (医政局総務課医療係)	△	×	×	○	○	1/2	1/2	—	210,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影灯、スコープ、光源装置等の購入費	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…事業者となり得る

△…事業者となり得るが、総務大臣の同意が必要

×

×…事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助事業に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。なお、○/○以内の場合には、都道府県の持ち出しは0とすることも可能。

また、「—」は間接補助となる場合がないことを示している。



医療施設運営費等補助金（都道府県向け）概要（平成22年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	
	独法	公立	公的	民間						
へき地保健医療対策事業等	へき地医療支援機構運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/2	-	担当官 経費	次のいずれかの額 (常勤型) 9,669千円 (非常勤型) 3,849(2,566、1,283)千円 (拠点病院型) 4,276千円	医療活動の調整等を行う担 当官に必要な経費
								代診等 担当医 師経費	へき地医療支援機構勤務年間延日数×71千円	代診等を行うへき地医療支 援機構勤務医師に必要な経 費
								運営経 費	次のいずれかの額 (常勤型) 6,696千円 (非常勤型) 5,945千円	へき地医療支援機構の運営 に必要な経費
								協議会 経費	1,696千円	へき地勤務医師等確保協議 会の運営に必要な経費
								事業協 力経費	事業協力病院1か所当たり 642(428、214)千円	事業協力病院に対し支払う 経費
								代診医 師雇上	代診医師雇上日数×27千円	事業協力病院での代替医師 の雇上げに必要な経費
	振興経 費	1県当たり 2,622(2,752)千円	へき地に勤務しようとする 医師等の就職の紹介等事業 に必要な経費							
	へき地医療拠点病院運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2	医療活 動費	(巡回診療等従事者経費) 医師 61千円×延日数 その他 25千円×延日数 (巡回診療等自動車経費) 3,700円×延回数 (代診医等派遣経費) 医師 61千円×延日数 その他 25千円×延日数	医療活動等に必要な経費
								研究費	446(334、223)千円	学会出席に必要な旅費
								研修費	1回当たり 56千円	へき地診療所医師及び地域 開業医師を対象とする研 修、症例検討会等を実施す る場合に必要講師謝金、 旅費、需用費
医療費								医療に要した実支出額	医療に必要な需用費、備品 購入費	
							伝送装 置経費	(へき地医療拠点病院診療支援システム) (887,460円+74,290円)×稼動月数 (へき地診療所診療支援システム) (443,730円+37,140円×導入へき地診療所数) ×稼動月数	静止画像等伝送装置の導入 及び維持運営に必要な経費	

医療施設運営費等補助金（都道府県向け）概要（平成22年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	
	独法	公立	公的	民間						
へき地保健医療対策事業等	へき地診療所運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	2/3(沖縄県は3/4、独法・民間は1/3)	0	事務費	2,897千円+(71(77、87)千円×実診療日数) (訪問看護による加算額)25千円×訪問看護日数	へき地診療所の運営に必要な経費
								研究費	65(130、195)千円	医学研究及び学会出席に必要な旅費、需用費、備品購入費
								医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な需用費、委託料、備品購入費
								伝送装置経費	(ファクシミリ) 36,250円×稼働月数(導入初年度は45,450円を加算) (静止画像等伝送装置)289,170円×稼働月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な経費
	へき地診療所等医師支援事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	2/3(沖縄県は3/4、独法・民間は1/3)	0	-	医師1人当たり 1,313千円	へき地診療所等医師確保支援事業に必要な職員手当等、旅費、使用料及び賃借料
	へき地巡回診療車(船)運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2(0)	-	巡回診療実施日数×57(62、厚生労働大臣に協議して定めた額)千円	へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な経費
	離島巡回診療ヘリ運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2	-	巡回診療実施日数×1,202千円	離島巡回診療ヘリの運営に必要な経費
	沖縄へき地歯科診療班運営事業 (医政局歯科保健課総務係)	×	○	×	×	3/4	-	事務費	4,001千円	へき地歯科診療班の運営に必要な経費
								医療費	1,603千円	医療に必要な備品購入費、需用費
	離島歯科診療班派遣事業 (医政局歯科保健課総務係)	×	○	×	×	1/2	-	-	診療班1班当たり (遠隔型離島)777千円(派遣日数8日以上) (近接型離島)140千円(派遣日数2日以上)	離島への歯科診療班の派遣に必要な経費
へき地保健指導所運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	×	○	×	×	1/2	0	給与費	(職員基本給等)4,779千円 (寒冷地手当)国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条の規定により算出した額	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な経費	
							保健指導事業費	336千円	保健指導所の運営及び保健指導に必要な旅費、需用費、役務費	
							伝送装置経費	8,400円+2,390円×稼働月数(導入初年度は40,000円を加算)	伝送装置の維持運営に必要な需用費、役務費、備品購入費	
救急医療対策事業	救急医療支援センター運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	○	○	○	○	定額	-	-	108,595千円	救急医療支援センターの運営に必要な経費
	救急医療トレーニングセンター運営事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	○	○	○	○	1/2	-	-	77,800千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な経費
	ドクターヘリ夜間搬送モデル事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室救急医療係)	△	○	○	○	1/2	1/2	-	(ドクターヘリ運航経費) 12,582千円×運営月数/12 (搭乗医師・看護師確保経費) 17,917千円×運営月数/12 (照明機器設置経費)21,000千円	ドクターヘリ夜間搬送モデル事業の実施に必要な経費

医療施設運営費等補助金（都道府県向け）概要（平成22年度）

事業区分 (担当係)	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所当たり基準額	対象経費	
	独法	公立	公的	民間						
災害医療対策事業	医療施設耐震化促進事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室災害医療対策専)	△	×	×	○	1/3	1/3	—	3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費
	防災訓練等参加支援事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室災害医療対策専 門官)	△	○	○	○	定額	0	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な旅費、需用費
	DMAT活動支援事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室災害医療対策専 門官)	△	○	○	○	1/2	1/2	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMATの活動に必要な経費
治験拠点病院活性化事業 (医政局研究開発振興課総務係)	○	○	○	○	定額	—	—	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費
産科医療機関確保事業 (医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係)	△	○	○	○	1/2	1/2	—	—	22,810(15,207、7,603)千円	産科医療機関確保事業に必要な経費
感染症指定医療 機関運営事業	特定感染症指定医療機関運営事業 (健康局結核感染症課管理係)	○	○	○	○	定額	—	—	1床当たり 7,500千円 (希少感染症治療薬、保管機材等購入費加算額) 49,947千円	特定感染症指定医療機関の運営に必要な経費
	第一種感染症指定医療機関運営事業 (健康局結核感染症課管理係)	○	○	○	○	1/2	1/2	—	1床当たり 4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な経費
	第二種感染症指定医療機関運営事業 (健康局結核感染症課管理係)	○	○	○	○	1/2	1/2	—	1床当たり 1,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な経費
医療機関未収金対策支援事業 (医政局指導課経営指導係)	△	○	○	○	1/2	1/2以内	医療機 関	3,753千円	医療機関未収金対策支援事業の実施に必要な経費	
	×	○	×	×			市町村	487千円		
グローバル臨床研究拠点整備事業 (医政局研究開発振興課総務係)	○	○	○	○	定額	—	—	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	グローバル臨床研究拠点整備事業に必要な経費

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…（間接）補助事業者となり得る

△…（間接）補助事業者となり得るが、総務大臣の同意が必要

×

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率（持ち出しとなる率）である。「—」は間接補助となる場合がないことを示している。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">へき地保健医療対策等実施要綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. へき地医療拠点病院</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) へき地医療拠点病院の指定</p> <p>都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の（4）に掲げる事業（（4）ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">へき地保健医療対策等実施要綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. へき地医療拠点病院</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) へき地医療拠点病院の指定</p> <p>都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助に関すること。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>9. <u>全国へき地医療支援センター運営事業</u></p> <p>(1) 目的</p> <p><u>この事業は、へき地医療に関する各種情報を共有化するため、へき地医療を支援するへき地医療拠点病院、へき地診療所、行政機関や医師会・歯科医師会等の関係機関とを結ぶインターネット型の全国的情報ネットワークを構築し、離島又はへき地に勤務経験のある専任の医師及び24時間体制の診療相談対応医師（以下「専任医師等」という。）を配置することにより、当該システムを活用したへき地診療所等への就業の斡旋、代診医派遣に係る需給情報の発進・調整やメーリングリスト（登録者電子メール自動配信）を介した情報交換、へき地診療所等からの診療相談等を行い、総合的なへき地医療対策を支援することを目的とする。</u></p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p><u>この事業の実施主体は、社団法人地域医療振興協会とする。</u></p>

(削除)

9. 特定地域保健医療システム

(1) ~ (4) (略)

(3) システムの機能

へき地医療情報システムには専任医師等を配置する他、機能は次のとおりとする。

ア 各都道府県のへき地保健医療計画等の紹介

イ へき地医療支援機構の活動紹介、評価結果の紹介

ウ へき地医療拠点病院の活動紹介、評価結果の紹介

エ へき地医療拠点病院・へき地診療所等の診療情報の紹介

オ 電子会議室・各種メーリングリストによる会議・診療相談等

カ 医師・歯科医師等需要情報（長期、短期、代診等）の提供

キ へき地診療所等勤務を希望する医師、歯科医師等の受付・登録及び就業の斡旋

(4) 運営方針

ア 本システム上の各種データの登録・更新等は都道府県、市町村、へき地医療拠点病院等が行うものとし、社団法人地域医療振興協会は登録・更新等の業務は行わない。

イ 社団法人地域医療振興協会は、日本医師会、日本歯科医師会など関係諸団体との密接な連携の下に本システムの運用を行うものとし、システム開発に際しては関係諸団体と十分な協議を行うこと。

10. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

(1) 目的

この事業は、医療機関を退職した医師に対し、再就業等を支援するための再教育事業を実施することにより、へき地や離島などの地域医療に従事する医師の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社団法人地域医療振興協会とする。

(3) 運営基準

ア 同協会は、内科、外科、救急等地域医療機関のニーズに応じた分野の研修を行うこと。

イ 同協会は、研修を受けた医師の経験等を勘案し、適当な医療機関を紹介すること。

ウ 同協会は、研修を受けた医師と勤務予定の医療機関における勤務条件等について調整すること。

エ 同協会は、研修を受けた医師が再就業後、継続して勤務できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。

オ 同協会は、国が実施する緊急臨時的医師派遣のために公募された医療機関を退職した医師等に対して、派遣先となる医療機関等のニーズに応じた分野の研修を行うこと。

カ 同事業により研修を受けた医師が医療機関に就業した場合及び当該医療機関を辞職した場合には、1か月以内にその事実を記した書類を厚生労働大臣あて提出すること。

11. 特定地域保健医療システム

10. へき地医療拠点病院支援システム  
(1) ~ (4) (略)

11. へき地診療所診療支援システム  
(1) ~ (4) (略)

12. 離島歯科診療班派遣事業  
(1) ~ (4) (略)

13. へき地勤務医師等確保修学資金貸与事業  
(1) ~ (13) (略)

14. 過疎地域等特定診療所整備事業  
(1) ~ (4) (略)

15. へき地・離島診療支援システム設備整備事業  
(1) ~ (4) (略)

16. 離島等患者宿泊施設施設・設備整備事業  
(1) ~ (4) (略)

(1) ~ (4) (略)

12. へき地医療拠点病院支援システム  
(1) ~ (4) (略)

13. へき地診療所診療支援システム  
(1) ~ (4) (略)

14. 離島歯科診療班派遣事業  
(1) ~ (4) (略)

15. へき地勤務医師等確保修学資金貸与事業  
(1) ~ (13) (略)

16. 過疎地域等特定診療所整備事業  
(1) ~ (4) (略)

17. へき地・離島診療支援システム設備整備事業  
(1) ~ (4) (略)

18. 離島等患者宿泊施設施設・設備整備事業  
(1) ~ (4) (略)

救急医療対策事業実施要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<b>救急医療対策事業実施要綱</b>	<b>救急医療対策事業実施要綱</b>
医発第 692号 昭和52年 7月 6日	一部改正健政発第 356号 平成 9年 4月 1日
一部改正医発第 494号 昭和53年 5月 9日	一部改正健政発第 725号 平成10年 6月11日
一部改正医発第 460号 昭和54年 4月27日	一部改正健政発第1296号 平成10年12月11日
一部改正医発第 583号 昭和55年 6月 7日	一部改正健政発第1115号 平成11年10月 7日
一部改正医発第 1079号 昭和56年10月23日	一部改正健政発第 42号 平成12年 1月24日
一部改正医発第 749号 昭和57年 8月 3日	一部改正健政発第 455号 平成12年 4月 3日
一部改正医発第 995号 昭和58年10月 7日	一部改正医政発第 892号 平成13年 9月 6日
一部改正医発第 1195号 昭和58年12月 8日	一部改正医政発第0405003号 平成14年 4月 5日
一部改正健政発第 663号 昭和61年10月17日	一部改正医政発第0527008号 平成15年 5月 27日
一部改正健政発第 276号 昭和62年 5月21日	一部改正医政発第0423004号 平成16年 4月 23日
一部改正健政発第 347号 昭和63年 6月20日	一部改正医政発第0330012号 平成17年 3月 30日
一部改正健政発第 248号 平成 3年 4月15日	一部改正医政発第0203003号 平成18年 2月 3日
一部改正健政発第 310号 平成 4年 5月 7日	一部改正医政発第0727005号 平成18年 7月 27日
一部改正健政発第 278号 平成 5年 4月26日	一部改正医政発第0206002号 平成19年 2月 6日
一部改正健政発第 617号 平成 7年 8月 1日	一部改正医政発第0403001号 平成19年 4月 3日
一部改正健政発第 437号 平成 8年 5月10日	一部改正医政発第0502004号 平成20年 5月 4日
医発第 692号 昭和52年 7月 6日	一部改正健政発第 356号 平成 9年 4月 1日
一部改正医発第 494号 昭和53年 5月 9日	一部改正健政発第 725号 平成10年 6月11日
一部改正医発第 460号 昭和54年 4月27日	一部改正健政発第1296号 平成10年12月11日
一部改正医発第 583号 昭和55年 6月 7日	一部改正健政発第1115号 平成11年10月 7日
一部改正医発第 1079号 昭和56年10月23日	一部改正健政発第 42号 平成12年 1月24日
一部改正医発第 749号 昭和57年 8月 3日	一部改正健政発第 455号 平成12年 4月 3日
一部改正医発第 995号 昭和58年10月 7日	一部改正医政発第 892号 平成13年 9月 6日
一部改正医発第 1195号 昭和58年12月 8日	一部改正医政発第0405003号 平成14年 4月 5日
一部改正健政発第 663号 昭和61年10月17日	一部改正医政発第0527008号 平成15年 5月 27日
一部改正健政発第 276号 昭和62年 5月21日	一部改正医政発第0423004号 平成16年 4月 23日
一部改正健政発第 347号 昭和63年 6月20日	一部改正医政発第0330012号 平成17年 3月 30日
一部改正健政発第 248号 平成 3年 4月15日	一部改正医政発第0203003号 平成18年 2月 3日
一部改正健政発第 310号 平成 4年 5月 7日	一部改正医政発第0727005号 平成18年 7月 27日
一部改正健政発第 278号 平成 5年 4月26日	一部改正医政発第0206002号 平成19年 2月 6日
一部改正健政発第 617号 平成 7年 8月 1日	一部改正医政発第0403001号 平成19年 4月 3日
一部改正健政発第 437号 平成 8年 5月10日	一部改正医政発第0502004号 平成20年 5月 4日

改 正 後

一部改正医政発第1016005号  
平成20年10月16日

一部改正医政発第0127006号  
平成21年1月27日

一部改正医政発第0330013号  
平成21年3月30日

一部改正医政発第 号  
平成22年 月 日

厚生労働省医政局

改 正 後

一部改正医政発第1016005号  
平成20年10月16日

一部改正医政発第0127006号  
平成21年1月27日

一部改正医政発第0330013号  
平成21年3月30日

厚生労働省医政局



改 正 後		改 正 後	
目 次		目 次	
第1	小児救急電話相談事業 .....	1	第1 小児救急電話相談事業 .....
第2	初期救急医療体制 (休日夜間急患センター、小児初期救急センター) .....	2	第2 初期救急医療体制 (休日夜間急患センター、小児初期救急センター) .....
第3	小児救急地域医師研修事業 .....	3	第3 小児救急地域医師研修事業 .....
第4	入院を要する(第二次)救急医療体制 (病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療支援事業、小児救急医療 拠点病院運営事業、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業、ヘリコプター等 添乗医師等確保事業) .....	3	第4 入院を要する(第二次)救急医療体制 (病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療支援事業、小児救急医療 拠点病院運営事業、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業、ヘリコプター等 添乗医師等確保事業) .....
第5	受入困難事案患者受入医療機関支援事業 .....	8	
第6	診療協力支援事業 .....	8	
第7	救急医療専門領域医師研修事業 .....	9	第5 救急医療専門領域医師研修事業 .....
第8	救命救急センター .....	9	第6 救命救急センター .....
第9	高度救命救急センター .....	11	第7 高度救命救急センター .....
第10	小児救命救急センター .....	12	
第11	ドクターヘリ導入促進事業(夜間搬送モデル事業を含む) .....	13	第8 ドクターヘリ導入促進事業(夜間搬送モデル事業を含む) .....
第12	救急救命士病院実習受入促進事業 .....	15	第9 救急救命士病院実習受入促進事業 .....
第13	小児集中治療室整備事業 .....	16	
第14	小児集中治療室医療従事者研修事業 .....	16	
第15	救急勤務医支援事業 .....	17	第10 救急勤務医支援事業 .....
第16	非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業 .....	17	第11 非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業 .....
第17	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報センター) .....	18	第12 救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報センター) .....

改 正 後		改 正 後	
第18	救急患者受入コーディネーター事業 ..... 20	第13	救急患者受入コーディネーター事業 ..... 17
第19	救急患者退院コーディネーター事業 ..... 21		
第20	中毒情報センター情報基盤整備事業 ..... 22	第14	中毒情報センター情報基盤整備事業 ..... 18
第21	救急医療支援センター運営事業 ..... 22	第15	救急医療支援センター運営事業 ..... 18
第22	救急医療トレーニングセンター運営事業 ..... 23	第16	救急医療トレーニングセンター運営事業 ..... 19

改 正 後	改 正 後
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 受入困難事案患者受入医療機関支援事業</p> <p>1. 目的 この事業は、受入困難事案<sup>(注1)</sup>患者を確実に受入れる医療機関を確保することにより、救急搬送受入困難事案の解消を図り、円滑な救急搬送受入体制を構築することを目的とする。</p> <p>2. 補助対象 都道府県の医療計画に基づき、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センター及び第二次救急医療機関（以下「第二次救急医療機関等」という。ただし、精神科単科医療機関を除く。）で受入困難事案患者を受入れる第二次救急医療機関等として厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。</p> <p>3. 運営方針 受入困難事案患者受入医療機関は、救急隊等が搬送先に苦慮する場合において、消防機関等からの要請に応じて確実に救急患者を受入れることとする。</p> <p>4. 整備基準 受入困難事案患者受入医療機関は、地域で必要となる受入困難事案患者を受入れるために必要な空床等の体制を確保するものとする。</p> <p>(注)受入困難事案とは、急性アルコール中毒、背景として精神疾患有り、複数科目、薬物中毒、認知症、開放骨折、過去に問題の傷病者、吐血、要介護者、透析、感染症（結核除く）、結核、CPAなどを指す。</p>	<p>第1～第4 (略)</p>
<p>第6 診療協力支援事業</p> <p>1. 目的 この事業は、診療所の医師が救急医療へ参画することにより、病院勤務医の負担を軽減するとともに、地域全体で救急医療体制の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 補助対象 都道府県知事の要請を受けて、救命救急センター及び第二次救急医療機関（以下「第二次救急医療機関等」という。）に診療協力をする診療所で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。</p> <p>3. 運営方針 対象診療所は、原則として当該診療所の属する二次医療圏の中で、あらかじめ都道府県知事が設定する二次救急医療機関等より診療協力の要請があった場合に医師の派遣を行うものとする。</p>	

なお、救命救急センターの診療協力要請は休日・夜間、第二次救急医療機関の診療協力要請は当番日等の休日・夜間とする。

第7 救急医療専門領域医師研修事業  
(略)

第8 救命救急センター

1. ～3. (略)

4. 整備基準

(1)・(2) (略)

(3) 救命救急センター（地域救命救急センターを含む）には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

ア 医師

(ア)～(エ) (略)

(オ) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を設置する救命救急センターは、救命救急センター内又は本院（本院の場合は、常に必要な支援を受けられる体制を構築すること。）に小児の救急患者への集中治療に対応する小児科医師を確保するものとする。

イ (略)

(4) (略)

第9 高度救命救急センター  
(略)

第10 小児救命救急センター

1. 目的

この事業は、都道府県が小児救命救急センターを整備し、重篤な小児救急患者の医療を確保することを目的とする。

2. 補助対象

都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する小児救命救急センターで厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3. 運営方針

(1) 小児救命救急センターは、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする。

(2) 重篤な小児救急患者に対して「超急性期」の医療を提供した後、高度な専門的医療が必要な患者については、小児救命救急センター内又は本院の「急性期」の集中治療・専門的医療を担う病床（以下、小児集中治療室病床という。）に転床・転院する体制を確保するものとする。

(3) 小児救命救急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する小児救急医療の臨床教育を行うものとする。

4. 整備基準

(1) 小児救命救急センターは、専用病床（小児集中治療室病床6床以上（本

第5 救急医療専門領域医師研修事業  
(略)

第6 救命救急センター

1. ～3. (略)

4. 整備基準

(1)・(2) (略)

(3) 救命救急センター（地域救命救急センターを含む）には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

ア 医師

(ア)～(エ) (略)

(オ) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を設置する救命救急センターは、小児の救急患者への集中治療に対応する小児科医師を専任で確保するものとする。

イ (略)

(4) (略)

第7 高度救命救急センター  
(略)

院でも可)を含む)を適当数有し、24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供するものとする。

(2) 小児集中治療室には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

#### ア 医師

小児集中治療室には、常時、専従の医師及び研修医を確保するものとする。なお、専従の医師については、日本集中治療学会が認定した集中治療専門医、日本小児科学会が認定した小児科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと。

#### イ 看護師及び他の医療従事者

(7) 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合(必要時には患者1.5名に1名以上)で確保するものとする。なお、重症集中ケア認定看護師が勤務し、指導的役割を担うことが望ましい。

(1) 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保するものとする。

(2) 小児集中治療室には、薬剤師を確保することが望ましい。

(3) 社会福祉士を院内に確保することが望ましい。

(3) 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であることとする。

(4) 小児救命救急センターは、救急搬送を相当数(本院を含む。)受け入れるものとする。

(5) 施設及び設備

#### ア 施設

(7) 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有するものとする。

(1) 小児救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)を設けるものとする。なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくものとする。

(2) 必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。

(3) 診療に必要な施設は耐震構造であること。(併設病院を含む。)

#### イ 設備

(7) 小児救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。

(1) 必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。

第11 ドクターヘリ導入促進事業(夜間搬送モデル事業を含む)  
(略)

第12 救急救命士病院実習受入促進事業  
(略)

第13 小児集中治療室整備事業

#### 1. 目的

この事業は、小児集中治療室を整備し、小児重症患者の適切な医療を確保することを目的とする。

第8 ドクターヘリ導入促進事業(夜間搬送モデル事業を含む)  
(略)

第9 救急救命士病院実習受入促進事業  
(略)

2. 補助対象

都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備する小児集中治療室で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3. 整備基準

(1) 施設

小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有するものとする。

(2) 設備

小児集中治療室として必要な医療機器を備えるものとする。

第14 小児集中治療室医療従事者研修事業

1. 目的

この事業は、小児の集中治療に係る専門的な実地研修をすることにより、小児集中治療室で従事する小児の救命救急医療及び集中治療を担う医師等を養成し、確保することを目的とする。

2. 補助対象

都道府県（委託を含む。）が、小児集中治療室で勤務を希望する小児科医師等を対象として小児救命救急センター等において実施する研修とする。

3. 整備基準

小児救命救急及び小児集中治療を指導する医師を適当数有すること。

第15 救急勤務医支援事業

(略)

第16 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業

1. 目的

この事業は、非医療従事者に自動体外式除細動器（以下 AED という。）の普及及び講習を実施し、医療従事者の速やかな確保が困難な場合の心肺停止者に対する除細動処置を行うことにより、救命率の向上に資すること及び都道府県において都道府県内に設置された AED の適切な管理を行うことを目的とする。

2. 補助対象

都道府県（委託を含む。）が実施する AED 普及・啓発事業、非医療従事者等への講習及び AED の適切な管理に関する事業を補助対象とする。

3. 実施基準

都道府県（委託を含む。）において、AED を普及するための関係者からなる協議会を設置し、AED の設置場所の選定、AED を普及するための指導者要請講習会の実施、地域住民を対象とした普及のための講習会、AED の適切な管理のため設置場所等の情報収集等を実施するものとする。

第10 救急勤務医支援事業

(略)

第11 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業

1. 目的

この事業は、非医療従事者に自動体外式除細動器（以下 AED という。）の普及及び講習を実施し、医療従事者の速やかな確保が困難な場合の心肺停止者に対する除細動処置を行うことにより、救命率の向上に資することを目的とする。

2. 補助対象

都道府県（委託を含む。）が実施する AED 普及・啓発事業並びに非医療従事者等への講習を補助対象とする。

3. 実施基準

都道府県（委託を含む。）において、AED を普及するための関係者からなる協議会を設置し、AED の設置場所の選定、AED を普及するための指導者要請講習会の実施、地域住民を対象とした普及のための講習会等を実施するものとする。

第17 救急医療情報センター  
(広域災害・救急医療情報システム)  
(略)

第18 救急患者受入コーディネーター事業  
(略)

第19 救急患者退院コーディネーター事業

1. 目的

この事業は、地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を「救急患者退院コーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)として医療機関等に配置することにより、急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減することを目的とする。

2. 補助対象

都道府県(委託を含む。)又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する救命救急センター及び第二次救急医療機関(以下「救急医療機関等」という。)が配置するコーディネーターで厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3. 運営方針

コーディネーターは、急性期を脱した救急患者が、救急医療機関等の救急医療用病床から転院・転床を円滑に行うために施設内・施設間の連携・調整を行うこととする。

4. 整備基準

コーディネーターは、配置された医療機関や関係する医療機関だけでなく、広く地域における医療機関の連携・調整に重点をおいて業務を行うこと。

第20 中毒情報センター情報基盤整備事業  
(略)

第21 救急医療支援センター運営事業  
(略)

第22 救急医療トレーニングセンター運営事業  
(略)

第12 救急医療情報センター  
(広域災害・救急医療情報システム)  
(略)

第13 救急患者受入コーディネーター事業  
(略)

第14 中毒情報センター情報基盤整備事業  
(略)

第15 救急医療支援センター運営事業  
(略)

第16 救急医療トレーニングセンター運営事業  
(略)

## 災害医療対策事業等実施要綱（比較表）

災害医療対策事業等実施要綱	平成21年度まで
災害医療対策事業等実施要綱	災害医療対策事業等実施要綱
第1～2 （略）	第1～2 （略）
第3 医療施設耐震整備事業	第3 医療施設耐震整備事業
1 （略）	1 （略）
2 事業の実施主体	2 事業の実施主体
<p><u>(1) 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。</u>                      なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。</p> <p><u>(2) 構造耐震指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</u></p>	<p><u>この事業の実施主体は、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。</u>                      なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。</p>
3 （略）	3 （略）
第4～8 （略）	第4～8 （略）



災害医療対策事業等実施要綱

平成21年度まで

第9 DMAT事務局事業

1 目的

この事業は、DMATの技能維持、資質の向上及び災害発生時には、厚生労働省、被災都道府県等とDMATの運用調整等を実施することを目的とする。

2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）とする。

3 事業内容

災害医療センターは、DMAT事務局を設置し、

（1）平常時は、日本DMAT検討委員会の運営、日本DMAT隊員養成研修及び統括DMAT研修の企画、DMAT技能維持研修の企画及び実施、DMAT隊員の管理（新規DMATの登録及び隊員登録証の更新を含む）等

（2）災害発生時は、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供、活動するDMAT隊員への支援等

を行うものとする。

第10 DMAT訓練事業

1 目的

この事業は、DMATが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。

災害医療対策事業等実施要綱	平成21年度まで
<p data-bbox="241 261 376 288">2 補助対象</p> <p data-bbox="282 300 376 327">都道府県</p> <p data-bbox="241 373 376 400">3 事業内容</p> <p data-bbox="250 411 1093 438"><u>(1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。</u></p> <p data-bbox="250 450 1115 512"><u>(2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMATが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。</u></p>	

## 周産期医療対策事業等実施要綱（比較表）

周産期医療対策事業等実施要綱	平成21年度まで
<p>周産期医療対策事業等実施要綱</p> <p>第1 周産期医療対策事業</p> <p>1 目的 この事業は、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に因るため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>3 事業内容 (1) 周産期医療協議会の設置 ア 都道府県は、関係行政機関、医療関係団体等をもって構成する周産期医療協議会を設置するものとする。 イ 周産期医療協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。 ア) 周産期医療体制に係る調査分析に係る事項 イ) 周産期医療体制整備計画に関する事項 ウ) 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関する事項 エ) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項 オ) 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項 カ) 搬送コーディネーターに関する事項 キ) 地域周産期母子医療センターその他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下、「地域周産期医療関係」</p>	<p>周産期医療対策事業等実施要綱</p> <p>第1 周産期医療対策事業</p> <p>1 目的 本事業は、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に因るため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営事業の実施主体は、都道府県又は都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする。</p> <p>3 事業内容 (1) 周産期医療協議会の設置 ア 都道府県は、関係行政機関、医療関係団体等をもって構成する周産期医療協議会を設置するものとする。 イ 周産期医療協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。 ア) 地域の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制）の整備に関する事項 イ) 周産期医療情報システムに関する事項 ウ) 周産期医療関係者の研修に関する事項 エ) 周産期医療体制整備についての調査に関する事項 オ) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項 なお、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの整備基準については、次の「4 周産期医療体制整備に係る基本方針」に規定する指針（以下「整備指針」という。）においてこれを定める。</p>

連施設」という。)等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項

(ウ) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

なお、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターについては、次の「4 周産期医療体制整備に係る基本方針」においてこれを定める。

(2) 周産期医療情報ネットワーク事業

ア 都道府県は、周産期医療の運営に必要な情報の収集を行い、周産期医療体制整備の効果的な推進を図る。また、総合周産期母子医療センター等に、周産期医療情報センターを設置し、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。

イ 周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。

(7) 周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況

(イ) 病床の空床状況

(ウ) 手術、検査及び処置の可否、

(エ) 重症例や産科合併症以外の合併症による母体救急患者の受入れ可能状況

(オ) 救急搬送に同行する医師の存否（迎え搬送の可否等）

(カ) その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項

ウ 情報収集・提供の方法

電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。

エ 地域周産期医療関連施設等からの問い合わせに対して医療技術並びに適切な受入施設の選定、確認及び回答等の情報提供を行う。

オ 救急医療情報システムとの連携

周産期救急情報システムについては、救急医療情報システムとの一体的運用や相互の情報参照等により、救急医療情報システムと連携を図るものとする。また、周産期救急情報システムと救急医療情報システムを連携させることにより、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター、消防機関等が情報を共有できる体制を整備することが望ましい。

(3) 相談事業

都道府県は、周産期医療情報センター等に専門相談員を配置し、地域周産期医療関連施設等からの相談に応じるとともに、医療専門

(2) 周産期医療情報ネットワーク事業

ア 都道府県は、周産期医療の運営に必要な情報の収集を行い、地域周産期医療システムの効果的な推進を図る。また、総合周産期母子医療センター等に、周産期医療情報センターを設置し、地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）等に対する情報提供、相談等を行うものとする。

イ 情報の収集

(7) 収集する情報の種類

a 診療科別医師の存否、勤務体制、手術及び処置の可否、重症例や産科以外の母体救急患者の受入れ可否、搬送に同行する医師の存否（迎え搬送の可否）

b 病床の空床状況

c 産科医療、新生児医療に関する各種項目

d その他整備指針に定めるセンターとして必要な情報

(イ) 情報収集の方法

a コンピューター等による収集

b 電話、FAX等による収集

(ウ) 地域周産期医療関連施設等からの問い合わせに対して医療技術並びに適切な受入施設の選定、確認及び回答等の情報提供、相談を行う。

情報誌やパンフレット等を用いた普及啓発を図るものとする。

(4) 周産期医療関係者研修事業

ア 都道府県は、地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師、搬送コーディネーター、NICU入院児支援コーディネーター（以下、「支援コーディネーター」という。）等に対し、地域の保健医療関係機関・団体等と連携し、総合周産期母子医療センター等において、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるため、到達目標を定め研修を行うものとする。

イ 到達目標の例

(ア) 周産期医療に必要とされる基本的な知識及び技術の習得

(イ) 緊急を要する母体及び新生児に対する的確な判断力及び高度な技術の習得

ウ 研修内容の例

(ア) 産科

a 胎児及び母体の状況の適切な把握と迅速な対応

b 産科ショックとその対策

c 妊産婦死亡とその防止対策

d 帝王切開の問題点

(イ) 新生児医療

a ハイリスク新生児の医療提供体制

b 新生児関連統計・疫学データ

c 新生児搬送の適応

d 新生児蘇生法

e ハイリスク新生児の迅速な判断

f 新生児管理の実際

g 退院後の保健指導、フォローアップ実施方法等

(ウ) その他

a 救急患者の緊急度の判断、救急患者の搬送及び受入ルール等

b 他の診療科との合同の症例検討会等

(5) 周産期医療調査・研究事業

ア 都道府県は、イに掲げる事項について調査し、この調査結果に基づきウに掲げる事項について研究を行うものとする。また、この調査及び研究の結果について、都道府県は、住民に公表するとともに、周産期医療協議会に報告し、周産期医療体制の整備に係る検討に活用するものとする。

イ 調査事項

(ア) 母子保健関連指標（必要に応じて妊娠週数別）

(イ) 医療資源・連携等に関する情報

(3) 周産期医療関係者研修事業

ア 都道府県は、地域周産期母子医療センター及び地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師及び准看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるための研修を行うものとする。

イ 研修の内容は以下のとおりとする。

(ア) 新生児蘇生処置、母体救急処置等、周産期医療に関する基本技術に関する事項

(イ) 最新の周産期医療技術

(ウ) その他整備指針に定める周産期医療に関する必要事項

(4) 周産期医療調査・研究事業

ア 都道府県は、周産期医療システムの確立のために必要な事項について調査研究を行うものとする。

イ 調査・研究事項は以下のとおりとする。

(ア) 周産期搬送体制（ドクターカーの利用状況を含む。）の現状と地域の特殊性を考慮した搬送方法の確立

(イ) 周産期情報ネットワークの効果的活用方法及び救急医療情報センターや消防機関との連携方法

(ウ) その他整備指針に定める周産期医療に関する必要事項

(ウ) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

ウ 研究事項

(ア) 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関する現在の問題点並びに改善策

(イ) 周産期救急情報システムの効果的な活用方法及び周産期救急情報システムと救急医療情報システムとの連携方法

(ウ) 産科合併症以外の合併症を有する母体への救急医療等における周産期医療に関する診療科間の連携体制

(エ) 周産期医療に関する医療圏間の連携体制（県域を越えた広域の連携体制を含む。）

(オ) 地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する効果的な研修

(カ) その他周産期医療体制の整備に関する必要な事項

(6) NICU入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室（以下「NICU」という。） 、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、支援コーディネーターを配置する。

イ 支援コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) NICU、GCU等の長期入院児の状況把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等）との連携・調整、在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援、その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項を行う。

(イ) 支援コーディネーターは、必要に応じ、移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携を行う。

ウ 支援コーディネーターは、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等が行うものとする。

(7) 搬送コーディネーター事業

ア 都道府県は、医療機関相互の連携を強化するため、受入妊婦・新生児の病状に応じた専門病院等の搬送先を調整・確保するため「搬送コーディネーター」を総合周産期母子医療センター、周産期医療情報センター、救急医療情報センター等に配置する。

イ 搬送コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(5) NICU入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室（以下「NICU」という。） 、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、NICU入院児支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）を配置する。

イ 支援コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) 必須の業務

NICU、GCU等の長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療機関、福祉施設、在宅等）との連携・調整、在宅等への移行にあたり、家族に対する理解を促すとともに、医療的・福祉的環境の整備を行う。

(イ) 支援コーディネーターは、必要に応じ、移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携を行う。

(6) 搬送コーディネーター事業

ア 都道府県は、医療機関相互の連携を強化するため、受入妊婦・新生児の病状に応じた専門病院等の搬送先を調整・確保するため「搬送コーディネーター」を総合周産期母子医療センターや情報センター等に配置する。

イ 搬送コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

- (ア) 医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。
- (イ) 医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急情報システムの活用推進に努めること。
- (ウ) 必要に応じて住民に医療施設の情報提供を行うこと。
- (エ) その他母体及び新生児の搬送及び受入に関し必要な事項

#### 4 周産期医療体制整備に係る基本方針

都道府県における周産期医療体制の整備に当たっては、平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」（以下「整備指針」という。）に従い、周産期医療供給体制の現状、今後の周産期医療需要の推移等地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえた上で作成される周産期医療体制整備計画に基づき行うものとする。

#### 第2 小児医療施設整備事業

##### 1 目的

この事業は、小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を整備し、地域における小児医療水準の向上に資することを目的とする。

##### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

##### 3 整備基準

##### (ア) 必須の業務

妊婦・新生児の病状に応じ、必要な診療機能を有する専門病院等の搬送先との連携・調整を行うこと。また、そのために必要な地域の周産期母子医療センター等の応需状況等に関する情報収集や更新を行うこと。

なお、都道府県内医療機関での受入が困難な妊婦・新生児の搬送については、予め関係都道府県間より定められた搬送ルールに基づき、搬送照会を行うこと。

- (イ) 搬送コーディネーターは、日頃より同一都道府県内の関係医療機関及び医師と意思の疎通を図りやすい体制を築いておくように努めること。また、県境を越える搬送が多い地域においては、隣接県の関係医療機関との情報共有など連携体制の構築に努めること。

##### (ウ) 搬送受入促進事業

妊婦・新生児の受入を促進をするため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいて、開業医等の協力を得て、夜間、休日等に近隣の医師等が勤務し、妊婦・新生児の受入の促進を図る。

#### 4 周産期医療体制整備に係る基本方針

都道府県における周産期医療体制の整備に当たっては、整備指針に基づき、周産期医療供給体制の現状、今後の周産期医療需要の推移等地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえた上で行うものとする。

#### 第2 小児医療施設整備事業

##### 1 目的

この事業は、小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を整備し、地域における小児医療水準の向上に資することを目的とする。

##### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

##### 3 整備基準

- (1) 施設  
小児医療施設として診療棟、小児専用病棟、NICU等必要な部門を設けるものとする。
- (2) 設備  
ア 小児医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。  
イ NICUを設置する場合には、同室について24時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置するほか、次の設備を整えるものとする。  
① 新生児用呼吸循環監視装置  
② 新生児用人工換気装置  
③ 保育器  
④ その他新生児集中治療に必要な設備
- (3) 小児総合病院  
ア 小児専用病棟の病床数は、おおむね100床以上とすること。  
イ 小児科、小児外科又は外科のほか、小児の総合的な診療に必要な診療科を設置するとともに次の設備等を原則として備えるものとする。  
① プレイルーム、学習室及び家族の控え室の設置。  
② 病棟への保育士の配置。  
ウ 上記のほか、病室について1人当たりの十分な面積を確保するなど児童の療養環境の整備に努めること。

### 第3 周産期医療施設整備事業

#### 1 目的

この事業は、妊婦のうち特に危険度の高い者を対象として、出産前後の母体、胎児及び新生児の一環した管理を行う母体・胎児集中治療管理室（以下「MFICU」という。）を整備することにより、専門的な周産期医療体制の整備を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

#### 3 運営方針

- (1) 周産期医療施設は、産科医療施設等からの転送患者を受け入れるものとする。  
(2) 周産期医療施設は、原則としてNICUを併設するものとする。

#### 4 整備基準

- (1) 施設  
小児医療施設として診療棟、小児専用病棟、NICU等必要な部門を設けるものとする。
- (2) 設備  
ア 小児医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。  
イ NICUを設置する場合には、同室について24時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置するほか、次の設備を整えるものとする。  
① 新生児用呼吸循環監視装置  
② 新生児用人工換気装置  
③ 保育器  
④ その他新生児集中治療に必要な設備
- (3) 小児総合病院  
ア 小児専用病棟の病床数は、おおむね100床以上とすること。  
イ 小児科、小児外科又は外科のほか、小児の総合的な診療に必要な診療科を設置するとともに次の設備等を原則として備えるものとする。  
① プレイルーム、学習室及び家族の控え室の設置。  
② 病棟への保育士の配置。  
ウ 上記のほか、病室について1人当たりの十分な面積を確保するなど児童の療養環境の整備に努めること。

### 第3 周産期医療施設整備事業

#### 1 目的

この事業は、妊婦のうち特に危険度の高い者を対象として、出産前後の母体、胎児及び新生児の一環した管理を行う母体・胎児集中治療管理室（以下「MFICU」という。）を整備することにより、専門的な周産期医療体制の整備を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

#### 3 運営方針

- (1) 周産期医療施設は、産科医療施設等からの転送患者を受け入れるものとする。  
(2) 周産期医療施設は、原則としてNICUを併設するものとする。

#### 4 整備基準



- (1) 周産期医療施設は、切迫早産、前期破水等母体疾患又は胎児疾患等により搬送された母体、胎児の集中治療を行うために必要な診療機能とともに、収容のための病床を有するものとする。
- (2) 周産期医療施設は、24時間診療体制を確保し、MFICUを運営するために必要な職員を配置するものとする。
- (3) 施設及び設備
  - ア 施設
 

周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(MFICUを含む。)を設けるものとする。
  - イ 設備
    - (ア) 周産期医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。
    - (イ) MFICUには、次の設備を整えるものとする。
      - a 分娩監視装置
      - b 呼吸循環監視装置
      - c 超音波診断装置
      - d その他母体・胎児集中治療に必要な設備
    - (ウ) 医師の管理のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸装置等の医療器械を搭載したドクターカーを、整備することができるものとする。

- (1) 周産期医療施設は、切迫早産、前期破水等母体疾患又は胎児疾患等により搬送された母体、胎児の集中治療を行うために必要な診療機能とともに、収容のための病床を有するものとする。
- (2) 周産期医療施設は、24時間診療体制を確保し、MFICUを運営するために必要な職員を配置するものとする。
- (3) 施設及び設備
  - ア 施設
 

周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(MFICUを含む。)を設けるものとする。
  - イ 設備
    - (ア) 周産期医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。
    - (イ) MFICUには、次の設備を整えるものとする。
      - a 分娩監視装置
      - b 呼吸循環監視装置
      - c 超音波診断装置
      - d その他母体・胎児集中治療に必要な設備
    - (ウ) 医師の管理のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸装置等の医療器械を搭載したドクターカーを、整備することができるものとする。

#### 第4 周産期母子医療センター運営事業

##### 1 目的

- (1) この事業は、周産期母子医療センターへの補助として、整備指針に従い作成される周産期医療体制整備計画に記載された周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び過酷な勤務状況にある医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実に推進することを目的とする。
- (2) 周産期母子医療センターにおいて、産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科(脳神経外科、循環器内科、心臓血管外科等)を有し、救命救急センターを併設し、必要な設備人員を備え、24時間体制で受け入れる体制を整えることにより、産科合併症以外の合併症に対する対応の強化を目的とする。
- (3) 搬送受入促進事業は、妊婦・新生児の受入を促進をするため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいて、開業医等の協力を得て、夜間、休日等に近隣の医師等が勤務し、妊婦・新生児の受入の促進を図ることを目的とする。

##### 2 実施主体

この事業の実施主体は、整備指針に従い策定される周産期医療体制

整備計画に基づき指定又は認定された周産期母子医療センターを対象とする（ただし、独立行政法人、国立大学法人を除く。）。

なお、MFICU、NICU、GCUのいずれかの病床が実質稼働または稼働を予定をしている場合に限る。

3 運営方針

整備指針及び周産期医療体制整備計画に定めるところによる。

4 整備基準

整備指針及び周産期医療体制整備計画に定めるところによる。

第5 新生児医療担当医確保支援事業

1 目的

この事業は、医療機関におけるNICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

3 実施方針

以下の要件を満たすもの又はこれに準ずるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものを対象とする。

就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）について明記していること。

なお、個人が開設する病院においては、開設者本人への手当の計上が会計上困難であることから、雇用する新生児医療担当医に対する手当での支給について、雇用契約等に明記しているなど、各都道府県知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

第6 地域療育支援施設

1 目的

この事業は、NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児（以下、「NICU等長期入院児」という。）について、在宅療養等との間に中間施設とし

て地域療育支援施設を設置することにより、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的とする。

## 2 実施主体

地域療育支援施設運営事業の実施主体は、都道府県、市町村、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

地域療育支援施設整備事業の実施主体は、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

## 3 運営方針

(1) 地域療育支援施設は、NICU等長期入院児が円滑に在宅医療等へ移行し、家族とともに生活をしていく上で必要な知識・技術を取得するための訓練等を行うものとする。

(2) 地域療育支援施設は、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含みリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有するものとする。

(3) NICU等長期入院児の在宅医療等への移行及びその後又は同等の援助が必要な小児が自宅等で急性増悪したときに常時受け入れられる体制を整備するものとする。

## 4 整備基準

(1) 地域療育支援施設は、原則として以下の常勤職種から構成される医療チームを設けること。

ア 小児科医師（小児神経科医師が望ましい。）

イ 看護師

ウ 理学療法士（小児専任が望ましい。）

エ 社会福祉士（ソーシャルワーカー）

オ 臨床心理士等の臨床心理技術者

カ 臨床工学技士

ただし、看護師は当該施設内専従とするが、その他は院内兼務でも可とする。また臨床心理士等の臨床心理技術者は非常勤でも可とする。

(2) 呼吸管理に習熟した小児科医が常時院内にいること。

(3) 施設責任者は日本小児科学会指導医等であること。

(4) 訪問看護施設と連携ができていないこと。

(5) 施設・設備

専用病床を2床以上（10床以内）有すること

地域療育支援施設として必要な呼吸管理を行うための医療機器（病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸

引の中央配管)等及び家族がスムーズに在宅医療等へ移行できるように家族同室で指導できる個室を備えるものとする。

## 第7 日中一時支援事業

### 1 目的

この事業は、NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者を対象とする。

### 3 運営方針

(1) 在宅等に移行したNICU等長期入院児等を保護者の要請に応じて、一時的に受け入れるものとする。

(2) 人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有するものとする。

### 4 整備基準

(1) 以下の常勤職種から構成される医療チームを有すること。

ア 小児科医師 (呼吸管理に習熟した小児科医を含む)

イ 看護師

ウ 小児に精通した理学療法士

エ 臨床工学技士

ただし、院内兼務でも可とする。

(2) 訪問看護施設と連携ができていること。

(3) 施設・設備

呼吸管理を行うために医療機器 (病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管)等を備えるものとする。

地域医療対策事業実施要綱の一部改正について

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">地域医療対策事業実施要綱</p> <p>第1 医療連携体制推進事業 ..... 1 (削除)</p> <p>第2 医師派遣等推進事業..... 2</p> <p>第3 患者・家族対話推進事業..... 3</p> <p>第1 医療連携体制推進事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 事業内容</p> <p>都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。</p> <p>(1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業 急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業</p> <p>ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担</p> <p>イ かかりつけ医相談窓口の設置</p> <p>ウ 医療連携窓口の設置</p> <p>エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、IT (ホー</p>	<p>第1 医療連携体制推進事業 ..... 1</p> <p>第2 地域医療確保支援モデル事業..... 2</p> <p>第3 医師派遣等推進事業..... 3</p> <p>第4 患者・家族対話推進事業..... 4</p> <p>第1 医療連携体制推進事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 事業内容</p> <p>都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。</p> <p>(1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業 急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業</p> <p>ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担</p> <p>イ かかりつけ医相談窓口の設置</p> <p>ウ 医療連携窓口の設置</p> <p>エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、IT (ホー</p>

改正後	現 行
<p>ムページ、携帯電話等)等の活用による情報提供</p> <p>オ IT (電子メール、ホームページ、電子カルテ)等の活用による診療連携</p> <p>カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価</p> <p>キ 乳幼児の保護者等に対する小児の急病時の対応方法等についての講習会の実施及びガイドブックの作成・配布</p> <p>ク <u>セミオープンシステムの導入</u></p> <p>ケ その他</p>	<p>ムページ、携帯電話等)等の活用による情報提供</p> <p>オ IT (電子メール、ホームページ、電子カルテ)等の活用による診療連携</p> <p>カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価</p> <p>キ 乳幼児の保護者等に対する小児の急病時の対応方法等についての講習会の実施及びガイドブックの作成・配布</p> <p>ク <u>その他</u></p>
(2) (略)	(2) (略)
5~6 (略)	5~6 (略)
<u>(削除)</u>	<u>第2 地域医療確保支援モデル事業</u>
第2 医師派遣等推進事業	第3 医師派遣等推進事業
1~4 (略)	1~4 (略)
第3 患者・家族対話推進事業	第4 患者・家族対話推進事業
1~3 (略)	1~3 (略)

医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     厚生省発医第137号                      昭和54年7月27日                      最終改訂厚生労働省医政第 号                      平成22年 月 日                 </div> <p style="text-align: center;">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     厚生省発医第137号                      昭和54年7月27日                      最終改訂厚生労働省医政第0514001号                      平成21年5月14日                 </div> <p style="text-align: center;">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p>
<p>1・2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）、愛知県、さいたま市、千葉市、川崎市、及び名古屋市の設置する施設の整備事業（(8)、(9)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>なお、次の(1)、(6)、(8)及び(9)、<u>(10)</u>の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業</u>                      平成22年 月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知「<u>死亡時画像診断システム整備事業の実施について</u>」に基づき実施する次の事業とする。                      ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業                      イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業                      (ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が認める者</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）、愛知県、さいたま市、千葉市、川崎市、及び名古屋市の設置する施設の整備事業（(8)、(9)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>なお、次の(1)、(6)、(8)及び(9)の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>
<p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p>

- (1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  
 (1)～(9)略  
(10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業  
 ア、イ(略)
- (2) (略)
- (3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  
 (7)～(9)略  
(10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業
- (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  
 (1)・(3)略  
 ア、イ(略)
- (5) (略)

- (1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  
 (1)～(9)略  
 ア、イ(略)
- (2) (略)
- (3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  
 (7)～(9)略
- (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  
 (1)・(3)略  
 ア、イ(略)
- (5) (略)

1区分	2 基準額	3 対象経費	4補助率	5下限額
へき地診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア)5床以下 240㎡ (イ)6床以上 760㎡ (2)医師住宅 80㎡ (3)看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費。 (1)診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2)医師住宅 (3)看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	へリポート1ヶ所あたり 58,808千円	へリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 160㎡ (2)医師住宅 80㎡ (3)看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修(既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費 (1)診療所 (診察室、処置室、薬	2分の1	1か所につき 2,500千円 (ただし、改修の場合については、 1,000千円)

1区分	2 基準額	3 対象経費	4補助率	5下限額
へき地診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア)5床以下 240㎡ (イ)6床以上 760㎡ (2)医師住宅 50㎡ (3)看護師住宅 50㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費 (1)診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2)医師住宅 (3)看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	へリポート1ヶ所あたり 58,808千円	へリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 160㎡ (2)医師住宅 50㎡ (3)看護師住宅 50㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修(既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費 (1)診療所 (診察室、処置室、薬	2分の1	1か所につき 2,500千円 (ただし、改修の場合については、 1,000千円)



		剤室、エックス線室、 暗室、待合室、看護師 居室、玄関、廊下等 (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅		
	(略)			
へき地 医療拠 点病院	次に掲げる基準面積 に別表に定める単価を 乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸あたり 80㎡ (ただし2戸を限度 とする。)	へき地医療拠点病院と して必要な次の各部門の 新築、増改築及び改修に 要する工事費又は工事請 負費 (1) 検査、放射線、手術 部門 (検査室、照射室、操 作室、手術室、回復 室、準備室、浴室、廊 下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置 室、記録室、患者食堂、 寝具倉庫、バルコニー、 廊下、便所、暖冷房、附 属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
	(略)			
死亡時画 像診断シ ステム施 設整備	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 60㎡	死亡時画像診断の実施 に必要な施設の新築、増改 築及び改修に要する工事 費又は工事請負費	2分の1	—

		剤室、エックス線室、 暗室、待合室、看護師 居室、玄関、廊下等 (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅		
	(略)			
へき地 医療拠 点病院	次に掲げる基準面積 に別表に定める単価を 乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸あたり 64㎡ (ただし2戸を限 度とする。)	へき地医療拠点病院と して必要な次の各部門の 新築、増改築及び改修に 要する工事費又は工事請 負費 (1) 検査、放射線、手術 部門 (検査室、照射室、操 作室、手術室、回復 室、準備室、浴室、廊 下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置 室、記録室、患者食堂、 寝具倉庫、バルコニー、 廊下、便所、暖冷房、附 属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
	(略)			

改正後

現行

(注) 略

6 (略)

(交付の条件)

7 (1) ~ (16) 略

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) (2) 略

9~15 (略)

別表

施設の名称	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800
		木造	187,700	178,800	169,800	160,800
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離島	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900

(注) 略

6 (略)

(交付の条件)

7 (1) ~ (16) 略

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) (2) 略

9~15 (略)

別表

施設の名称	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300
		木造	184,400	175,600	166,800	158,000
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800
	離島	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500

	豪雪地区	ブロック 木造	117,900 134,900	117,900 134,900	117,900 134,900	117,900 134,900
臨床研修病院		鉄筋コンクリート ブロック	187,700 164,300	178,800 156,500	169,800 148,600	160,800 140,800
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート ブロック	168,000 146,700	159,900 139,700	151,900 132,600	143,900 125,700
		鉄筋コンクリート ブロック	187,700 164,300	178,800 156,500	169,800 148,600	160,800 140,800
	医師 住宅	鉄筋コンクリート ブロック	126,000 109,800	126,000 109,800	126,000 109,800	126,000 109,800
		木造	126,000 126,000	126,000 126,000	126,000 126,000	126,000 126,000
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート ブロック 木造	187,400 163,800 187,400	178,500 156,000 178,500	169,500 148,100 169,500	160,600 140,400 160,600
	診療 部門	鉄筋コンクリート ブロック 木造	168,000 146,700 168,000	159,900 139,700 159,900	151,900 132,600 151,900	143,900 125,700 143,900
		鉄筋コンクリート ブロック 木造	187,400 163,800 187,400	178,500 156,000 178,500	169,500 148,100 169,500	160,600 140,400 160,600
死亡時画像診断 システム施設整備		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800

(注) 1～4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

	豪雪地区	ブロック 木造	115,800 132,500	115,800 132,500	115,800 132,500	115,800 132,500
臨床研修病院		鉄筋コンクリート ブロック	184,400 161,400	175,600 153,700	166,800 146,000	158,000 138,300
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート ブロック	165,000 144,100	157,100 137,200	149,200 130,300	141,400 123,500
		鉄筋コンクリート ブロック	184,400 161,400	175,600 153,700	166,800 146,000	158,000 138,300
	医師 住宅	鉄筋コンクリート ブロック	123,800 107,900	123,800 107,900	123,800 107,900	123,800 107,900
		木造	123,800 123,800	123,800 123,800	123,800 123,800	123,800 123,800
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート ブロック 木造	184,100 160,900 184,100	175,300 153,200 175,300	166,500 145,500 166,500	157,800 137,900 157,800
	診療 部門	鉄筋コンクリート ブロック 木造	165,000 144,100 165,000	157,100 137,200 157,100	149,200 130,300 149,200	141,400 123,500 141,400
		鉄筋コンクリート ブロック 木造	184,100 160,900 184,100	175,300 153,200 175,300	166,500 145,500 166,500	157,800 137,900 157,800

(注) 1～4 (略)

第1号様式～第8号様式 (略)

医療施設等設備整備費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<div data-bbox="674 300 1093 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     厚生省発医第117号                      昭和54年7月27日                      最終改正厚生労働省発医政第 号                      平成22年 月 日                 </div> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）、愛知県、さいたま市、千葉市、川崎市及び名古屋市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までにに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>なお、次の（1）から（3）、（9）、（10）及び（12）から<u>（15）</u>の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。</p> <p>（1）～（14） (略)</p> <p><u>（15）死亡時画像診断システム設備整備事業</u>                      平成22年 月 日医政発 第 号厚生労働省医政局長通知「<u>死亡時画像診断システム整備事業の実施について</u>」に基づき実施する次の事業とする。</p> <p><u>ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム設備整備事業</u>  <u>イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業</u>                      （ア）市町村等 （イ）その他厚生労働大臣が認める者</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の（1）から（5）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p>	<div data-bbox="1653 300 2072 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     厚生省発医第117号                      昭和54年7月27日                      最終改正厚生労働省発医政0128第5号                      平成22年1月28日                 </div> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）、愛知県、さいたま市、千葉市、川崎市及び名古屋市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までにに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>なお、次の（1）から（3）、（9）、（10）及び（12）から<u>（14）</u>の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。</p> <p>（1）～（14） (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の（1）から（5）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p>

改 正 後

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア～(14) ア (略)

(15) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2)～(4) 3 (略)

(15) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム設備整備事業

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	6下限額
		(略)			
死亡時画像診断システム設備	医療機器整備費	1か所当たり 20,000千円	死亡時画像診断の実施に必要な医療機器購入費	2分の1	二

5～13 (略)

第1号様式～第6号様式 (略)

現 行

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア～(14) ア (略)

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2)～(4) 3 (略)

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	6下限額
		(略)			

5～13 (略)

第1号様式～第6号様式 (略)

平成 22 年度	平成 21 年度
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業計画の策定)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 小児集中治療室施設整備事業（新規）</u>  <u>「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児集中治療室施設整備事業</u></p> <p><u>(8) 小児医療施設施設整備事業</u>  (略)</p> <p><u>(9) 周産期医療施設施設整備事業</u>  (略)</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業計画の策定)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 小児医療施設施設整備事業</u>  (略)</p> <p><u>(8) 周産期医療施設施設整備事業</u>  (略)</p>

平成 22 年度	平成 21 年度
<p>(10) <u>地域療育支援施設施設整備事業（新規）</u>  「<u>周産期医療対策事業等実施要綱</u>」に基づく地域療育支援施設施設整備事業</p> <p>(11) <u>小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(12) <u>共同利用施設施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(13) <u>医療施設近代化施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(14) <u>不足病床地区病院施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(15) <u>基幹災害医療センター施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(16) <u>地域災害医療センター施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(17) <u>院内助産所・助産師外来施設整備事業</u>  平成 2 2 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「<u>看護職員確保対策事業等の実施について</u>」（以下「<u>看護職員確保対策事業等実施要綱</u>」という。）に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業</p> <p>(18) <u>がん診療施設施設整備事業</u>  (略)</p>	<p>(9) <u>小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(10) <u>共同利用施設施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(11) <u>医療施設近代化施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(12) <u>不足病床地区病院施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(13) <u>基幹災害医療センター施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(14) <u>地域災害医療センター施設整備事業</u>  (略)</p> <p>(15) <u>院内助産所・助産師外来施設整備事業</u>  平成 2 0 年 3 月 3 1 日医政発第 0 3 3 1 0 2 8 号厚生労働省医政局長通知「<u>院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について</u>」に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業</p> <p>(16) <u>がん診療施設施設整備事業</u>  (略)</p>

平成 22 年度	平成 21 年度
<p>(19) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (略)</p>	<p>(17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (略)</p>
<p>(20) 腎移植施設施設整備事業 (略)</p>	<p>(18) 腎移植施設施設整備事業 (略)</p>
<p>(21) 特殊病室施設整備事業 (略)</p>	<p>(19) 特殊病室施設整備事業 (略)</p>
<p>(22) 肝移植施設施設整備事業 (略)</p>	<p>(20) 肝移植施設施設整備事業 (略)</p>
<p>(23) 治験施設施設整備事業 (略)</p>	<p>(21) 治験施設施設整備事業 (略)</p>
<p>(24) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (略)</p>	<p>(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (略)</p>
<p>(25) 特定地域病院施設整備事業 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(4)、(8)、(14)、(18)、(19)、(20) の施設整備事業又は平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業</p>	<p>(23) 特定地域病院施設整備事業 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(4)、(7)、(12)、(16)、(17)、(18) の施設整備事業又は平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業</p>
<p>(26) 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (略)</p>	<p>(24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (略)</p>



平成 22 年度	平成 21 年度
<p>(27) 医療施設耐震整備事業 (略)</p>	<p>(25) 医療施設耐震整備事業 (略)</p>
<p>(28) アスベスト除去等整備事業 (略)</p>	<p>(26) アスベスト除去等整備事業 (略)</p>
<p>(29) 看護師勤務環境改善施設整備事業 看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師勤務環境改善施設整備事業</p>	<p>(27) 看護師勤務環境改善施設整備事業 平成5年6月15日健政発第388号厚生省健康政策局長通知「看護婦勤務環境改善施設整備事業の実施について」に基づく看護師勤務環境改善施設整備事業</p>
<p>(30) 看護師宿舍施設整備事業 看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師宿舍施設整備事業</p>	<p>(28) 看護師宿舍施設整備事業 平成5年6月15日健政発第389号厚生省健康政策局長通知「看護婦宿舍施設整備事業の実施について」に基づく看護師宿舍施設整備事業</p>
<p>(31) 病院内保育所施設整備事業 看護職員確保対策事業等実施要綱に基づく病院内保育所施設整備事業</p>	<p>(29) 病院内保育所施設整備事業 平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働省事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づく病院内保育所施設整備事業</p>
<p>(32) 院内感染対策施設整備事業 (略)</p>	<p>(30) 院内感染対策施設整備事業 (略)</p>
<p>(33) 医療機器管理室施設整備事業 (略)</p>	<p>(31) 医療機器管理室施設整備事業 (略)</p>
<p>(34) 地球温暖化対策施設整備事業 (略)</p>	<p>(32) 地球温暖化対策施設整備事業 (略)</p>
<p>(35) 内視鏡訓練施設施設整備事業</p>	<p>(33) 内視鏡訓練施設施設整備事業</p>

平成 22 年度	平成 21 年度
<p>(略)</p> <p><u>(36) 看護師等養成所施設整備事業</u> (略)</p> <p><u>(37) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業 (新規)</u> 看護師職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護師養成所修業年限延長施設整備事業</p> <p><u>(38) 看護教員養成講習会施設整備事業 (新規)</u> 看護師職員確保対策事業等実施要綱に基づく看護教員養成講習会施設整備事業</p> <p><u>(39) 歯科衛生士養成所施設整備事業</u> (略)</p> <p>(交付金事業者)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p>(1) 4の(1)から<u>(35)</u>に掲げる交付対象事業 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、<u>(14)</u>、<u>(19)</u>及び<u>(25)</u>の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。 また、<u>(12)</u>、<u>(23)</u>、<u>(27)</u>、<u>(29)</u>、<u>(30)</u>、<u>(32)</u>、<u>(33)</u>及び<u>(35)</u>に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。 なお、<u>(14)</u>、<u>(19)</u>及び<u>(25)</u>以外の交付対象事業を独立行政法人、国立大学法人等が実</p>	<p>(略)</p> <p><u>(34) 看護師等養成所施設整備事業</u> (略)</p> <p><u>(35) 歯科衛生士養成所施設整備事業</u> (略)</p> <p>(交付金事業者)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p>(1) 4の(1)から<u>(33)</u>に掲げる交付対象事業 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、<u>(12)</u>、<u>(17)</u>及び<u>(23)</u>の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。 また、<u>(10)</u>、<u>(21)</u>、<u>(25)</u>、<u>(27)</u>、<u>(28)</u>、<u>(30)</u>、<u>(31)</u>及び<u>(33)</u>に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。 なお、<u>(12)</u>、<u>(17)</u>及び<u>(23)</u>以外の交付対象事業を独立行政法人、国立大学法人等が実</p>

平成 22 年度	平成 21 年度
<p>施する場合については、必要に応じて、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(2) 4 の (36) から (39) の交付対象事業</p> <p>(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 公的団体</p> <p>ただし、(ア) 及び (エ) については、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所 (ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程 (通信制) にあつてはこの限りではない。) 若しくは歯科衛生士養成所に限る。</p> <p>また、(36) 及び (39) に掲げる交付対象事業を実施できる者は、<u>公的団体を除く者に限る。</u></p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 別表 1 の第 1 欄の B 及び C に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2) の交付基礎額に別表 4 (ただし、4 の (36) から (39) の交付対象事業を除く。) 及び別表 5 の調整率を乗じて得た額 (算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。) を、別表 6 の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。</p>	<p>施する場合については、必要に応じて、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(2) 4 の (34) 及び (35) の交付対象事業</p> <p>(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ただし、<u>社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。</u>) (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会</p> <p>ただし、(ア) 及び (エ) については、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所 (ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程 (通信制) にあつてはこの限りではない。) 若しくは歯科衛生士養成所に限る。</p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 別表 1 の第 1 欄の B 及び C に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2) の交付基礎額に別表 4 (ただし、4 の (34) 及び (35) の交付対象事業を除く。) 及び別表 5 の調整率を乗じて得た額 (算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。) を、別表 6 の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。</p>

平成 22 年度	平成 21 年度
<p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。</p> <p>なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表 1 の第 1 欄の A 及び B に掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の 3 分の 1、C に掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の 2 分の 1 を超えない額となるよう調整する。</p> <p>ただし、事業区分 A における事業区分(15)、(16)、事業区分 B における(26)、(27)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の 2 分の 1 を超えない額となるよう調整する。</p>	<p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。</p> <p>なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表 1 の第 1 欄の A 及び B に掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の 3 分の 1、C に掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の 2 分の 1 を超えない額となるよう調整する。</p> <p>ただし、事業区分 A における事業区分(13)、(14)、事業区分 B における(24)、(25)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の 2 分の 1 を超えない額となるよう調整する。</p>

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(1)～(2) (略) (3) 救急ヘリポート施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業 <u>(7) 小児集中治療室施設整備事業</u> <u>(8) 小児医療施設施設整備事業</u> <u>(9) 周産期医療施設施設整備事業</u> <u>(10) 地域療育支援施設施設整備事業</u> <u>(11) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業</u> <u>(12) 共同利用施設施設整備事業</u> <u>(13) 医療施設近代化施設整備事業</u> <u>(14) 不足病床地区病院施設整備事業</u> <u>(15) 基幹災害医療センター施設整備事業</u> <u>(16) 地域災害医療センター施設整備事業</u> <u>(17) 院内助産所・助産師外来施設整備事業</u> <u>(18) がん診療施設施設整備事業</u> <u>(19) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業</u> <u>(20) 腎移植施設施設整備事業</u> <u>(21) 特殊病室施設整備事業</u> <u>(22) 肝移植施設施設整備事業</u> <u>(23) 治験施設施設整備事業</u>
B 施設環境等の改善に関する事業	<u>(24) 病児・病後児保育施設施設整備事業</u> <u>(25) 特定地域病院施設整備事業</u> <u>(26) 地震防災対策医療施設耐震整備事業</u> <u>(27) 医療施設耐震整備事業</u> <u>(28) アスベスト除去等整備事業</u> <u>(29) 看護師勤務環境改善施設整備事業</u>

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(1)～(2) (略) (3) 救急ヘリポート施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業  <u>(7) 小児医療施設施設整備事業</u> <u>(8) 周産期医療施設施設整備事業</u>  <u>(9) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業</u> <u>(10) 共同利用施設施設整備事業</u> <u>(11) 医療施設近代化施設整備事業</u> <u>(12) 不足病床地区病院施設整備事業</u> <u>(13) 基幹災害医療センター施設整備事業</u> <u>(14) 地域災害医療センター施設整備事業</u> <u>(15) 院内助産所・助産師外来施設整備事業</u> <u>(16) がん診療施設施設整備事業</u> <u>(17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業</u> <u>(18) 腎移植施設施設整備事業</u> <u>(19) 特殊病室施設整備事業</u> <u>(20) 肝移植施設施設整備事業</u> <u>(21) 治験施設施設整備事業</u>
B 施設環境等の改善に関する事業	<u>(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業</u> <u>(23) 特定地域病院施設整備事業</u> <u>(24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業</u> <u>(25) 医療施設耐震整備事業</u> <u>(26) アスベスト除去等整備事業</u> <u>(27) 看護師勤務環境改善施設整備事業</u>

	<u>(30) 看護師宿舍施設整備事業</u> <u>(31) 病院内保育所施設整備事業</u> <u>(32) 院内感染対策施設整備事業</u> <u>(33) 医療機器管理室施設整備事業</u> <u>(34) 地球温暖化対策施設整備事業</u>
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	<u>(35) 内視鏡訓練施設施設整備事業</u> <u>(36) 看護師等養成所施設整備事業</u> <u>(37) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業</u> <u>(38) 看護教員養成講習会施設整備事業</u> <u>(39) 歯科衛生士養成所施設整備事業</u>

	<u>(28) 看護師宿舍施設整備事業</u> <u>(29) 病院内保育所施設整備事業</u> <u>(30) 院内感染対策施設整備事業</u> <u>(31) 医療機器管理室施設整備事業</u> <u>(32) 地球温暖化対策施設整備事業</u>
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	<u>(33) 内視鏡訓練施設施設整備事業</u> <u>(34) 看護師等養成所施設整備事業</u>  <u>(35) 歯科衛生士養成所施設整備事業</u>

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(6) (略)		
<u>(7)小児集中治療室施設整備事業</u>	<u>1か所あたり</u> <u>20 m<sup>2</sup>×小児集中治療室病床数</u>	<u>小児集中治療室として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(小児集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</u>
<u>(8)小児医療施設施設整備事業</u>	(略)	(略)
<u>(9)周産期医療施設施設整備事業</u>	(略)	(略)
<u>(10)地域療育支援施設施設整備事業</u>	<u>地域療育支援施設を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。</u> <u>基準面積</u> <u>1床あたり130m<sup>2</sup></u>	<u>地域療育支援施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(病室、浴室、診療室、処置室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</u>

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(6) (略)		
<u>(7)小児医療施設施設整備事業</u>	(略)	(略)
<u>(8)周産期医療施設施設整備事業</u>	(略)	(略)

	(ただし、10床を限度とする。)				
(11)小児・産科連携病院等病床転換施設整備事業	(略)	(略)	(9)小児・産科連携病院等病床転換施設整備事業	(略)	(略)
(12)共同利用施設整備事業	(略)	(略)	(10)共同利用施設整備事業	(略)	(略)
(13)医療施設近代化施設整備事業	(略)	(略)	(11)医療施設近代化施設整備事業	(略)	(略)
(14)不足病床地区病院施設整備事業	(略)	(略)	(12)不足病床地区病院施設整備事業	(略)	(略)
(15)期幹災害医療センター施設整備事業	(略)	(略)	(13)期幹災害医療センター施設整備事業	(略)	(略)
(16)地域災害医療センター施設整備事業	(略)	(略)	(14)地域災害医療センター施設整備事業	(略)	(略)
(17)院内助産所・助産師外来施設整備事業	(略)	(略)	(15)院内助産所・助産師外来施設整備事業	(略)	(略)

(18)がん診療施設施設整備事業	(略)	(略)	(16)がん診療施設施設整備事業	(略)	(略)
(19)医学的リハビリテーション施設施設整備事業	(略)	(略)	(17)医学的リハビリテーション施設施設整備事業	(略)	(略)
(20)腎移植施設施設整備事業	(略)	(略)	(18)腎移植施設施設整備事業	(略)	(略)
(21)特殊病室施設整備	(略)	(略)	(19)特殊病室施設整備事業	(略)	(略)
(22)肝移植施設施設整備事業	(略)	(略)	(20)肝移植施設施設整備事業	(略)	(略)
(23)治験施設施設整備事業	(略)	(略)	(21)治験施設施設整備事業	(略)	(略)
(24)病児・病後児保育施設施設整備事業	(略)	(略)	(22)病児・病後児保育施設施設整備事業	(略)	(略)
(25)特定地域病院施設整備事業	(略)	(略)	(23)特定地域病院施設整備事業	(略)	(略)
(26)地震防災対策医療施設耐震整備事業	(略)	(略)	(24)地震防災対策医療施設耐震整備事業	(略)	(略)
(27)医療施設耐震整備事業	(略)	(略)	(25)医療施設耐震整備事業	(略)	(略)
(28)アスベスト除去等整備事業	(略)	(略)	(26)アスベスト除去等整備事業	(略)	(略)



(29) 看護師勤務環境改善施設整備事業	(略)	(略)	(27) 看護師勤務環境改善施設整備事業	(略)	(略)
(30) 看護師宿舎施設整備事業	(略)	(略)	(28) 看護師宿舎施設整備事業	(略)	(略)
(31) 病院内保育所施設整備事業	(略)	(略)	(29) 病院内保育所施設整備事業	(略)	(略)
(32) 院内感染対策施設整備事業	(略)	(略)	(30) 院内感染対策施設整備事業	(略)	(略)
(33) 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)	(31) 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)
(34) 地球温暖化対策施設整備事業	(略)	(略)	(32) 地球温暖化対策施設整備事業	(略)	(略)
(35) 内視鏡訓練施設施設整備事業	(略)	(略)	(33) 内視鏡訓練施設施設整備事業	(略)	(略)
(36) 看護師等養成所施設整備事業	(略)	(略)	(34) 看護師等養成所施設整備事業	(略)	(略)
(37) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1 学年定員×20 m <sup>2</sup>	看護師養成所の修業年限を延長するために必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費			
(38) 看護教員養成講習会施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。	看護教員養成講習会の定員の増加等に必要なる増築、改修に要する工事費又は工事請負費			

	基準面積 80 m <sup>2</sup>	
(39) 歯科衛生士養成所施設整備事業	(略)	(略)

(注) 1 ~ 3 (略)

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	132,300	126,000	119,700	113,400
		ブロック	115,300	109,800	104,300	98,800
		木造	132,300	126,000	119,700	113,400
(6) 小児初期救急センター施設整備事業		木造	132,300	126,000	119,700	113,400
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
(4) 救命救急センター施設整備事業						
(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業						
(7) 小児集中治療室施設整備事業						
(33) 医療機器管理室施設整備事業						

(35) 歯科衛生士養成所施設整備事業	(略)	(略)

(注) 1 ~ 3 (略)

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	130,000	123,800	117,600	111,400
		ブロック	113,300	107,900	102,500	97,100
		木造	130,000	123,800	117,600	111,400
(6) 小児初期救急センター施設整備事業		木造	130,000	123,800	117,600	111,400
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
(4) 救命救急センター施設整備事業						
(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業						
(31) 医療機器管理室施設整備事業						

(35)内視鏡訓練施設 施設整備事業													
(8)小児医療施設施設 整備事業	病棟	鉄筋コンクリ ート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>							
(10)地域療育支援施設 施設整備事業		ブロック	<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>							
(12)共同利用施設施設 整備事業	診療棟	鉄筋コンクリ ート	<u>187,700</u>	<u>178,800</u>	<u>169,800</u>	<u>160,800</u>							
(14)不足病床地区病 院施設整備事業		ブロック	<u>164,300</u>	<u>156,500</u>	<u>148,600</u>	<u>140,800</u>							
(18)がん診療施設施設 整備事業													
(19)医学的リハビリ テーション施設施設 整備事業													
(25)特定地域病院施設 整備事業													
(9)周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリ ート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>							
		ブロック	<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>							
(13)医療施設近代 化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリ ート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>							
		ブロック	<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>							
	診療所 (一般 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>							
		ブロック	<u>109,800</u>	<u>109,800</u>	<u>109,800</u>	<u>109,800</u>							
		木造	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>	<u>126,000</u>							
	診療所 (離島、	鉄筋コンクリ ート	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>							
(33)内視鏡訓練施設 施設整備事業													
(7)小児医療施設施設 整備事業	病棟	鉄筋コンクリ ート	<u>165,000</u>	<u>157,100</u>	<u>149,200</u>	<u>141,400</u>							
		ブロック	<u>144,100</u>	<u>137,200</u>	<u>130,300</u>	<u>123,500</u>							
(10)共同利用施設 施設整備事業	診療棟	鉄筋コンクリ ート	<u>184,400</u>	<u>175,600</u>	<u>166,800</u>	<u>158,000</u>							
(12)不足病床地区 病院施設整備事業		ブロック	<u>161,400</u>	<u>153,700</u>	<u>146,000</u>	<u>138,300</u>							
(16)がん診療施設施設 整備事業													
(17)医学的リハビリ テーション施設施設 整備事業													
(23)特定地域病院施設 整備事業													
(8)周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリ ート	<u>165,000</u>	<u>157,100</u>	<u>149,200</u>	<u>141,400</u>							
		ブロック	<u>144,100</u>	<u>137,200</u>	<u>130,300</u>	<u>123,500</u>							
(11)医療施設近代化 施設整備事業	病院	鉄筋コンクリ ート	<u>165,000</u>	<u>157,100</u>	<u>149,200</u>	<u>141,400</u>							
		ブロック	<u>144,100</u>	<u>137,200</u>	<u>130,300</u>	<u>123,500</u>							
	診療所 (一般 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>123,800</u>	<u>123,800</u>	<u>123,800</u>	<u>123,800</u>							
		ブロック	<u>107,900</u>	<u>107,900</u>	<u>107,900</u>	<u>107,900</u>							
		木造	<u>123,800</u>	<u>123,800</u>	<u>123,800</u>	<u>123,800</u>							
	診療所 (離島、	鉄筋コンクリ ート	<u>132,500</u>	<u>132,500</u>	<u>132,500</u>	<u>132,500</u>							

	豪雪地 区)	ブロック	<u>117,900</u>	<u>117,900</u>	<u>117,900</u>	<u>117,900</u>		豪雪地 区)	ブロック	<u>115,800</u>	<u>115,800</u>	<u>115,800</u>	<u>115,800</u>	
		木造	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>	<u>134,900</u>			木造	<u>132,500</u>	<u>132,500</u>	<u>132,500</u>	<u>132,500</u>	
(17)院内助産所・助産師外来施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>		(15)院内助産所・助産師外来施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>165,000</u>	<u>157,100</u>	<u>149,200</u>	<u>141,400</u>	
(24)病児・病後児保育施設施設整備事業		ブロック	<u>146,700</u>	<u>139,700</u>	<u>132,600</u>	<u>125,700</u>			ブロック	<u>144,100</u>	<u>137,200</u>	<u>130,300</u>	<u>123,500</u>	
(29)看護師勤務環境改善施設整備事業		木造	<u>168,000</u>	<u>159,900</u>	<u>151,900</u>	<u>143,900</u>			木造	<u>165,000</u>	<u>157,100</u>	<u>149,200</u>	<u>141,400</u>	
(20)腎移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>398,500</u>	<u>398,500</u>	<u>398,500</u>	<u>398,500</u>		(18)腎移植施設施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>391,500</u>	<u>391,500</u>	<u>391,500</u>	<u>391,500</u>	
(22)肝移植施設施設整備事業								(20)肝移植施設施設整備事業						
(23)治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>187,700</u>	<u>178,800</u>	<u>169,800</u>	<u>160,800</u>		(21)治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>184,400</u>	<u>175,600</u>	<u>166,800</u>	<u>158,000</u>
		ブロック	<u>164,300</u>	<u>156,500</u>	<u>148,600</u>	<u>140,800</u>			ブロック	<u>161,400</u>	<u>153,700</u>	<u>146,000</u>	<u>138,300</u>	
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>154,700</u>	<u>147,400</u>	<u>140,100</u>	<u>132,600</u>			治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>152,000</u>	<u>144,800</u>	<u>137,600</u>	<u>130,300</u>
		ブロック	<u>135,400</u>	<u>129,000</u>	<u>122,600</u>	<u>116,100</u>			ブロック	<u>133,000</u>	<u>126,700</u>	<u>120,400</u>	<u>114,000</u>	
								(22)病児・病後児保育施設施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>165,000</u>	<u>157,100</u>	<u>149,200</u>	<u>141,400</u>	
								(27)看護師勤務環境改善施設整備事業	ブロック	<u>144,100</u>	<u>137,200</u>	<u>130,300</u>	<u>123,500</u>	
(30)看護師宿舍施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>187,400</u>	<u>178,500</u>	<u>169,500</u>	<u>160,600</u>			木造	<u>165,000</u>	<u>157,100</u>	<u>149,200</u>	<u>141,400</u>	
		ブロック	<u>163,800</u>	<u>156,000</u>	<u>148,100</u>	<u>140,400</u>		(28)看護師宿舍施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>184,100</u>	<u>175,300</u>	<u>166,500</u>	<u>157,800</u>	
		木造	<u>187,400</u>	<u>178,500</u>	<u>169,500</u>	<u>160,600</u>			ブロック	<u>160,900</u>	<u>153,200</u>	<u>145,500</u>	<u>137,900</u>	
(31)病院内保育所施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>155,800</u>	<u>148,300</u>	<u>140,900</u>	<u>133,500</u>			木造	<u>184,100</u>	<u>175,300</u>	<u>166,500</u>	<u>157,800</u>	
								(29)病院内保育所施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>153,000</u>	<u>145,700</u>	<u>138,400</u>	<u>131,100</u>	

	ブロック	136,400	129,900	123,400	116,900
	木造	155,800	148,300	140,900	133,500
(36)看護師等養成所 施設整備事業	鉄筋コンクリ ート	136,100	129,600	123,100	116,700
(37)看護師養成所修 業年限延長施設整 備事業	ブロック	118,000	112,400	106,800	101,200
(38)看護教員養成講 習会施設整備事業	木造	136,100	129,600	123,100	116,700
(39)歯科衛生士養成 所施設整備事業					

(注) 1 ～ 3 (略)

別表4 既存病床数の割合による調整 (前年度3月31日)

(略)

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(9)、(11)から(25)及び(28)から(34)に掲げる事業(ただし、4の(15)及び(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(10)、(15)、(16)、(26)、(27)及び(35)から(39)に掲げる事業(ただし、4の(15)及び(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項

(略)

別表7 医療機関に係る評価事項

(注1)～(注2) (略)

	ブロック	134,000	127,600	121,200	114,800
	木造	153,000	145,700	138,400	131,100
(34)看護師等養成所 施設整備事業	鉄筋コンクリ ート	133,700	127,300	120,900	114,600
	ブロック	115,900	110,400	104,900	99,400
(35)歯科衛生士養成 所施設整備事業	木造	133,700	127,300	120,900	114,600

(注) 1 ～ 3 (略)

別表4 既存病床数の割合による調整 (前年度3月31日)

(略)

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(23)及び(26)から(32)に掲げる事業(ただし、4の(13)及び(14)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(13)、(14)、(24)、(25)及び(33)から(35)に掲げる事業(ただし、4の(13)及び(14)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項

(略)

別表7 医療機関に係る評価事項

(注1)～(注2) (略)

別表 8 都道府県の取組に係る評価事項

(略)

(交付の条件)

9 (略)

(申請手続)

10 (略)

(変更申請手続)

11 (略)

(交付決定までの標準的期間)

12 (略)

(交付金の概算払)

13 (略)

(遂行状況報告)

14 (略)

(実績報告)

15 (略)

(交付金の返還)

16 (略)

(その他)

17 (略)

別表 8 都道府県の取組に係る評価事項

(略)

(交付の条件)

9 (略)

(申請手続)

10 (略)

(変更申請手続)

11 (略)

(交付決定までの標準的期間)

12 (略)

(交付金の概算払)

13 (略)

(遂行状況報告)

14 (略)

(実績報告)

15 (略)

(交付金の返還)

16 (略)

(その他)

17 (略)

(別添)

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金 及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより、死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより、安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費を補助すること等により国際競争力のある医薬品・研究開発環境を整備すること、医療機関及び市町村が行う未収金対策に必要な経費を補助することにより医療機関の経営の安定化を図ること及び第三者病院機能評価事業に係る新領域評価調査者（サーベイヤー）（以下「病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）」という。）の養成に必要な経費を補助し、三者病院機能評価事業の円滑な実施を支援し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること、並びに、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p>	<p>医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金 及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第14条の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和62年法律第106号。以下「特措法」という。）第2条から第2条の3までの規定により国から資産の譲渡を受けて開設された医療機関及び独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）から資産の譲渡（独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号。以下「機構法施行令」という。）附則第21条第1項第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて開設される医療機関（以下「移譲等施設」という。）の運営に要する経費について補助することにより、移譲等施設の運営の安定化を図ること及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、並びに医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより、死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより、安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費を補助すること等により国際競争力のある医薬品・研究開発環境を整備すること、医療機関及び市町村が行う未収金対策に必要な経費を補助することにより医療機関の経営の安定化を図ること、並びに、第三者病院機能評価事業に係る新領域評価調査者（サーベイヤー）（以下「病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）」という。）の養成及び基礎的・制度的病院機能評価の研究に必要な経費を補助し、第三者病院機能評価事業の円滑な実施を支援し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p>

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

なお、以下の(1)①ア、キからケ、④ア及びウ、⑤イ、オ及びカ、(2)及び(3)以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) 医療施設運営費等補助金

- ① へき地保健医療対策事業等  
ア. ～ケ. (略)

(削除)

(削除)

- ② (略)

- ③ (削除)

- ③ 感染症指定医療機関運営事業 (略)

④ 医療安全推進事業

ア. (略)

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ウ. (略)

⑤ 災害医療対策事業等

ア. ～エ. (略)

オ. DMA T事務局事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行うDMA T事務局事業

カ. DMA T訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うDMA T訓練事業

- ⑥ 治験拠点病院活性化事業 (略)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

なお、以下の(1)①ア、キからサ、⑤、⑥イ、(2)及び(3)以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) 医療施設運営費等補助金

- ① へき地保健医療対策事業等  
ア. ～ケ. (略)

コ. 全国へき地医療支援センター運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施する全国へき地医療支援センター運営事業

サ. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施するへき地等勤務希望医師の再就職支援研修事業

- ② (略)

- ③ 国立病院等再編成医療施設運営事業  
移譲等施設が行う事業とする。

- ④ 感染症指定医療機関運営事業 (略)

⑤ 医療安全推進事業

ア. (略)

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、社団法人日本内科学会(又は代表学会事務局など)が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ウ. (略)

⑥ 災害医療対策事業等

ア. ～エ. (略)

- ⑦ 治験拠点病院活性化事業 (略)



⑦ 産科医療機関確保事業（略）  
（削除）

（削除）

（削除） ⑦に移動

⑧ 医療機関未収金対策支援事業（略）

⑨ グローバル臨床研究拠点整備事業（略）

⑩ 医薬品等治験基盤整備事業

平成22年〇月〇日医政発〇〇〇〇第〇〇号厚生労働省医政局通知の別紙「医薬品等の治験基盤整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業

⑪ 医療の質の評価・公表等推進事業

平成22年〇月〇日医政発〇〇〇〇第〇〇号厚生労働省医政局通知の別紙「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質の評価・公表等推進事業

(2) (略)

(3) 第三者病院機能評価支援事業費補助金

平成12年4月3日健政発第462号厚生省健康政策局長通知の別紙「第三者病院機能評価支援事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業

⑧ 地域医療確保支援事業

ア. 地域医療確保支援モデル事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知の別添「地域医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う地域医療確保支援モデル事業

(イ) 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域医療確保支援モデル事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 医師交代勤務等導入促進事業

平成21年3月30日医政発第0330014号厚生労働省医政局長通知の別紙「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う医師交代勤務等導入促進事業

(イ) 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師交代勤務等導入促進事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. 産科医療機関確保事業（略）

⑨ 医療機関未収金対策支援事業（略）

⑩ グローバル臨床研究拠点整備事業（略）

(2) (略)

(3) 第三者病院機能評価支援事業費補助金

平成12年4月3日健政発第462号厚生省健康政策局長通知の別紙「第三者病院機能評価支援事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業及び基礎的・制度的病院機能評価研究事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(12)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑨により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

④ へき地診療所等医師支援事業  
ア. ～ウ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
医師1人当たり 1,313,000円	へき地診療所等医師支援事業に必要な次に掲げる経費 職員手当等 (へき地診療所運営事業に計上したものを除く) 旅費 (へき地診療所運営事業に計上したものを除く) 使用料、賃借料及び役務費 (へき地診療所運営事業に計上したものを除く)

⑤～⑨ (略)

(削除)

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(11)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑩により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

④ へき地診療所等医師支援事業  
ア. ～ウ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
医師1人当たり 1,313,000円	へき地診療所等医師支援事業に必要な次に掲げる経費 職員手当等 旅費 使用料及び賃借料

⑤～⑨ (略)

⑩ 全国へき地医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
年額 36,257,000円	全国へき地医療支援センター運営事業に必要な次に掲げる経費 給料 職員手当等 法定福利費 賃金 報償費 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料 委託費

(削除)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① (略)

② 救急医療トレーニングセンター運営事業  
ア. ～イ (略)

① へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	次により算出された額の合計額とする。  (1) へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実施に必要な次に掲げる経費 報償費(謝金) 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、図書購入費) 役務費(通信運搬費)  (2) 国が都道府県の要請を受けて緊急臨時的な医師派遣の決定を行う場合であって、国が決定する病院に再就業する医師に係るへき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実施に必要な次に掲げる経費 旅費 滞在費 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 賃金(プログラム責任者の補助者雇上経費) 役務費(損害保険料) 備品、医療機器(患者に使用するものを除く。)、庁用器具(視聴覚教育用機器)購入費

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① (略)

② 救急医療トレーニングセンター運営事業  
ア. ～イ (略)

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 77,800千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 2. 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 3. 役務費（損害保険料） 4. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費 5. 海外留学費 6. 外国人講師招へい費

③（略）

④ 中毒情報センター情報基盤整備事業  
ア.～イ.（略）

1. 基準額	2. 対象経費
14,770千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 委託費（集計及び入力のための委託費） 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費

（削除）

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 89,798千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 2. 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 3. 役務費（損害保険料） 4. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費 5. 海外留学費 6. 外国人講師招へい費

③（略）

④ 中毒情報センター情報基盤整備事業  
ア.～イ.（略）

1. 基準額	2. 対象経費
18,490千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 委託費（集計及び入力のための委託費） 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費

(3) 国立病院等再編成医療施設運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、算出されたそれぞれの額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 公的医療機関の開設者等が特措法第2条第1項の規定により国から資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第1号に掲げる要件に該当するものに限る。）を

受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（機構法施行令附則第21条第1項第1号イからホまでに掲げる地域（以下「特例地域」という。）にあっては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

- ② 公的医療機関の開設者等が特措法第2条の2の規定により国から資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第2号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあっては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

- ③ 地方公共団体が特措法第2条の3の規定により資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第3号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を開設した場合

ア. 機構法施行令附則第21条第1項第3号に規定する引継職員数（以下「引継職員数」という。）が同号イに掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（特例地域にあっては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 引継職員数が機構法施行令附則第21条第1項第3号ロに掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあっては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣に協議して定めた額	厚生労働大臣が定める期間の損益計算書上の一般会計繰入前経常損失額

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑥により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～④（略）

⑤ DMAT事務局事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～④（略）

1. 基準額	2. 対象経費
14,150千円	DMAT事務局の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費(謝金) 7. 旅費 8. 需用費(消耗品費、印刷製本費) 9. 使用料及び賃借料(会場借料等) 10. 役務費(通信運搬費等) 11. 備品購入費

⑥ DMAT訓練事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
666千円	DMAT訓練事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費(謝金) 2. 旅費 3. 需用費(消耗品費、印刷製本費、図書購入費) 4. 役務費(通信運搬費) 5. 使用料及び賃借料(会場借料等)

(4) 治験拠点病院活性化事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	治験拠点病院として治験環境の充実に必要な次に掲げる経費 1. 人件費(常勤職員給与費、非常勤職員

(5) 治験拠点病院活性化事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. ～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
25,000千円	治験拠点病院として治験環境の充実に必要な次に掲げる経費 1. 人件費(常勤職員給与費、非常勤職員

員給与費、法定福利費等)
2. 賃金
3. 旅費
4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
5. 役務費 (通信運搬費)
6. 使用料及び賃借料
7. 委託料 (上記1から6に掲げる経費に該当するもの。ただし、治験業務のIT化に係るものに限る。)

(5) 産科医療機関確保事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(略)  
(削除)

給与費、法定福利費等)
2. 賃金
3. 旅費
4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)
5. 役務費 (通信運搬費)
6. 使用料及び賃借料
7. 委託料 (上記1から6に掲げる経費に該当するもの。ただし、治験業務のIT化に係るものに限る。)

(6) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①及び③により算出された額の合計額とする。

ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 地域医療確保支援モデル事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
25,000千円	地域医療確保支援事業実施に必要な次に掲げる経費
	1. 報酬
	2. 給料
	3. 職員手当等
	4. 法定福利費
	5. 賃金
	6. 報償費 (謝金)
	7. 旅費
	8. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、食糧費)

(削除)

(削除) (5)に移動

(6) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(7) 第三者病院機能評価支援事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

9. 使用料及び賃借料 (会場借料)

10. 役務費 (通信運搬費等)

11. 備品購入費

12. 委託料 (上記1から11に該当するもの。)

② 医師交代勤務等導入促進事業費

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。	医師交代勤務等導入促進事業に必要な次に掲げる経費
(1) 労務管理・経営管理改善調整会議 1回当たり 107千円	労務管理・経営管理改善調整会議に必要な賃金、報償費(講師謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食料費)、役務費(通信運搬費)
(2) 医師雇上げ等に係る経費 (1,096千円/月額)×事業月数	医師に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、委託料(前記経費に該当するもの。)

③ 産科医療機関確保事業 (略)

(7) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(8) 第三者病院機能評価支援事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。



①～② (略)

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
病院機能評価新領域 評価調査者(サーベ イヤー)養成事業	25,054千円	病院機能評価新領域評価調査者 (サーベイヤー)養成事業に必 要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、会議費、 賃借料、印刷製本費、通信運搬 費、雑役務費

(8) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これ  
を切捨てるものとする。

- ① 医療事故情報収集等事業  
ア.～イ. (略)

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
97,708千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に 掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給 与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅 費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信 運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役 務費、委託料

- ② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業  
ア.～イ. (略)

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
176,640千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデ ル事業に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給 与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅 費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用 料及び賃借料、会議費、雑役務費

①～② (略)

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
病院機能評価新領域 評価調査者(サーベ イヤー)養成事業	26,762千円	病院機能評価新領域評価調査 者(サーベイヤー)養成事業に 必要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、会議費、 賃借料、印刷製本費、通信運搬 費、雑役務費
基礎的・制度的病院 機能評価研究事業	6,895千円	基礎的・制度的病院機能評価研 究事業に必要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、会議費、 賃借料、印刷製本費、通信運搬 費、雑役務費

(9) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これ  
を切捨てるものとする。

- ① 医療事故情報収集等事業  
ア.～イ. (略)

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
170,252千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に 掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給 与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅 費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信 運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役 務費

- ② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業  
ア.～イ. (略)

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
176,491千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデ ル事業に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給 与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅 費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借 料、会議費、雑役務費

③ 産科医療補償制度運営事業  
ア.～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
86,957千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雑役務費

- (9) 医療機関未収金対策支援事業の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
ア. (略)  
イ. アにより種目ごとに選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ. イにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療機関	1か所当たり 3,753千円	医療機関未収金対策支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費(謝金) 3. 旅費 4. 需用費(印刷製本費、食料費)
市町村	1か所当たり 487千円	5. 使用料及び賃借料 6. 役務費(通信運搬費) 7. 委託料(上記1から6に該当するもの。)

- (10) グローバル臨床研究拠点整備事業の交付額は次により算出するものとする。  
ア.～イ. (略)

- (11) 医薬品等治験基盤整備事業の交付額は次により算出するものとする。  
ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

③ 産科医療補償制度運営事業  
ア.～イ. (略)

1. 基準額	2. 対象経費
86,369千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費

- (10) 医療機関未収金対策支援事業の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
ア. (略)  
イ. アにより種目ごとに選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療機関	1か所当たり 3,743千円	医療機関未収金対策支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費(謝金) 3. 旅費 4. 需用費(印刷製本費、食料費)
市町村	1か所当たり 474千円	5. 使用料及び賃借料 6. 役務費(通信運搬費) 7. 委託料(上記1から6に該当するもの。)

- (11) グローバル臨床研究拠点整備事業の交付額は次により算出するものとする。  
ア.～イ. (略)

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医薬品等治験基盤整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 9. 委託料（上記1～8に掲げる経費に該当するもの。）

(12) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1団体あたり 29,722千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

区 分	事 業 名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 (削除) ⑤ 災害医療対策事業等 ⑦ 産科医療機関確保事業 ⑧ 医療機関未収金対策支援事業 ⑪ 医療の質の評価・公表等推進事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業
医薬品等研究開発推進費	⑥ 治験拠点病院活性化事業 ⑨ グローバル臨床研究拠点整備事業 ⑩ 医薬品等治験基盤整備事業

(2)～(9) (略)

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第12号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) (略)

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第12号様式」とあるのは、「第13号様式」と読み替えるものとする。

(13) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

区 分	事 業 名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ③ 国立病院等再編成医療施設運営事業 ⑥ 災害医療対策事業等 ⑧ 地域医療確保支援事業 ⑨ 医療機関未収金対策支援事業
感染症対策費	④ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	⑤ 医療安全推進事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 治験拠点病院活性化事業 ⑩ グローバル臨床研究拠点整備事業

(2)～(9) (略)

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第16号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) (略)

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第16号様式」とあるのは、「第17号様式」と読み替えるものとする。

(13) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6

）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第12号様式」とあるのは、「第13号様式」と読み替えるものとする。

(14)～(15) (略)

(16) 財団法人日本中毒情報センター及び財団法人日本医療機能評価機構は、この補助金に係る支出明細書を第14号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の④のイ、3の(1)の⑥、⑨、⑩及び⑪の事業

ア.～イ. (略)

(2) (略)

(削除)

(削除)

(3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の1様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の2様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の3様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(削除)

(6) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、第5号の1様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第16号様式」とあるのは、「第17号様式」と読み替えるものとする。

(14)～(15) (略)

(16) 財団法人日本中毒情報センター、社団法人地域医療振興協会、財団法人日本医療機能評価機構及び社団法人日本内科学会は、この補助金に係る支出明細書を第18号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③、3の(1)の④のア、3の(1)の⑦及び⑩の事業  
ア.～イ. (略)

(2) (略)

(3) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のケの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、第4号の1様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のコの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、第4号の2様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業 (略)

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の1様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(6) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の2様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(7) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の3様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(8) 社団法人日本内科学会が行う3の(1)の⑤のイの事業

社団法人日本内科学会理事長は、第6号様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(9) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑥のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、第7号様式による申請書に  
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(7) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のオの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、第5号の2様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(8) (1)から(7)まで以外の事業

都道府県知事は、第6号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. (略)

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)又は7の(8)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. (略)

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の④のイ、3の(1)の⑥、⑨、⑩及び⑪の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) (略)

イ ア以外の場合

補助事業者は、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(10) (1)から(9)まで以外の事業

都道府県知事は、第8号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. (略)

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)、7の(8)、7の(9)又は7の(10)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. (略)

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③、3の(1)の④のア、3の(1)の⑦及び⑩の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) (略)

イ ア以外の場合

補助事業者は、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(削除)

(削除)

(3) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号の3様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(削除)

(6) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の1様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(3) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のケの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のコの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(6) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(7) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の3様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) 社団法人日本内科学会が行う3の(1)の⑤のイの事業

社団法人日本内科学会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(9) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑥のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第14号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(7) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のオの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) (1)から(7)まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第11号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12. (略)

(その他)

13. (略)

(10) (1)から(9)まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第15号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12. (略)

(その他)

13. (略)



(別添) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱の比較表

22年度	21年度
<p style="text-align: center;">医療提供体制推進事業費補助金交付要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(事業計画の策定)</p> <p>3. 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるとは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(交付の対象事業)</p> <p>4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 救急医療対策事業</p> <p>昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき実施するの事業</p> <p>ア 小児救急電話相談事業</p> <p>イ 小児初期救急センター運営事業</p> <p>ウ 小児救急地域医師研修事業</p> <p>エ 共同利用型病院運営事業</p> <p>オ 小児救急医療支援事業</p> <p>カ 小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業</p> <p>ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業</p> <p>ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業</p> <p>コ 診療協力支援事業</p> <p>サ 救急医療専門領域医師研修事業</p> <p>シ 救命救急センター運営事業</p> <p>ス 小児救命救急センター運営事業</p> <p>セ ドクターヘリ導入促進事業</p>	<p style="text-align: center;">医療提供体制推進事業費補助金交付要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(事業計画の策定)</p> <p>3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるとは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(交付の対象事業)</p> <p>4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 救急医療対策事業</p> <p>昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき実施するの事業</p> <p>ア 小児救急電話相談事業</p> <p>ウ 小児初期救急センター運営事業</p> <p>イ 小児救急地域医師研修事業</p> <p>エ 共同利用型病院運営事業</p> <p>オ 小児救急医療支援事業</p> <p>カ 小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業</p> <p>ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業</p> <p>ク 救急医療専門領域医師研修事業</p> <p>コ 救命救急センター運営事業</p>

- ソ 救急救命士病院実習受入促進事業
- タ 小児集中治療室医療従事者研修事業
- チ 救急勤務医支援事業
- ツ 自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業
- テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）
- ト 救急患者受入コーディネーター事業
- ナ 救急患者退院コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」とう。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ 新生児医療担当医確保支援事業
- エ 地域療育支援施設運営事業
- オ 日中一時支援事業

(3) 看護職員確保対策事業

平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 看護職員資質向上推進事業
  - (ア) 看護職員専門分野研修
  - (イ) 中堅看護職員実務研修
  - (ウ) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業
  - (エ) 看護教員養成講習会事業
  - (オ) 看護教員継続研修事業
  - (カ) 実習指導者講習会事業
  - (キ) 協働推進研修事業
  - (ク) 潜在看護職員復職研修事業

- イ 新人看護職員研修事業

- サ ドクターヘリ導入促進事業
- ス 救急救命士病院実習受入促進事業

- シ 救急勤務医支援事業
- セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業
- ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）
- タ 救急患者受入コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」とう。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 総合周産期母子医療センターの運営事業
- ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業

(3) 看護職員確保対策事業

- ア 看護職員資質向上推進事業
  - 平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」に基づき実施する看護職員資質向上推進事業

- イ 協働推進研修事業

(7) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業

(イ) 外部研修事業のうち多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業

ウ 病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）

エ 看護職員確保対策特別事業

オ 訪問看護推進事業

カ 外国人看護師候補者就労研修支援対策事業

キ 助産師活用推進事業

ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業

(7) 多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業

(イ) 就業環境改善支援事業

平成21年3月30日医政発第0330014号厚生労働省医政局長通知「勤務医等環境整備事業の実施について」（以下「勤務医等環境整備事業実施要綱」という。）に基づき実施する協働推進研修事業

ウ 病院内保育所運営事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づき実施する病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）

エ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護職員確保対策特別事業の実施について」に基づき実施する看護職員確保対策特別事業

オ 訪問看護推進事業

平成16年6月9日医政発第0609003号厚生労働省医政局長通知「訪問看護推進事業について」に基づき実施する次の事業

(ア) 訪問看護推進協議会

(イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

(ウ) 在宅ターミナルケア研修

(エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業

(オ) 在宅ターミナルケア等普及事業

(カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議

(キ) 訪問看護管理者研修事業

(ク) 高度在宅看護技術実務研修事業

カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科に基づき実施する次の事業

ア 8020運動推進特別事業

イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ウ 在宅歯科医療連携室整備事業

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業

平成5年6月15日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づき実施する公的病院等特殊診療部門運営事業

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業

(7) 小児科・産科連携病院等協力対策促進事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病転換整備事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等協力体促進事業

(8) 在宅医療推進支援事業

平成 年 月 日医政 発第 号厚生労働省医政局長通知「在宅医療推進支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業

ア 在宅医療推進支援センター事業

イ 在宅医療推進連絡協議会

ウ 在宅医療従事者研修

(9) 地域医療対策事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科に基づき実施する次の事業

ア 8020運動推進特別事業

イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業

平成5年6月15日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づき実施する公的病院等特殊診療部門運営事業

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業

(7) 小児科・産科連携病院等協力対策促進事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病転換整備事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等協力体促進事業

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

平成19年4月16日医政発第0416008号厚生労働省医政局長通知「在宅緩和ケア対策推進事業の実施について」に基づき実施する次の事業

ア 在宅緩和ケア支援センター事業

イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会

ウ 緩和ケアに関する従事者研修

(9) 地域医療対策事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 医療連携体制推進事業
- イ 医師派遣等推進事業
- ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 女性医師等就労支援事業

「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき実施する女性医師等就労支援事業

(11) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(12) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
- (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
- (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- (エ) 救命救急センター設備整備事業
- (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
- (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
- (キ) 小児集中治療室設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 医療連携体制推進事業
- イ 医師派遣等推進事業
- ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 勤務医等環境整備事業

「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- ア 短時間正規雇用支援事業
- イ 医師事務作業補助者設置支援事業
- ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業
- エ 女性医師等復職研修・相談事業

(11) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(12) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
- (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
- (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- (エ) 救命救急センター設備整備事業
- (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
- (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業

(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業

(イ) 地域災害医療センター設備整備事業

(ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業

カ がん診療施設設備整備事業

がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業

リハビリテーション施設の設備整備事業

ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

ケ HLA検査センター設備整備事業

平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業

シ 看護師等養成所初度設備整備事業

「看護師職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業

平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士養成

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業

(イ) 地域災害医療センター設備整備事業

(ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業

カ がん診療施設設備整備事業

がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業

リハビリテーション施設の設備整備事業

ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

ケ HLA検査センター設備整備事業

平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業

シ 看護師等養成所初度設備整備事業

平成元年8月16日健政発第438号厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業

平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士

所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成初度設備整備事業

セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業

タ 内視鏡訓練施設設備整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「視鏡訓練施設設備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備事業

チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等病床転換整備事業（設備整備に関するものに限る。）

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

ト 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げ

養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成初度設備整備事業

セ 看護師等養成所教育環境回線設備整備事業

平成8年5月10日健政発第428号厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所教育環境改善設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業

タ 内視鏡訓練施設設備整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「視鏡訓練施設設備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備事業

チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等病床転換整備事業（設備整備に関するものに限る。）

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

ト 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に

る事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 ウ 小児救急地域医師研修事業 サ 救急医療専門領域医師研修事業 ツ 非医療従事者に対する自動体 テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業 ト 救急患者受入コーディネーター事業	都道府県
	イ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ 小児救急医療拠点病院運営事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 コ 診療協力支援事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促	地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284号第3項に規定する広域連合を含む <sup>(注1)</sup> ）、地方独立行政法人、公的団体 <sup>(注2)</sup> 及び厚生労働大臣が適当と認める者 <sup>(注3)</sup>

掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児救急地域医師研修事業 ク 救急医療専門領域医師研修事業 セ 非医療従事者に対する自動体 ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業 タ 救急患者受入コーディネーター事業	都道府県
	ウ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業 キ 小児救急医療拠点病院運営事業 ク 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 サ ドクターヘリ導入促進事業 シ 救急勤務医支援事業 ス 救急救命士病院実習受入促進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体 <sup>(注1)</sup> 及び厚生労働大臣が適当と認める者 <sup>(注2)</sup>



	進事業 タ 小児集中治療室医療従事者 研修事業 チ 救急勤務医支援事業 テ 救急患者退院コーディネーター事業				
	シ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣が 適当と認める者		コ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣 が適当と認める者
(2) 周産期医療対策事業 等	ア 周産期医療対策事業	都道府県	(2) 周産期医療対策事業 等	ア 周産期医療対策事業	都道府県
	イ 周産期母子医療センター運 営事業	地方公共団体、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働 大臣が適当と認める者（た だし、独立行政法人及び国立大 学法人を除く。）		イ 総合周産期母子医療センタ ーの運営事業 ウ 地域周産期母子医療センタ ーの運営事業	地方公共団体、地方独立行 政法人、公的団体及び厚生 労働大臣が適当と認める者
	ウ 新生児医療担当医確保支援 事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業	地方公共団体、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働 大臣が適当と認める者			
(3) 看護職員確保対策事 業	ア (7)、(イ)以外の看護職員資 質向上推進事業	都道府県	(3) 看護職員確保対策 事業	ア 看護職員資質向上推進事業	都道府県
	イ (イ)の新人看護職員研修事 業	地方公共団体、地方独立行政 法人、公的団体及び厚生労働 大臣が適当と認める者（た だし、国立高度専門医療研究セ ンターを除く）		イ 協働推進研修事業	
	エ 看護職員確保対策特別事業 キ 助産師活用推進事業			エ 看護職員確保対策特別事業 カ 院内助産所・助産師外来開 設のための助産師等研修事業 キ 助産師活用地域ネットワー クづくり推進事業	
	ク (7)の短時間正規雇用等看 護職員の多様な勤務形態導入 支援事業				
イ (7)の新人看護職員研修事 業					
	ア (7)看護職員専門分野研修	地方公共団体、地方独立行政			

	ア (I)看護教員養成講習会事業	法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者			
	カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業				
	ク (イ)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業				
	ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適当と認める者		ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体		オ 訪問看護推進事業	地方公共団体
(4) 歯科保健医療対策事業	イ (7)の新人看護職員研修事業	都道府県		(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者		(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	都道府県		(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者		(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—
(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修	(略)		(8) 在宅緩和ケア対策推進事業	ア 在宅緩和ケア支援センター事業 イ 在宅緩和ケア推進連絡会議 ウ 緩和ケアに関する従事者研修
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業 ウ 患者・家族対話推進事業	都道府県 地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者 地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者		(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業 ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 女性医師等就労支援事業	二	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	(10) 勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業 イ 医師事務作業補助者設置支援事業 ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業 エ 女性医師等復職研修・相談事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) N B C災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) N B C災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ト 在宅歯科診療設備整備事業	公的団体		ト 在宅歯科診療設備整備事業	公的団体
	キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	都道府県及び指定都市		キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	都道府県及び指定都市
	サ 環境調整室設備整備事業	(ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)一般社団法人及び一般財団法人 <sup>(註1)</sup> (ク)医療法人 <sup>(註2)</sup>		サ 環境調整室設備整備事業	(ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)一般社団法人及び一般財団法人 <sup>(註1)</sup> (ク)医療法人 <sup>(註2)</sup>
	シ 看護師等養成所初年度設備整備事業	都道府県及び市町村		シ 看護師等養成所初年度設備整備事業	都道府県及び市町村
	ス 理学療法士等養成所初年度設備整備事業	都道府県及び市町村		ス 理学療法士等養成所初年度設備整備事業	都道府県及び市町村
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	都道府県及び市町村	セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	都道府県及び市町村		
ソ 歯科衛生士養成所初年度設備整備事業	都道府県及び市町村	ソ 歯科衛生士養成所初年度設備整備事業	都道府県及び市町村		
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	都道府県及び市町村	テ 医療機関アクセス支援車整備事業	都道府県及び市町村		
上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、	公的団体及び厚生労働大臣が		上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、	公的団体及び厚生労働大臣が	

	ス、セ、ソ、テ及びト) 以外の 事業	適当と認める者
(注1) 広域連合とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定するものである。		
(注2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。		
(注3) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。		
(注4) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。		
(注5) (キ)及び(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。)、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。		
(交付額の算定方法)		
6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次のiからivにより算出された交付基礎額の合計額(各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)とする。		
なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。		
i 次の(1)から(12)により交付算定基礎額を算出する。		
(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。		
① 4の(1)の <u>ア、ウ、サ、ツ</u> から <u>ト</u> 及び <u>タ</u> の事業		
ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較		

	ス、セ、ソ、テ及びト) 以外の 事業	が適当と認める者
(注1) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。		
(注2) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。		
(注3) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。		
(注4) (キ)及び(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。)、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。		
(交付額の算定方法)		
6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次のiからivにより算出された交付基礎額の合計額(各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。		
i 次の(1)から(12)により交付算定基礎額を算出する。		
(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。		
① 4の(1)の <u>ア、イ、ク、セ、ソ</u> 及び <u>タ</u> の事業		
ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較		

して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村(特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のエ及びオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額と

比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村(特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。)が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のエ及びオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助す

を比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(1)のクの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額を第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のカ、セ及びソの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のキの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設

とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(1)のカの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額を第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のキ、サ及びスの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のケの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設

とに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のシの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のケ、コ、ス、タ、チ、ナの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とす

とに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のクの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のシの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎

る。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

⑨ 4の(1)のタ、の事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①及び⑥により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。



イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(2)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイ及びウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

が補助する額（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の（2）のエの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（イ）により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の（2）のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑥により算出された額の合計額とする。

① 看護職員資質向上推進事業及び外国人看護師候補者就労研修支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

② 新人看護職員研修事業（新人看護職員研修事業及び医療機関受入研修事業）及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業（就業環境改善支援事業）

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。

① 4の(3)のア及びエの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 新人看護職員研修事業(多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業)、助産師活用推進事業及び短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業(多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業)

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 病院内保育所運営事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 看護職員確保対策特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑥ 訪問看護推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

② 4の(3)のウの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(3)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(削除)

(4) 歯科保健医療対策事業の交付基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 在宅歯科医療連携室整備事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(3)のイ、カ及びキの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める計数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅医療推進支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対照経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基

とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 女性医師等就労支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業(別表2の第4欄(1)及び(2)の経費)

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 勤務医等環境整備事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(10)のア、イ及びエの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(10)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。



ウ 都道府県が補助する事業（別表2第4欄（3）の経費）

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を選定する。

（ウ）都道府県が、（イ）により選定された額に1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、（イ）により選定された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県

基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を選定する。

（ウ）都道府県が、（イ）により選定された額に1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、（イ）により選定された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府

が補助する額と市町村が補助する額（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アのウ)の事業を除く)からウ(ウのウ)の事業を除く)、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。(イ)cにおいて同じ。))を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。))を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

ウ 4の(12)のアの(キ)の事業

県が補助する額と市町村が補助する額（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アのウ)の事業を除く)からウ、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。(イ)cにおいて同じ。))を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。))を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のエの事業  
(略)

オ 4の(12)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ご

ウ 4の(12)のウの事業

(ア) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(イ) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院における共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設



都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ケ 4の(12)のテ及びトの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

コ 4の(12)のウの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ク 4の(12)のテ及びトの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

- ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。
- iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。
- iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) (略)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。
- iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。
- iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 活動費 ア 午後6時から翌日午前8時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実施する場合 54,200円×実施日数 (イ) 8時間未満実施する場合 (54,200-6,700円×(8時間-実施時間))×実施日数 イ 午前8時から午後6時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実	小児救急電話相談事業に必要な報償費(医師等雇上謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費、広報経費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料および賃借料(電話機、電話転送機器等)、備品購入費(電話機、電話転送機器等)、賠償責任保険料、委託料(上記委託経費に該当するもの。))	2分の1

施する場合  
 $54,200 \times \text{実施日数}$   
 (イ) 8時間未満実施する場合  
 $(54,200 \text{円} - 6,700 \text{円}) \times (8 \text{時間} - \text{実施時間}) \times \text{実施日数}$

(ただし、ア及びイの時間帯に連続又は断続して事業を行う場合は、その合計時間とし、8時間を限度とする。)

(2) 運営経費  
 $1,984 \text{千円} \times \text{運営月数} / 12$

(3) 協議会経費  
 1か所当たり  
 334千円

小児救急電話相談事業協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役員費(通信運搬費等)、委託料

イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
立 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			(上記経費に該当するもの。)	
立 小児初期救急センター運営事業	—	1か所当たり 1,700千円	小児初期救急センターの運営に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。)	3分の1
立 小児救急地域医師研修事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 研修経費 1 地区当たり 273千円  (2) 協議会経費 1か所当たり 1,014千円	小児救急地域医師研修事業に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料および賃借料(会場借料)、委託費(上記経費に該当するもの。)  小児救急地域医師研修事業協議会に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用	2分の1



									料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ 共同利 用型病院 運営事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 71,450円×診療日数 (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算式により加算する。 13,570×診療回数)  (2) 休日C 1 地区当たり  35,720円×診療日数  (注) (1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の1

								(2) 診療日数は、地区における事業日数とする。		
	(略)	(略)	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) から(2) (略)	(略)	(略)	オ 小児救急医療支援事業	—	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 26,310円×診療日数 (2) 休日C 1 地区当たり 13,150円×診療日数 (3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) 1 地区当たり 19,770円×診療日数 (4) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場	小児救急医療支援事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	3分の1
			(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) 1 地区当たり 19,782円×診療日数 (4) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場							

			合に限る。) 1 地区当たり 14,838円×診療日数  (オンコール体制) (5) (略)  (注) (1)から(2) (略)				合に限る。) 1 地区当たり 19,770円×診療日数  (オンコール体制) (5) 医師が病院待機する態勢ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合 1 地区当たり 13,570円×診療日数  (注) (1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。  (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。		
カ (略)	—	1 か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1)~(2) (略)	(略)	(略)	主 小児救急医療拠点病院運営事業	—	1 か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) 35,926千円×運営月数/12 (2) 夜間加算(労働基	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝	2分の1

			(3) 小児救急電話相談 実施加算（都道府県 が委託等により小児 救急電話相談(#8000 )を実施している場 合に限る。） 6,781千円×運営月 数/12 (オンコール体制) (4) (略)					準法第37条第1項 及び第3項に定める 割増賃金（時間外（ 125/100以上）及び 深夜（150/100、160 /100又は125/100以 上）を手当してい る場合に限る。） 3,520千円×運営月 数/12 (3) 小児救急電話相談 実施加算（都道府県 が委託等により小児 救急電話相談(#8000 )を実施している場 合に限る。） 9,041千円×運営月 数/12 (オンコール体制) (4) 医師が病院に待機 する体制ではなく、 専門的処置が必要な 場合に小児科医師が 速やかに駆け付け対 応する体制（オンコ ール体制）を執って いる場合 12,403千円×運営月 数/12	金)	
主 管制塔 機能を担 う救急医	(略)	(略)	(略)	(略)		左 管制塔 機能を担 う救急医	管制塔病 院	1か所当たり 30,746千円	管制塔病院の運 営費に必要な報 酬、給料、職員	3分の1

療機関等 運営事業	(略)	(略)	(略)
	(1) 空床確保経費 1日1床当たり <u>29,110円</u> (地域において1日8 床を限度とする。)		
	(2) (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

療機関等 運営事業		手当等、共済費、賃金、報償費、医療機器購入費、備品購入費	
	支援医療機関	(1) 空床確保経費 1日1床当たり <u>20,519円</u> (地域において1日8 床を限度とする。)	支援医療機関の運営に必要な次に掲げる経費  (1) 空床確保にかかる経費 支援医療機関ごとに直近の決算数値から以下の式により算出される額に確保する空床の数を乗じて得た額  入院診療収益× (医業費用－材料費)／医業費用／病床数／365日
		(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	(2) 医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費
支援診療	医師派遣経費	医師派遣に係る	3分の1

エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業	二	(医療機関を固定する場合) 1日1床当たり 29,110円  (医療機関を固定しない場合) 受入1件当たり 8,870円	受入困難事案患者の受入れに必要な空床確保等にかかる経費	3分の1
コ 診療協力支援事業	二	1人1回当たり 13,570円	医師派遣に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費	3分の1
セ 救急医療専門領域医師研修事業	一	研修1分野当たり 159千円	(略)	(略)

	所	1人1回当たり 13,570円	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費	
カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	一	添乗者1人当たり 8,190円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費(死亡時に支払われる補償分相当分の保険料)	3分の1
ク 救急医療専門領域医師研修事業	一	研修1分野当たり 882千円	救急医療専門領域医師研修事業に必要な報償費(謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費)、材料費(実習材	2分の1

								料費)、委託料 (上記経費に該 当するもの。)	
シ	救命救急センター 一運営事業	救命救急センター 1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 ① 30床以上の運営の場合 $174,279千円 \times 運営月数 / 12$ (ただし、30床未満21床以上の運営の場合には、1床当たり) $5,382千円 \times 運営月数 / 12$ を減額する。 ② 20床の運営の場合 $125,155千円 \times 運営月数 / 12$ (ただし、20床未満の運営の場合(平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行	救命救急センターの運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤章句院給与費、法定福利費等)、材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)	3分の1	三	救命救急センター 一運営事業	救命救急センター 1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 ① 30床以上の運営の場合 $174,294千円 \times 運営月数 / 12$ (ただし、30床未満21床以上の運営の場合には、1床当たり) $5,382千円 \times 運営月数 / 12$ を減額する。 ② 20床の運営の場合 $125,165千円 \times 運営月数 / 12$ (ただし、20床未満の運営の場合(平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行	救命救急センターの運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤章句院給与費、法定福利費等)、材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)	3分の1

っており平成20年度において整備されるものに限る。)は、1床当たり3,222千円×運営月数/12を減額する。)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

っており平成20年度において整備されるものに限る。)は、1床当たり3,354千円×運営月数/12を減額する。)

③ ドクターカーの運転手を確保する場合4,701千円×確保月数/12

④ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合13,265千円×確保月数/12

(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

⑤ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合13,265千円×確保月数/12

(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)



		<p>⑥ 小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合55,967千円×確保月数/12</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p>				<p>⑥ 小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合55,968千円×確保月数/12</p> <p>⑦ 重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合13,265千円×確保月数/12</p> <p>(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金(1か月1人当たり20万円超)に限って20万円を超える部分)</p>		
	地域救命救急センター	<p>1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10床の運営の場合98,919千円×運営月数/12 (ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり5,589千円×運営月数)</p>	<p>地域救命救急センターの運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)</p>	3分の1		<p>地域救命救急センター</p> <p>1か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10床の運営の場合98,946千円×運営月数/12 (ただし、11床以上20床未満の運営の場合は、1床当たり4,077千円×運営月数)</p>	<p>地域救命救急センターの運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費(消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用(研究研修費、図書費等)</p>	3分の1

／12を加算する。)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ 小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合  $55,967 \text{千円} \times \text{確保月数} / 12$

／12を加算する。)

② ドクターカーの運転手を確保する場合

$4,701 \text{千円} \times \text{確保月数} / 12$

③ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合  $13,265 \text{千円} \times \text{確保月数} / 12$

(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

④ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合  $13,265 \text{千円} \times \text{確保月数} / 12$

(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

⑤ 小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合  $55,968 \text{千円} \times \text{確保月数} / 12$

		⑥ (略)					⑥ 重症外傷の外科系 専門医を専任で確 保する場合 13,265千円×確保 月数／12 (2) 在日外国人にかか る前年度の未収金 (1か月1人当たり 20万円超)に限っ て20万円を超える 部分		
ス 小児救 命救急セン ター運営事 業	—	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。 (1) 213,118千円×運 営月数／12 (2) 研修事業を行って いる場合 1か所当たり 9,007千円	小児救命救急セ ンターの運営に 必要な給与費(常 勤職員給与費、非 常勤職員給与費、 法定福利費等)、材 料費(医薬品費、診 療材料費、医療消 耗品費等)、経費(消 耗品費、消耗備品 費、光熱水費、燃 料費等)、その他 の費用(研究研修 費、図書費等)	3分の1					
セ ドクタ ーヘリ導 入促進事 業	—	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。 (1) ドクターヘリ運航 経費	ドクターヘリの 運航に必要な委		サ ドクタ ーヘリ導 入促進事 業	—	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。 (1) ドクターヘリ運航 経費	ドクターヘリの 運航に必要な委	

		1か所当たり <u>188,886千円</u> ×運営 月数/12	託費（ヘリコプ ター賃借料、操 縦士等拘束料、 燃料費、保守料 、災害補償費（ 航空保険料）等 ）	
		(2) 搭乗医師・看護師 確保経費 1か所当たり <u>17,422千円</u> ×運営月 数/12	ドクターヘリ搭 乗医師及び看護 師の確保に必要 な給与費（常勤 職員給与費、非 常勤職員給与費 、法定福利費等 ）	
		(3) ドクターヘリ運航 調整委員会経費 1か所当たり <u>3,522千円</u>	ドクターヘリ運 航調整委員会の 運営に必要な報 償費（委員謝金 ）、旅費、需用 費（消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等）、使用 料及び賃借料（ 会場借料）、役 務費（通信運搬 費等）	
ㄥ（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

		1か所当たり <u>148,760千円</u> ×運営 月数/12	託費（ヘリコプ ター賃借料、操 縦士等拘束料、 燃料費、保守料 、災害補償費（ 航空保険料）等 ）	
		(2) 搭乗医師・看護師 確保経費 1か所当たり <u>15,556千円</u> ×運営月 数/12	ドクターヘリ搭 乗医師及び看護 師の確保に必要 な給与費（常勤 職員給与費、非 常勤職員給与費 、法定福利費等 ）	
		(3) ドクターヘリ運航 調整委員会経費 1か所当たり <u>3,523千円</u>	ドクターヘリ運 航調整委員会の 運営に必要な報 償費（委員謝金 ）、旅費、需用 費（消耗品費、 印刷製本費、食 糧費等）、使用 料及び賃借料（ 会場借料）、役 務費（通信運搬 費等）	
ㄨ 救急救 命士病院 実習受入 促進事業	—	1か所当たり  <u>1,369千円</u>	救急救命士の資 格を有する救急 隊員の病院実習 受入促進事業に	2分の1

									おけるコーディネーター医等に 必要なコーディネーター医給与 費（常勤職員給与費、非常勤職 員給与費、法定福利費等）、賃 金、報償費（指導医謝金）		
	夕 小児集中治療室医療従事者研修事業	二	1か所当たり  12,612千円	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、委託費（上記経費に該当するもの。）	2分の1						
	子（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		シ 救急勤務医支援事業	－	1人1回当たり 休日 13,570円 （日中） 夜間 18,659円  （注） 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとに	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当（医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就	3分の1

							それぞれ1回とみなして算出するものとする。	業規則等に明記しているもの。)		
	ツ 自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) (略)	(略)	(略)	セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1か所当たり 406千円  (2) 指導者の養成経費 1か所当たり 174千円	自動体外式除細動機(AED)協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)  自動体外式除細動器(AED)指導者の養成に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信	2分の1

(3) 講習会等経費  
 1か所当たり  
 ア (略)  
 イ 2年目以降  
1,886千円

(4) 普及啓発会議等  
経費  
1県当たり  
800千円

自動体外式除細  
 動器(AED)  
 の消耗品等交換  
 普及啓発会議の  
 ために必要な  
 諸謝金、委員等  
 旅費、会議費、  
 賃金(事務職員  
 雇上経費)、会  
 場借料、通信運  
 搬費

(3) 講習会等経費  
 1か所当たり  
 ア 初年度  
 10,963千円  
 イ 2年目以降  
2,668千円

運搬費等)、委  
 託料(上記経費  
 に該当するもの。)  
 自動体外式除細  
 動器(AED)  
 の普及のための  
 講習等に必要  
 な賃金、報償費(講  
 師謝金)、旅  
 費、需用費(消  
 耗品費、印刷製  
 本費)、使用料  
 及び賃借料(会  
 場借料)、役務  
 費(通信運搬費  
 等)、備品購入  
 費(実習用備品  
 )、委託料(上  
 記経費に該当す  
 るもの。)

			(5) 消耗品交換推進事業 1県当たり 600千円	自動体外式除細動器(AED)の消耗品等交換推進事業のために必要な需用費(消耗品費、印刷製本費、)賃金(事務職員雇上経費)							
	ㄱ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ㄷ 救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)運営事業)	-	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)の運営に必要な給料、職員手当(扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当)、賃金、報償費(委員謝金)、旅費(委員旅費)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び	3分の1



									賃借料（建物、システム機器）、機器据付費、備品購入費（システム機器）、委託料（上記経費に該当するもの。）		
	ト（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			タ 救急患者受入コーディネーター事業	1 か所当たり 29,625千円	救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
	ナ 救急患者退院コーディネーター事業	ニ	1 か所当たり 9,724千円×事業月数/12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	3分の1						
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	一	次の(1)から(7)により算出された額の合計額とする。 (1)周産期医療協議会 637千円	（略）	（略）	(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	一	次の(1)から(7)により算出された額の合計額とする。 (1)周産期医療協議会 455千円	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費	3分の1

			(2) (略)				(2) 周産期医療ネットワーク事業 厚生労働大臣が必要と認められた額	、旅費、需用費 (消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	
			(3) 相談事業 ① 専門相談設置費 264千円×実施月数 ② 啓発普及費 193千円				(3) 相談事業 ① 専門相談設置費 284千円×実施月数 ③ 啓発普及費 256千円		
			(4) 周産期医療関係者研修事業 874千円				(4) 周産期医療関係者の育成研修事業 874千円		
			(5) 周産期医療調査・研究事業 1,005千円				(5) 周産期搬送システム調査・研究事業 889千円		
			(6) NICU入院児支援事業 5,510千円				(6) NICU入院児支援事業 5,519千円		
			(7) (略)				(7) 母体搬送コーディネーター事業 29,625千円		2分の1
イ 周産期母子医療センターの運営事業	総合周産期母子医療センター 二	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額の額を別に定める評価基準に当	(略)	(略)		イ 総合周産期母子医療センターの運営事業	二 次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1)総合周産期母子医療センター 1か所につき、次により算出された額	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗	3分の1

てはめて計算して得た額とする。

①MFICU運営費

(7)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合

$2,008 \text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$

(イ)(7)以外の民間病院等の場合

$5,883 \text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$

②NICU運営費

(7)特別交付税措置の対象とならない民間病院等

$3,419 \text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$

③CCU運営費

(7)特別交付税措置の対象とならない民間病院等

$1,584 \text{千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$

(2)搬送受入促進事業

(略)

MFICU 12床以上の運営の場合

70,603千円

※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,883千円を減額する。

※事業期間が1年に満たない場合は、 $70,603 \text{千円} \times \text{事業月数} / 12$ とする。

品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費

(2)母体搬送受入促進事業

1日につき1人当たり

								13,570円	
(削除)	地域周産期母子医療センター 二	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準にあてはめて計算して得た額とする。  ①MFICU運営費 (7)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 $8,658千円 \times 病床数 \times 事業月数 / 12$  (イ) (7)以外の民間病院等の場合 $12,533千円 \times 病床数 \times 事業月数 / 12$  ②NICU運営費 (7)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合  $4,887千円 \times 病床数 \times 事業月数 / 12$	(略)	(略)		ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業 二	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1)地域周産期母子医療センター(NICU及びMFICUをそれぞれ3床以上有する施設に限る。) 1か所につき、次により算出された額 MFICUが6床以上の運営の場合 41,551千円 ※MFICUが6床未満の場合は、 1床あたり6,925千円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、 $41,551千円 \times 事業月数 / 12$ とする。	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

(イ)(ア)以外の民間  
病院の場合  
 $8,762 \text{千円} \times \text{病床数} \times$   
 $\text{事業月数} / 12$

③GCU運営費  
特別交付税措置の対象  
とならない民間病院等  
 $2,408 \text{千円} \times \text{病床数} \times$   
 $\text{事業月数} / 12$

(2)搬送受入促進事業

(略)

(3)母体救命強化加算  
産科、小児科（新生  
児）、麻酔科及び救急  
医療の関係診療科（脳  
神経外科、循環器内科  
、心臓外科等）を有し  
、救命救急センターを  
併設し、24時間患者を  
受け入れる体制を整え  
る場合  
 $17,917 \text{千円} \times \text{事業月数}$   
 $/ 12$ とする。

（ただし、地域周産期  
母子医療センターにつ  
いては、都道府県内に  
所在する総合周産期母  
子医療センターが母体

関係診療科等と  
の連携に必要な  
報酬、給料、賃  
金、職員手当等  
、共済費

(2)母体搬送受入促進

事業

1日につき1人当たり

13,570円

		救命強化加算の要件を満たさない場合に限る。 。)							
ウ 新生児医療担当医確保支援事業		新生児1人あたり 10,000円 (NICU入院初日のみ)	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)	3分の1					
エ 地域療育支援施設運営事業		1か所につき、 次により算出された額 23,655千円×事業月数/12 ※4床以上整備する場合は、 1床あたり7,885千円を増額する。 (ただし10床を限度とする。)	地域療育支援施設運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕量、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	2分の1					
オ 日中一時支援事業		(1) 病床確保経費 1日1床あたり	日中一時支援事業に必要な	3分の1					

			29,110円	次に掲げる経費 (1) 病床確保に係る経費 報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費 (2) 看護師等確保経費 1日6,350円 (2) 看護師等確保に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費(患者を受け入れた場合に限る。)							
(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	—	次の(1)から(8)により算出された額の合計額とする。 (1) 看護職員専門分野研修	看護職員専門分野研修の実施に	定額	(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	—	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1) 専任教員再教育事業	専任教員再教育	定額

受講者1人あたり 105千円	必要な報償費、 旅費、消耗品費、 委託料（上記 経費に該当する もの。）
(2) 中堅看護職員実務 研修 次のア及びイの合計額 とする。 ア 短期研修 1実施単位当たり 604千円 イ 中期研修 1か所当たり 3,192千円	中堅看護職員実 務研修の実施に 必要な報償費、 旅費、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）
(3) 専門分野（がん・ 糖尿病）における質 の高い看護師育成事 業 次のア及びイの合計額 とする。 ア がん 1,966千円 イ 糖尿病 1,966千円	専門分野（がん ・糖尿病）にお ける質の高い看 護師育成事業の 実施に必要な賃 金、報償費、旅 費、需用費（消 耗品費、印刷製 本費、会議費） 、役務費（通信 運搬費）、使用 料及び賃借料、 委託料（上記経 費に該当するも の。）

業 1,208千円	事業の実施に必 要な報償費、旅 費、委託料（上 記経費に該当す るもの。）
(2) 看護教員養成講習 会事業 ア 定員45人以上 5,401千円 イ 定員30人以上45 人未満 5,274千円	看護教員養成講 習会事業の実施 に必要な報償費 、旅費、委託料 （上記経費に該 当するもの。）
(3) 実習指導者講習会 事業 2,178千円	実習指導者講習 会事業の実施に 必要な報償費、 旅費、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）
(4) 看護職員臨床技能 向上推進事業 次のア及びイの合計 額とする。 ア 看護職員専門分 野研修 1コースあたり 5,191千円 イ 中堅看護職員実 務研修 （ア）短期研修 1実施単位当 たり 604千円	看護職員臨床技 能向上推進事業 （看護職員専門 分野研修）の実 施に必要な報償 費、旅費、消耗 品費、委託料（ 上記経費に該当 するもの。） 看護職員臨床技 能向上推進事業 （中堅看護職員 実務研修）の実 施に必要な報償



(4) 看護教員養成講習会事業 次のア～エの合計額とする。	看護教員養成講習会事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、
ア 看護教員養成講習会 1か所当たり 7,056千円 受講者30人以上1人増す毎に 230千円	使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
イ 教務主任養成講習会 受講者1人につき 404千円	
ウ 保健師・助産師教員養成講習会 受講者1人につき 280千円	
エ 他県受入加算 受入人数1人ごとに 20千円	
(5) 看護教員継続研修事業 1,219千円	看護教員継続研修事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）

(イ) 中期研修 1か所当たり 3,192千円	費、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）
-------------------------------	------------------------

(6) 実習指導者講習会 事業	実習指導者講習 会事業の実施に 必要な報償費、 旅費、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）
2,178千円	
(7) 協働推進研修事業	協働推進研修事 業の実施に必要 な賃金、報償費 、旅費、需用費 （消耗品費、印 刷製本費、会議 費）、役務費（ 通信運搬費）、 使用料及び賃借 料、備品購入費 、委託料（上記 経費に該当する もの。）
6,398千円	
(8) 潜在看護職員復職 研修事業	潜在看護職員復 職研修事業の実 施に必要な賃金 、報償費、旅費 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、会議費）、 役務費（通信運 搬費）、使用料 及び賃借料、委 託料（上記経費
1,481千円	

			に該当するもの。)	
イ 新人看護職員研修事業	二	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 研修経費 ア 新人看護職員が1名のとき 440千円  イ 新人看護職員が2名以上のとき 630千円	新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)	2分の1

イ 協働推進研修事業	一	1か所当たり 14,893千円	協働推進研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1

	務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）
(2) 教育担当者経費 新人看護職員5名ごとに 215千円	新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）
(注) 新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における在職者数とし、上限を70名とする。	
(3) 医療機関受入研修事業 ア 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円 イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円 ウ 10名～14名を受け入れる場合	医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃

1施設当たり 566千円	借料、備品購入 費
エ 15～19名を受け 入れる場合 1施設当たり 849千円	
オ 20名以上受け入 れる場合 1施設当たり 1,132千円	
カ 受け入れる新人 看護職員数が20名 を超える場合 1名増すごとに 45千円	
(注)	
1 医療機関受入研修 事業は複数月で実施す ること。	
2 医療機関受入研修 事業における受入人数 については、1人当た り年間40時間で1人と し、上限は30人とする 。なお、1人40時間に 満たない場合は、複数 人で40時間となれば1 人とする。	
次の(4)から(6)により 算出された額の合計額 とする	
(4) 多施設合同研修事	多施設合同研修

<p>業</p> <p>2,019千円</p>	<p>事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費（演習用に限る。）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
<p>(5) 研修責任者研修事業</p> <p>2,343千円</p>	<p>研修責任者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
<p>(6) 新人看護職員研修推進事業</p>	<p>新人看護職員研修推進事業の実</p>

			次のア及びイの合計額とする ア 協議会経費 4,615千円 イ アドバイザー派遣経費 340千円	施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）						
ウ 病院内保育所運営事業	—	各病院内保育施設につき、(1)により算定した基本額より別添3に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。 (1) 基本額 ア A型特例 1人×180,800円× 運営月数 イ A型 2人×180,800円× 運営月数 ウ B型 4人×180,800円× 運営月数	病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	3分の1	ウ 病院内保育所運営事業	—	各病院内保育施設につき、(1)により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除した額に、別に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。 (1) 基本額 ア A型特例 1人×180,800円× 運営月数 イ A型 2人×180,800円× 運営月数 ウ B型 4人×180,800円× 運営月数	病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	3分の1	

			エ B型特例 6人×180,800円× 運営月数 (2) 加算額 ア 24時間保育を行 っている施設 20,080円×運営日 数 イ 病児等保育を行 っている施設 193,070円×運営 月数 ウ 緊急一時保育を 行っている施設 20,080円×運営日 数 エ 児童保育を行っ ている施設 10,930円×運営日 数				エ B型特例 6人×180,800円× 運営月数 (2) 加算額 ア 24時間保育を行 っている施設 20,080円×運営日 数 イ 病児等保育を行 っている施設 193,070円×運営 月数 ウ 緊急一時保育を 行っている施設 20,080円×運営日 数			
工 看護職 員確保対策 特別事業	—	厚生労働大臣が必要と 認められた額	総合的な看護職 員確保対策特別 事業に必要な報 酬、賃金、報償 費、旅費（外国 旅費を含む。） 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、食糧費（会 議費）、光熱水 費）、役務費（ 通信運搬費、保 険料、広告料）	定額		工 看護職 員確保対策 特別事業	—	厚生労働大臣が必要と 認められた額	総合的な看護職 員確保対策特別 事業に必要な報 酬、賃金、報償 費、旅費（外国 旅費を含む。） 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費、食糧費（会 議費）、光熱水 費）、役務費（ 通信運搬費、保 険料、広告料）	定額



				、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
オ 訪問看護推進事業	二	次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。 <u>(1) 訪問看護推進協議会</u> 次のアからウにより算出された額の合計額とする。 <u>ア 訪問看護推進協議会経費</u> 531千円 <u>イ 事務局(訪問看護推進室)経費</u> 2,581千円 (ただし、新規に設置する事務局(訪問看護推進室)にあっては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。) <u>ウ 実態調査費</u> 1,834千円	訪問看護推進協議会及び事務局(訪問看護推進室)の運営に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1		(ア) 訪問看護推進協議会	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 <u>(1) 訪問看護推進協議会経費</u> 531千円 <u>(2) 事務局(訪問看護推進室)経費</u> 2,581千円 (ただし、新規に設置する事務局(訪問看護推進室)にあっては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。) <u>(3) 実態調査費</u> 1,828千円	訪問看護推進協議会及び事務局(訪問看護推進室)の運営に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1

(2) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
次のア及びイにより算出された額の合計額とする。	
ア 訪問看護ステーションの看護師の研修	1,258千円
イ 医療機関の看護師の研修	319千円
(3) 在宅ターミナルケア研修	在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
1か所当たり	247千円
(4) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業	在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報
1か所当たり	

(イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,258千円 (2) 医療機関の看護師の研修 958千円	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
(ウ) 在宅ターミナルケア研修	1か所当たり 247千円	在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
(エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー	1か所当たり	在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報	2分の1

665千円	償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）
(5) 在宅ターミナルケア等普及事業 次のア及びイにより算出された額の合計額とする。 ア フォーラム等開催経費 1,172千円 イ 普及啓発パンフレット 2,668千円	在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(6) 在宅ターミナルケア等地域連携会議 1か所当たり 661千円	在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

ザー派遣事業	665千円	償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
(オ) 在宅ターミナルケア等普及事業	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) フォーラム等開催経費 1,428千円 (2) 普及啓発パンフレット 3,341千円	在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
(カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議	1か所当たり 661千円	在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1

(7) 訪問看護管理者研修事業 796千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(8) 高度在宅看護技術実務研修事業 2,436千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(9) 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討	医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護

(キ) 訪問看護管理者研修事業	1か所当たり 796千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
(ク) 高度在宅看護技術実務研修事業	1か所当たり 2,436千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1

			5,415千円	充実の検討の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）					
		(10) 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業	2,406千円	医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）					
	カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業	二	次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 日本語習得支援事業	日本語習得支援	定額				
	カ 院内助産所・助産師外来開設のための助	二	1か所当たり 18,141千円	院内助産所・助産師外来開設のための助				院内助産所・助産師外来の開設のための医療機関管理者及び助	2分の1

		業 候補者等1人当たり 117千円	事業の実施に必要な報償費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）				産師等研修事業			産師研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
		(2) 就労研修支援事業 1か所当たり 295千円	就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）								
キ 助産師活用推進事業	二	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1) 助産師活用推進協議会 1,728千円	助産師活用推進協議会の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1			キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業	二	1か所当たり 2,375千円	助産師活用地域ネットワークづくり推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	2分の1
		(2) 院内助産所・助産師外来開設のための	院内助産所・助産師外来開設の								

助産師等研修事業 2,161千円	ための助産師等 研修事業の実施 の実施に必要な 賃金、報償費、 旅費、需用費（ 消耗品費、印刷 製本費、会議費 ）、役務費（通 信運搬費）、使 用料及び賃借料 、委託料（上記 経費に該当する もの。）
(3) 潜在助産師復職研 修事業 3,061千円	潜在助産師復職 研修事業の実施 に必要な賃金、 報償費、旅費、 需用費（消耗品 費、印刷製本費 、会議費）、役 務費（通信運搬 費）、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）
(4) 助産所管理者研修 事業 599千円	助産所管理者研 修事業の実施に 必要な賃金、報 償費、旅費、需 用費（消耗品費 、印刷製本費、 会議費）、役務

			費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ク 短時間 正規雇用等 看護職員の 多様な勤務 形態導入支 援事業	二	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。 (1) 多様な勤務形態導 入研修事業 825千円	多様な勤務形態 導入研修事業の 実施に必要な賃 金、報償費、旅 費、需用費（印 刷製本費、会議 費、消耗品費） 、役務費（通信 運搬費）、使用 料及び賃借料、 委託料（上記経 費に該当するも の。）	2分の1
		(2) 多様な勤務形態導 入等相談・アドバイ ザー派遣事業 次のア及びイの合計額 とする ア 相談窓口設置経 費 1,798千円 イ アドバイザー派 遣経費 258千円	多様な勤務形態 導入等相談・ア ドバイザー派遣 事業の実施に必 要な謝金、委員 等旅費、需用費 （印刷製本費、 消耗品費）、役 務費（通信運搬 費）、使用料及 び賃借料、委託 料（上記経費に	



				該当するもの。 )							
			(3) 就業環境改善支援事業 2,331千円	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）							
(4) 歯科保健医療対策事業	(3) 就業環境改善支援事業 1か所当たり 331千円	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	10分の10	(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業	一般	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	2分の1
		その他	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020運動推進特別事業に必	2分の1			特別	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020運動推進特別事業に必	10分の10

				要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）				要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）				
	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1 か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）	定額			イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1 か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）	定額
	ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	二	1 か所当たり 8,167千円	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な給料、賃金、旅費、需用費（会議費）、使用料及び賃借料、医療機器購入費、委託料（上記に該当するものに限る。）	定額							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) 公的病院等特殊診療部門	—	公的病院特殊診療部門	ア 小児医療施設 イ 在宅医療	13,546千円	—	3分の1

		(略)	(略)	(略)	(略)	運営事業			13,546千円		
		(略)	(略)	(略)	(略)		民間病院 特殊診療 部門	在宅医療	9,809千円	在宅医療を行う ために必要な給 与費（常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等）	3分の1
(略)	(略)	(略)	1 地域当たり <u>1,257千円</u>	(略)	(略)	(6) 院内感 染地域支 援ネット ワーク	—	—	1 地域当たり <u>1,304千円</u>	院内感染地域支 援ネットワーク 相談事業に必要 な報償費（医師 雇上謝金）、委 員等旅費、需用 費（消耗品費及 び印刷製本費） 、使用料及び賃 借料（会場借料 ）、委託料（上 記経費に該当す るもの。）	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 小児科 ・産科連 携病院等 協力体制 促進事業	—	—	削減病床数 1 床当たり 1,112千円	削減病床に専ら 従事していた職 員が引き続き当 該病院に勤務す る場合であって これら職員の次 に掲げる経費 給与費（常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費）	3分の1
(8) 在宅医 療推進支	ア 在宅医 療推進支	—	1 か所当たり <u>8,697千円</u>	在宅医療推進支 援センター事業	2分の1	(8) 在宅緩 和ケア対	ア 在宅緩 和ケア支	—	1 か所当たり <u>8,695千円</u>	在宅緩和ケア支 援センター事業	2分の1

援事業	援センタ 一事業		に必要な給与費 (非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)		策推進事業	援センタ 一事業		に必要な給与費 (非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	
イ 在宅医療推進連絡協議会	—	1 か所当たり 762千円	在宅医療推進連絡協議会の実施に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1	イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会	—	1 か所当たり 762千円	在宅緩和ケア推進連絡協議会の実施に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
ウ 在宅医療従事者研修	—	1 か所当たり 673千円	在宅医療従事者研修の実施に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗		ウ 緩和ケアに関する従事者研修	—	1 か所当たり 673千円	緩和ケアに関する従事者研修の実施に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本	

				品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)					費、消耗品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)		
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	—	1か所当たり  5,170千円	医療連携体制推進事業に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	—	1か所当たり  5,160千円	医療連携体制推進事業に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	イ 医師派遣等推進事業	—	次により算出された額の合計額  (1) 都道府県(医料対策協議会)における医師派遣調整等経費 1か所当たり 3,000千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費  (1) 都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信	2分の1		イ 医師派遣等推進事業	—	次により算出された額の合計額  (1) 都道府県(医料対策協議会)における医師派遣調整等経費 1か所当たり 3,000千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費  (1) 都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信	2分の1

	運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)
(2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師1人当たり 150千円	(2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費
(3) 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額 派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数	(3) 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額  (入院診療収益 + 外来診療収益 - (人件費(医療職) + 材料費

	運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)
(2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師1人当たり 150千円	(2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費
(3) 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額 派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数	(3) 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額  (入院診療収益 + 外来診療収益 - (人件費(医療職) + 材料費

		(4)派遣医師の海外研修等経費 派遣医師1人当たり 2,064千円	+その他の経費 )) / 医師数 (常勤+非常勤) × 1 / 12  (4) 派遣医師の海外研修等に 必要な謝金 (研修先機関への謝金等 (原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。)) 、旅費 (日当・宿泊費を含む (原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。)) 、図書購入費、研究研修費	
ウ 患者・家族対話推進事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	1か所あたり  1,170千円	患者・家族対話推進懇談会等事業に必要な報償費 (謝金)、旅費、需用費 (印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費 (通信運搬費)、委託料 (上記に	2分の1

		(4)派遣医師の海外研修等経費 派遣医師1人当たり 2,064千円	+その他の経費 )) / 医師数 (常勤+非常勤) × 1 / 12  (4) 派遣医師の海外研修等に 必要な謝金 (研修先機関への謝金等 (原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。)) 、旅費 (日当・宿泊費を含む (原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。)) 、図書購入費、研究研修費	
ウ 患者・家族対話推進事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	1か所あたり  1,170千円	患者・家族対話推進懇談会等事業に必要な報償費 (謝金)、旅費、需用費 (印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費 (通信運搬費)、委託料 (上記に	2分の1

			該当するものに限る。)					該当するものに限る。)		
	院内相談員養成研修事業	1か所あたり  1,329千円	院内相談員養成研修事業に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1				院内相談員養成研修事業  1,328千円	院内相談員養成研修事業に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
(10)女性医師等就労支援事業					(10)勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業	—	1か所当たり次により算出された額  月額426千円×事業月数	短時間正規雇用支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託療(上記経費に該当するもの。)	3分の1
						イ 医師事務作業補助者設置支援事業	—	1か所当たり次により算出された額	医師事務作業補助者設置支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報	2分の1



二	一	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。  (1) 相談窓口経費 6,484千円	女性医師等就労支援事業に必要な次に掲げる経費  事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費	2分の1

			償費、役務費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業	一	1か所当たり  20,000千円	女性医師等就労環境改善緊急対策事業に必要な給与費（常勤職員給与、非常勤職員給与、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、委員等旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2分の1
エ 女性医師等復職研修・相談事業	一	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。  (1) 事務局経費 9,860千円	女性医師等復職研修・相談事業に必要な次に掲げる経費  事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費	2分の1

(職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費、委員等旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)

(2) 病院研修経費  
1か所当たり

8,029千円

病院において受け入れた医師に係る研修を行うために必要な次の経費

(1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当

(2) 賃金(指導医に係る補助者雇上経費)

(3) 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品

(職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費、委員等旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)

(2) 病院経費  
1か所当たり

8,097千円

病院において受け入れた医師に係る研修を行うために必要な次の経費

(1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当

(2) 研修プログラム責任者にかかる謝金、人権費、手当

(3) 賃金(指導医及び研修プログラム責任者に係る補助

				購入費、図書 購入費 <u>(4) 委託料</u> （上 記(1)～(3)の 経費に該当す るもの）					<u>者雇上経費</u> <u>(4) 研修医受入</u> に係る医学研 究材料費、消 耗品費、備品 購入費、図書 購入費 <u>(5) 委託料</u> （上 記(1)～(4)の 経費に該当す るもの）		
			<u>(3) 就労環境改善経費</u> 1か所あたり 12,000千円	就労環境改善に 取り組むために 必要な給与費（ 職員給与費、非 常勤職員給与費 、法定福利費等 ）、賃金、報償 費、委員等旅費 、需用費（消耗 品費、印刷製本 費）、役務費（ 通信運搬費、雑 役務費）、使用 料及び賃借料、 備品購入費、図 書購入費、委託 料（上記経費に 該当するもの）							
(11)産科医	ア 産科医 等 確保支	—	1分娩当たり	分娩を取り扱う 産科・産婦人科 医及び助産師に	3分の1	(11)産科医	ア 産科医 等 確保支	—	1分娩当たり	分娩を取り扱う 産科・産婦人科 医及び助産師に	3分の1

等育成・ 確保支援 事業	援事業		10,000円	対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）		等育成・ 確保支援 事業	援事業		10,000円	対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	
	イ 産科医 等 育成支 援事業	—	研修医 1 人 1 月 当 たり  50,000円	臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	3分の1		イ 産科医 等 育成支 援事業	—	研修医 1 人 1 月 当 たり  50,000円	臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	3分の1
(12)医療提 供体制設備 整備事業	ア (ア) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(12)医療提 供体制設備 整備事業	ア (ア) 休日夜 間急患セン ター設備整 備事業	医療機器 等	(1) 人口10万人以上 の場合 1 か所 当 たり 4,200千円 (ただし、医師が常時 3人以上勤務するセ ンターについては10 ,500千円を限度とす る。) (2) 人口5万人以上10 万人未満の場合 1 か所 当 たり 3,150千円 (ただし、医師が常時 3人以上勤務するセ	休日夜間急患セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1

(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		ンターについては、 7,875千円を限度と する。)		
(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1か所当たり  10,500千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3分の1
(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 21,000千円 (ただし、特別に必要な場合は、105,000千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,000千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,000千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の備品購入費	3分の1
	心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受診装置の購入費	
(イ) 救命救	医療機器	次の(1)から(5)により	救命救急センタ	3分の1

					急センター 設備整備事 業	算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 244,650千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。) (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 60,000千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 60,000千円 (4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり 60,000千円 (5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 60,000千円	一として必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費	
(略)	(略)	(略)				ドクター	1か所当たり	ドクターカー及

	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
(オ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		
(カ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1か所当たり 11,025千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	カー	56,068千円	びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
	心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費	
	無線装置	1か所当たり 1,050千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第8により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1か所当たり 84,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3分の1
	指肢切断用医療機器	1か所当たり 30,583千円		
	急性中毒用医療機器	1か所当たり 21,000千円		
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1か所当たり 21,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
イ 小児救急遠隔医療	遠隔医療	(1) 支援側医療機関 1か所当たり	遠隔医療の実施に必要なテレパ	2分の1

						設 備 整 備 事 業	設 備	23,934千円 (2) 依頼側医療機関 1か所当たり ア 病院 27,835千円 イ 診療所 22,055千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)	ソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	
	ウ (7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ (7) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1か所当たり 31,500千円 (2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 1か所当たり 25,200千円 (1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,575千円をそれぞれ加算した額とする。ただし	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の備品購入費	3分の1



(イ) (略)	(略)	(1) (略)		
(ウ) 地域療 育支援施設 設備整備事 業	医療機器	1か所当たり 3,150千円×病床数 (※ただし10床分を 限度とする)	地域療育支援施 設として必要な 医療機器等の備 品購入費	2分の1
エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ (7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(イ) 周産期 医療施設 設備整備 事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 44,793千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 30,523千円	周産期医療施設 として必要な医 療機器等(母体 ・胎児集中治療 管理室に必要な 医療機器を含む 。)の備品購入 費	3分の1
	ドクター カー	1か所当たり  30,583千円	ドクターカー及 びドクターカー に搭載する医療 機器等の備品購 入費	
エ 共同利 用施設設 備整備事 業	共同利用 高額医療 機器	1か所当たり 210,000千円	共同利用施設又 は地域医療支援 病院として必要 な共同利用高額 医療機器の購入 費	3分の1
オ (7) 基幹災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1か所当たり 30,583千円	基幹災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1
(イ) 地域災	医療機器	1か所当たり	地域災害医療セ	3分の1

(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
キ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ケ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

害医療セ ンター設 備整備事 業	等	18,350千円	ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	
(ウ) NBC 災害・テ ロ対策設 備整備事 業	NBC災 害・テロ 対策用医 療機器等	1か所当たり 32,228千円	NBC災害及び テロ発生時に おける災害・救 急医療提供体制 整備に必要な 医療機器等の 購入費	2分の1
カ がん診 療施設設 備整備事 業	医療機器 等	1か所当たり 31,500千円 (ただし、1品 目の価格が、 52,500千円 を超えるもの で厚生労働大 臣が認めるも のについては、 31,500千円 を超えない範 围で加算する ことができる。)	がん診療施設 として必要な がんの医療機器 及び臨床検査機 器等の備品購 入費	3分の1
キ 医学的 リハビリ テーション 施設設 備整備事 業	医療機器	1か所当たり 10,500千円	医学的リハビリ テーション施設 として必要な 医療機器の備 品購入費	3分の1
ク 人工腎 臓装置不 足地域設 備整備事 業	人工腎臓 装置	1か所当たり (1) 多人数用 13,440千円 (2) 単身用 6,825千円	人工腎臓装置 の購入費	3分の1
ケ HLA 検査セン	医療機器	1か所当たり 21,000千円	組織適合検査 に必要な備品 購入	2分の1

コ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
シ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ス (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ター設備 整備事業			費（検査機器、 臓器保存器）	
コ 院内感 染対策設 備整備事 業	初度設備	病院の医療法上の総許 可病床数が以下の場合 1か所当たり (1)50床未満 1,019千円 (2)50床以上100床未満 1,325千円 (3)100床以上200床未 満 2,141千円 (4)200床以上300床未 満 3,262千円 (5)300床以上 4,383千円	病院の院内感染 の拡大防止に必 要な自動手指消 毒器の購入費	3分の1
サ 環境調 整室設備 整備事業	検査機器	1か所当たり 37,000千円	環境調整室に必 要な検査機器（ 化学物質注入装 置、化学物質分 析装置、近赤外 線ヘモグロビン 酸素濃度測定器 ）の備品購入費	3分の1
シ 看護師 等養成所 初度設備 整備事業	初度設備	1か所当たり 13,335千円 （ただし、助産師養成 所にあつては、21,735 千円とする。）	標本、模型及び 教育用機械器具 等の購入費	2分の1
ス 理学療 法士等養 成所初度	初度設備	1か所当たり 14,175千円 （ただし、理学療法士		

セ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ソ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
タ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
チ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ツ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
テ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

設備整備事業		又は作業療法士どちらか一方を整備する場合には、7,087千円とする。)		
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1か所当たり 2,650千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2分の1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 11,000千円	施設の新設やカリキュラム変更等に伴い必要となる標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1か所当たり 210,000千円	内視鏡手術の研究に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	2分の1
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	医療機器等	1か所当たり 10,500千円	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 3,811千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
テ 医療機	マイクロ	1台当たり	医療機関の所在	3分の1

	(略)	(略)	(略)	
ト (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

関アクセ ス支援車 整備事業	バス	2,701千円	する地域へ運行 されるマイクロ バスの購入費	
	ワゴン車 等	1台当たり 1,407千円	医療機関の所在 する地域へ運行 されるワゴン車 等の購入費	
ト 在宅歯 科診療設 備整備事 業	初度設備	1か所当たり 3,638千円	在宅歯科診療に 必要な医療機器 等の備品購入費	3分の1

別表3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	イ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機 関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確 保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機 関支援事業 コ 診療協力支援事業 シ 救命救急センター運営事業	3分の2	2分の1
(3) 看護職員確保対策 事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	ウ 小児初期救急センター運営事 業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ ヘリコプター等添乗医師等確 保事業 ク 管制塔機能を担う救急医療機 関等運営事業 コ 救命救急センター運営事業	3分の2	2分の1
(2) 周産期医療対策事 業等	イ 総合周産期母子医療センター の運営事業 ウ 地域周産期母子医療センター の運営事業	3分の2	2分の1
(3) 看護職員確保対策 事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1

(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	3分の2	2分の1
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	3分の2	2分の1
(12) 医療提供体制設備整備事業	<p>ア</p> <p>(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業</p> <p>(イ) 小児初期救急センター設備整備事業</p> <p>(エ) 救命救急センター設備整備事業</p> <p>(オ) 高度救命救急センター設備整備事業</p> <p>(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業</p> <p>(キ) 小児集中治療室設備整備事業</p> <p>ウ</p> <p>(ア) 小児医療施設設備整備事業</p> <p>(イ) 周産期医療施設設備整備事業</p> <p>エ</p> <p>(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業</p> <p>(イ) 地域災害医療センター設備整備事業</p> <p>コ 院内感染対策設備整備事業</p> <p>チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業</p> <p>ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業</p>	3分の2	2分の1	(12) 医療提供体制設備整備事業	<p>ア</p> <p>(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業</p> <p>(イ) 小児初期救急センター設備整備事業</p> <p>(エ) 救命救急センター設備整備事業</p> <p>(オ) 高度救命救急センター設備整備事業</p> <p>(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業</p> <p>ウ</p> <p>(ア) 小児医療施設設備整備事業</p> <p>(イ) 周産期医療施設設備整備事業</p> <p>エ</p> <p>(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業</p> <p>(イ) 地域災害医療センター設備整備事業</p> <p>コ 院内感染対策設備整備事業</p> <p>チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業</p> <p>ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業</p>	3分の2	2分の1

テ	医療機関アクセス支援車整備事業		
ト	在宅歯科診療設備整備事業		
イ	小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

テ	医療機関アクセス支援車整備事業		
ト	在宅歯科診療設備整備事業		
イ	小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児初期救急センター運営事業 ウ 小児救急地域医師研修事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ 小児救急医療拠点病院運営事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 コ 診療協力支援事業 サ 救急医療専門領域医師研修事業 シ 救命救急センター運営事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事業 チ 救急勤務医支援事業 ツ 自動体外式除細動機(AED)	A (略)

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児救急地域医師研修事業 ウ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業 キ 小児救急医療拠点病院運営事業 ク 救急医療専門領域医師研修事業 ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 コ 救命救急センター運営事業 サ ドクターヘリ導入促進事業 シ 救急勤務医支援事業 ス 救急救命士病院実習受入促進事業 セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機(AED)の普及啓発事業 ソ 救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)運営事業 タ 救急患者受入コーディネーター事業	A 救急医療等対策(運営費)

	<p>の普及啓発事業</p> <p>ㇿ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p> <p>ト 救急患者受入コーディネーター事業</p> <p>ナ 救急患者退院コーディネーター事業</p>				
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>ウ 新生児医療担当医確保支援事業</p> <p>エ 地域療育支援施設運営事業</p> <p>オ 日中一時支援事業</p>		(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 総合周産期母子医療センターの運営事業</p> <p>ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業</p>	
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ 新人看護職員研修事業</p> <p>ウ 病院内保育所運営事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>オ 訪問看護推進事業</p> <p>カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業</p> <p>キ 助産師活用推進事業</p> <p>ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業</p>	B (略)	(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ 協働推進研修事業</p> <p>ウ 病院内保育所運営事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>オ 訪問看護推進事業</p> <p>カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業</p> <p>キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業</p>	B 看護職員等確保対策（運営費）
(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p> <p>ウ 在宅歯科医療連携室整備事業</p>		(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p>	
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	C (略)	(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	C 地域医療確保等対策（運営費）
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事	—		(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事	—	



業		
(7) 小児科・産科連携 病院等協力体制促進 事業	—	
(8) 在宅医療推進支援 事業	ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業 ウ 患者・家族対話推進事業	
(10) 女性医師等就労支 援事業	二	
(11) 産科医等育成・確 保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	
(12) 医療提供体制設備 整備事業	ア (ア) ~ (カ) (略)  (キ) 小児集中治療室設備整備事業	D (略)

業		
(7) 小児科・産科連携 病院等協力体制促進 事業	—	
(8) 在宅緩和ケア対策 推進事業	ア 在宅緩和ケア支援センター事業 イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会 ウ 緩和ケアに関する従事者研修	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業 ウ 患者・家族対話推進事業	
(10) 勤務医等環境整備 事業	ア 短時間正規雇用支援事業 イ 医師事務作業補助者設置支援事業 ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策 事業 エ 女性医師等復職研修・相談事業	
(11) 産科医等育成・確 保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	
(12) 医療提供体制設備 整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事 業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事 業 (ウ) 病院群輪番整備病院及び共同利用 型病院設備整備事業 (イ) 救命救急センター設備整備事業 (イ) 高度救命救急センター設備整備事 業 (イ) 高度救命救急センター設備整備事 業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事 業	D 地域医療確保等対 策 (設備費)

イ (略)

ウ

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ (略)

オ～ト (略)

イ 小児救急医療拠点病院設備整備事業

ウ

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

オ

- (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業
- (イ) 地域災害医療センター設備整備事業
- (ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業

カ がん診療施設設備整備事業

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業

ク 人工臓器装置不足地域設備整備事業

ケ H L A 検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

チ 小児科・産科連携病院等病床転換

	シ～タ (略)	E (略)

整備事業	
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	
ト 在宅歯科診療設備整備事業	
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	E 看護職員等確保対策 (設備費)
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項 (100点)

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項 (100点)

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表6 医療機関に係る評価事項(35点)

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：10点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

別表6 医療機関に係る評価事項(35点)

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：10点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は 初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認め る医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の 派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以 外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に 基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を利用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事 業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療 連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする (各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による 医師派遣人数(5点)	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人 数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点

	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は 初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認め る医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の 派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以 外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に 基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を利用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事 業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医 療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数と する(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による 医師派遣人数(5点)	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣 人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点

	(2) 10人以上20未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする。（各項目1点）。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

	(2) 10人以上20未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする。（各項目1点）。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

(交付基礎額の下限)

7 交付の決定において4の(12)の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。

(交付基礎額の下限)

7 交付の決定において4の(12)の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額	
(12) 医療提供体制設備整備事業		
ア(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア(エ) 救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
ア(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(ア) 小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(イ) 周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき	1,000千円
オ(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
オ(イ) 地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円

別表8

1 事業名	2 下限額	
(12) 医療提供体制設備整備事業		
ア(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア(エ) 救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
ア(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(ア) 小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(イ) 周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき	1,000千円
オ(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
オ(イ) 地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円

カ	がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円
キ	医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ	H L A 検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ	院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ	環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
シ	看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
		(ただし、助産師養成所にあつては、	
		1品につき	10千円)
ス	理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ	看護師等養成所初度設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ	歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ	小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	1品につき	33千円
ツ	院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
テ	医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
ト	在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

8 ～ 16 (略)

カ	がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円
キ	医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ	H L A 検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ	院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ	環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
シ	看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
		(ただし、助産師養成所にあつては、	
		1品につき	10千円)
ス	理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ	看護師等養成所初度設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ	歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ	小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	1品につき	33千円
ツ	院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
テ	医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
ト	在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(2) 事業者配分する統合補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の

合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

1 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が交付対象事業を実施する場合

ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。(それぞれの事業の30%以内の変更(ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。)は除く。)

イ 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る



消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 都道府県は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

ウ 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 都道府県から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合

には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業(市町村が補助する事業に限る。)に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1)のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金(市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。)に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者(市町村補助金

の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。)に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1)のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2)のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2)及び(3)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年

度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

14 都道府県知事は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

16 特別の事情により6、10、11及び14に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1) (略)

(別添1)

### 診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日B	
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

(別添2) (略)

(別添2)

### 救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。  
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知  
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。
  - (1) 充実段階Aは、100%
  - (2) 充実段階Bは、90%
  - (3) 充実段階Cは、80%

(別添3)

#### 保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 (1) 保育料収入相当額は、標準保育料と10,000円の差に保育月数を乗じた金額の合計額とする。ただし、10,000円を下限として、年齢順位による標準保育料の扱いは表2のとおりとする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表3のとおりである。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分

階層区分		定 義	標準保育料（月額）
第1階層		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	—
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町	市町村民税非課税世帯	0円
第3階層	村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	14,000円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、	40,000円未満	20,000円
第5階層	その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	27,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	35,000円
第7階層		413,000円以上	45,000円

表1 標準保育料

年齢順位	標準保育料
第1子相当	標準保育料表に定める額
第2子相当	標準保育料表に定める額×0.5
第3子相当	標準保育料表に定める額×0.1

表2 年齢順位による係数

種別	保育児童
A型特例	2人
A型	5人
B型	10人
B型特例	15人

表3 上限人数

(2) 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる標準保育料及び控除保育料とする。

ア. 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。

イ. 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特



別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

ウ. 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると都道府県の長が認めた世帯。

区 分	標準保育料（月額）	控除保育料（月額）
第3階層	13,000円	3,000円

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（医療提供体制推進事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

注）（1）保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

（2）その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

（3）標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2. 6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額3,146,000円

3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

<u>負担能力指数</u>	<u>調整率</u>
<u>5未満</u>	<u>1.0</u>
<u>5以上20未満</u>	<u>0.8</u>
<u>20以上</u>	<u>0.6</u>